

4082

刑 政



第七號

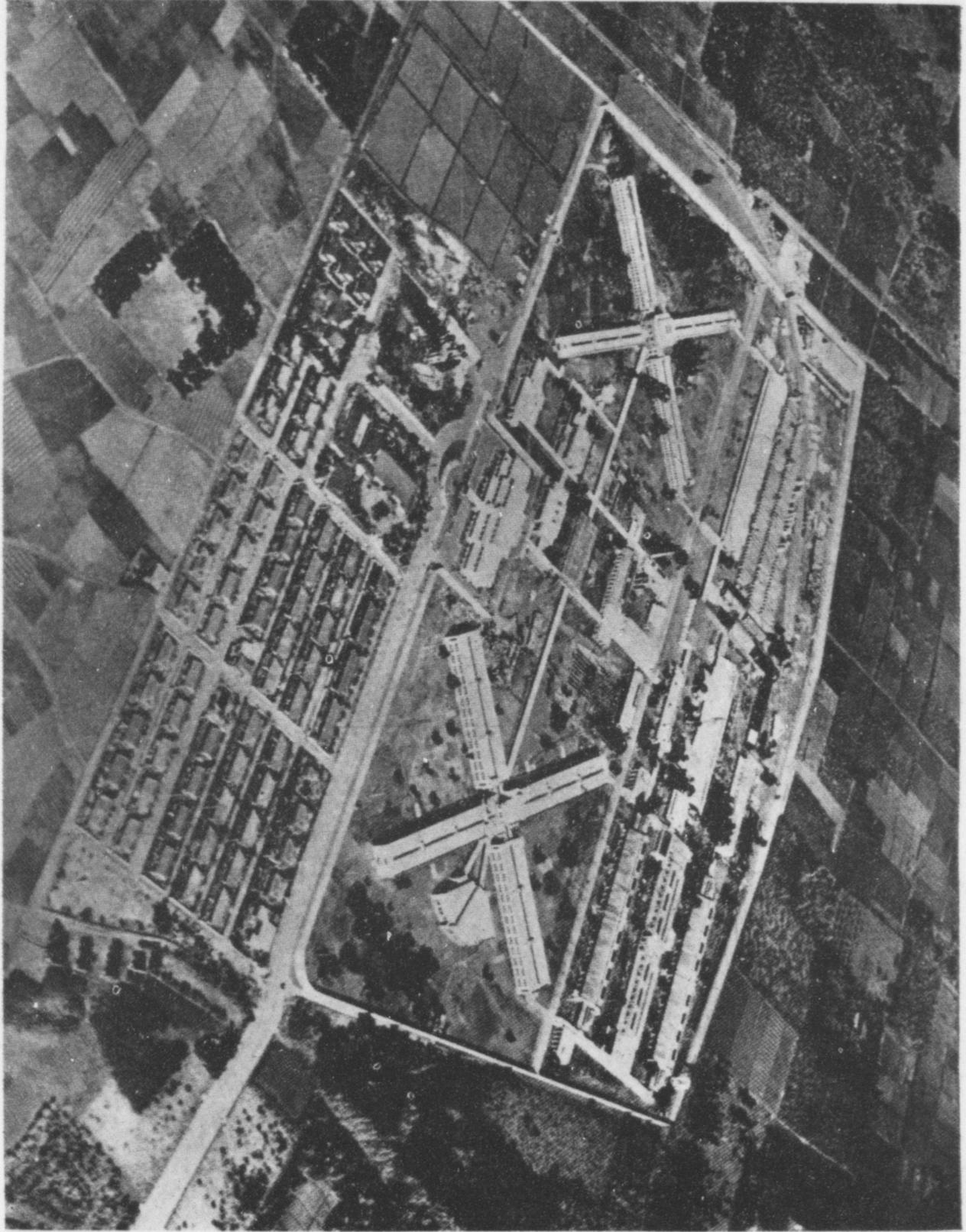
七月號

第四十八卷

雜 報	海 外 時 報	受 刑 者 矯 正 へ の 序 説	刑 事 社 會 學 に 於 け る 問 題 (三)	明 治 前 期 の 北 海 道 集 治 監	行 刑 に お け る 『 生 活 標 準 』 問 題	行 刑 に 於 け る 三 大 目 的 (卷 頭 言)
63	61	ベン・カープマン 49	小 川 太 郎 38	細 川 龜 市 26	牧 野 英 一 5	正 木 亮 2

財團法人 刑務協會發行

116



新築府中刑務所鳥瞰圖



新築府中刑務所
房舎内部

(上) 獨居房廊下(二階)

獨居房數 定員共六一六(室ノ面積

夜間獨居一、三六坪
晝夜獨居一、六坪強)

(下) 雜居房廊下(二階)

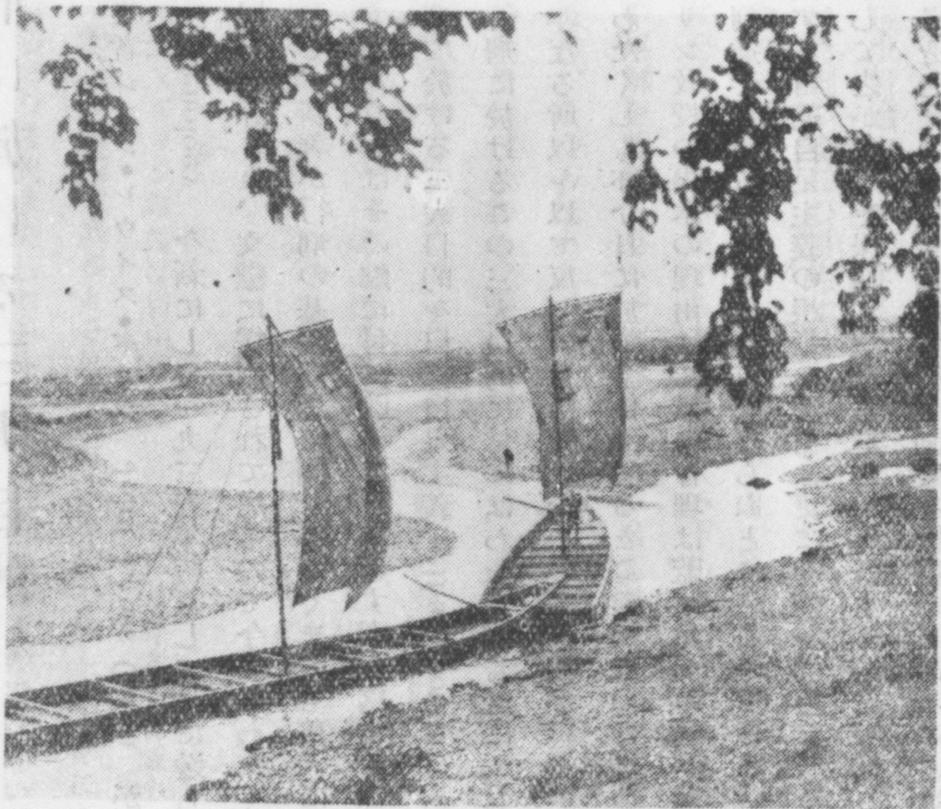
雜居房數 二〇八定員一、八七二(室ノ面積八、三坪弱)



新築府中刑務所落成式
式場全景と上右より小原司法大臣、岡部所長、林大審院長、
光行檢事總長、佐藤奈良地方裁判所長、岩松刑務協會々長

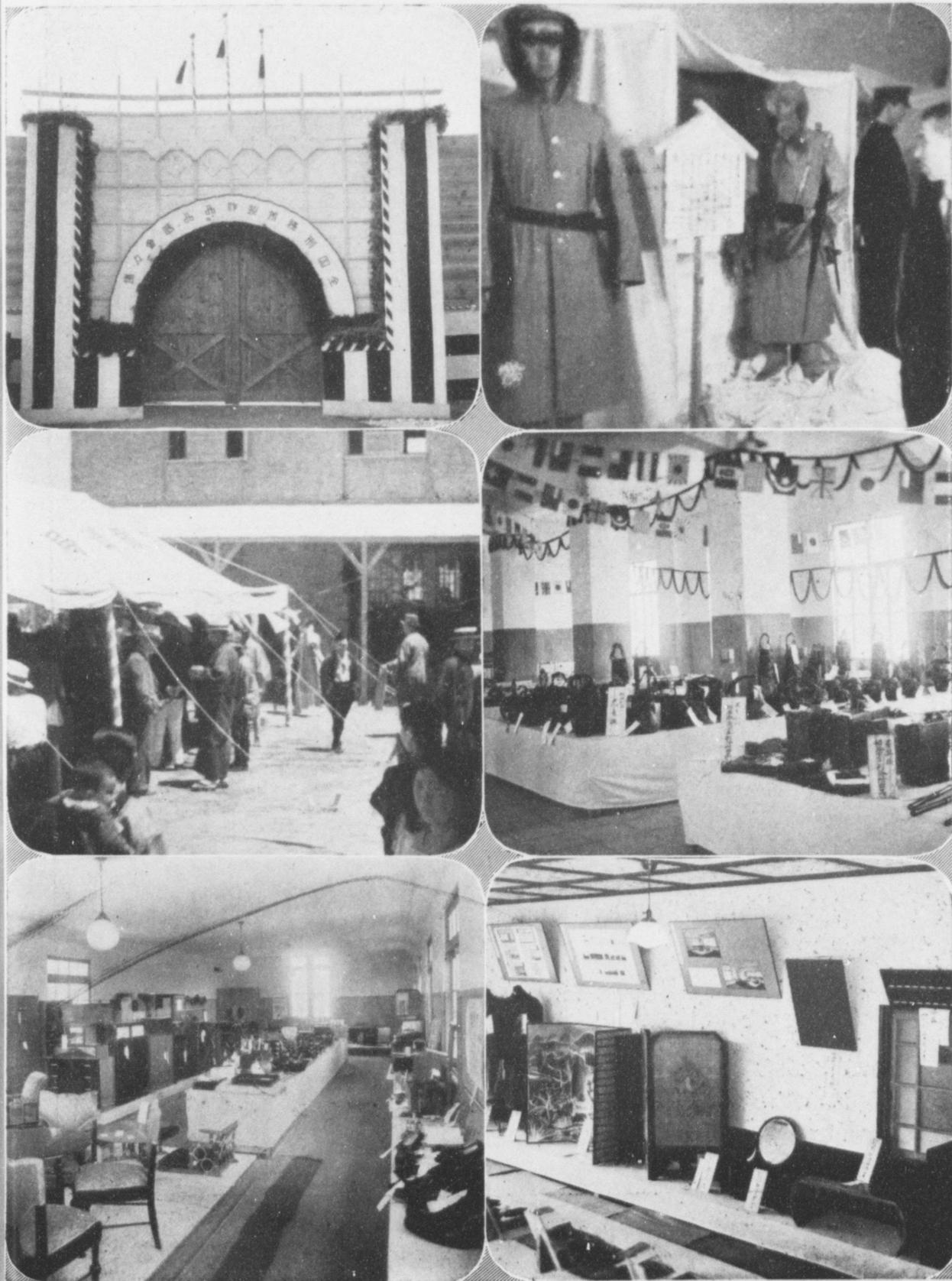
第六回全國刑務所製作品評會會旗

刑 政



第 四 十 八 卷

七 月 號



右列第一會場——上より軍需品の陳列、即賣會場、職員出品
左列第二會場——上より正門、屋外即賣場の雑踏、屋内の一部

行刑に於ける三大目的

アメリカの刑事學者ジョン・レウイス・ギリン John Lewis Gillin がその舊著「刑事學と刑罰學」Criminology and Penology を新にして一九三五年版として世に送られた。ギリン教授の舊著は既に我が學界に於て屢々紹介され、文獻に援用されて居るので今茲にわたくしがこと新しく紹介の勞を取るまでもない。しかし、新著が行刑の基礎觀念に關してあくまでも舊著に於て主張されたところを維持されて居るのを見てわたくしはその點に付て改めて思を廻す責を感じるの切なるものがあるのである。

ギリン教授は行刑に於ける三大目的を自給自足主義 self-supporting と感化 reformation と隔離とであるとされる。行刑に於けるこの三大目的に付てはわたくしも既に久しき以前より主張を續け時にその自給自足主義の非なる所以を以て反對すらも受けたことがあるが、しかし、ギリン教授がその主張を維持されるが如くわたくしも亦今日に於ても依然變るところがないのである。しかし、その自給自足主義を主張されるギリン教授の根本の理由は監獄の管理は監獄生活の經濟状態と關係があるから監獄作業を自給自足主義に到達せしめるやう努力せねばならぬとされるのである。

わたくしの主張する自給自足主義の根柢の理由は更に一步を進めて居ると思ふ。思ふに、國家は犯罪者を社會より隔離して之が生活を保障する。しかし、その生活保障の爲めに要する國費は抑も何人の負擔であるかを考へるときそこに無策無爲の行刑制度を維持せしめることは被害者等に對して被害の加重になる場合すらあり得ることを想像することが出来るのである。加ふるに、勞働は人類道德の源泉でも

ある。勞働せしめ怠惰嫌勞の惡風を除去することはやがて惡人を徳化せしむる所以である。彼此綜合して行刑の基本を考案するとき監獄の自給自足問題はギリン教授のいふが如く單なる經濟上の問題に止まらずしてそれが倫理上看過すべからざるものであることを理解することが出来るのである。

次にギリン教授は行刑の第二の目的は犯人に對して社會的威嚇 social menace を加ふる代りに有用なる一員として社會に復歸せしめようとする囚人感化であると説明される。行刑のこの目的に付て刑事學者及實務家の中に恐らく之を否定する者はあるまい。しかし、この囚人感化の目的は動もすればその手段の點に於て世の誤解を惹起し易い。例へば、わが累進處遇の最大目的はこの囚人感化の目的を以てその極致とする。故に、その方法として第一級者に或は郊外散歩を爲さしめ或は自治生活を爲さしむることの目的は妥當であるが、しかし、朝に霜をふんで野良に出で、夕に星をいただいて歸る勤勉な百姓たちの世界で、囚人が散歩でもしようものなら、社會人は社會復歸としてのその感化手段に却つて反感を持ち、延いては囚人感化の最大目的にまで反對を受けるに至るのである。だから行刑實務家は學者のやうな主張を皮相に觀察することなくよく社會の風俗習慣等に合致せしめることに意を用ゐねばならぬのである。

第三の隔離目的に付てギリン教授は自由生活に於てその共存者を脅威する破壊者を社會より保護することが行刑に於ける第三の目的であるとされるのである。しかし、不幸にして今日のわが刑事制度の上には行刑のこの第三の目的は決して十分に達し得られるものではない。そこに、不定期刑の主張されつつある所以があるし、短期自由刑の排斥されつつある所以があるのである。

ギリン教授のこの行刑の三大目的を要約すれば行刑といふものは社會を背景としてその背景に合致し得るやうに犯人を改造する手段であるといふことに歸着する。即ち、行刑の目的は犯人個人の爲めであり同時に社會利益の爲めに働かねばならぬといふことになるのである。

今日わが行刑當局は作業統制を基本として作業の企劃經營に付き萬全の努力を拂ひつつあるがその終局の理想は要するにギリン教授の自給自足に合致する。又今日わが當局は累進處遇によつて人生陶冶の原理を體得せしめんと意圖しつつあるがその最大理想はギリン教授の社會復歸に歸着するのである。ギリン教授の理想は既にわが行刑に於ては大半が具體化され來つたことを嘗て來遊したことのあるギリン教授は果して知るや知らずや。

昭和十年六月二十五日

正 木 亮

行刑における『生活標準』問題

牧 野 英 一

- 一 一九三五年の國際刑務會議とナチス・ドイツの立場
- 二 行刑における國家の權威
- 三 『生活標準』問題と國家理論

一 本年の八月にベルリンで開かるべき國際刑務會議の議題中に『生活標準』といふのがある。受刑者に對して承認すべき生活の標準がいづこに存すべきかといふことである。

問題は、經濟的危機の現下における時事問題として提出されたといひ得よう。第二部の第二問が次のやうに掲げられてゐる。曰く『工業的及び農業的の失業が危機時における受刑者の作業に及ぼす影響如何、而して、如何なる方法に依つて、それに由來する有害な結果を避け又は輕減することを得るか(第一項)。受刑者の生活標準を定むるにつき一般民衆の生活標準を考慮することを要するか(第二項)』と。これに對する註解は次のやうになつてゐる。曰く『この問題は、特に時事的のものであり又喫緊的のものである。危機が到る所を荒らしてゐる。さうして、その結

果たる失業が、監獄作業に關する困難を著大ならしめてゐる。この困難は實に好景氣の時に於いてでも免れ難いところであるが、現下において更にしかり。目下の事情では、この危機はなほ永く續くであらうとおもはれる。されば、この點につき諸國が嘗めた苦い經驗とそれに對して採つた方策とを蒐めることは有益なことであらう。第二項は、危機に因つて發生した同一の事情に關聯する原則的な且つ實際的な特別問題である」と。

さて、この問題に關聯して、わたくしは、二つの資料を比較して考へねばならぬ。

第一は、國際刑務委員會の受刑者處遇規程である。この規程が一九二九年に制定され、一九三三年に修正されたものであること、これは改めて説くのを要なし。この規程の第八條は次のやうに規定してゐる。曰く『刑務所は通常の健康と體力とを保持するに適當なる分量と性質との食物を受刑者に供給すべし(第一項)。各受刑者は何時にても飲料水の供給を受くべし(第二項)。受刑者の食料は刑務所の醫師の監督を受くべし(第三項)』と。

受刑者處遇規程は、一九二七年のドイツ行刑法案から著しく影響を受けてゐる。そこで、食料に關する行刑法案の規定を見ると、その第七十三條には、『食料は受刑者が健康と勞働能力とを保持するやうに給與されねばならぬ』としてある。この規定は、ナチスドイツにおいては採用されなかつた。一九三三年八月一日のプロイセン行刑法において、第十七條に次のやうな規定がある。『給養は、自己の責に歸すべからざる事由に因りて勞働及び生業より離れたる收入なき同胞のそれより下位に在るものたるべし。故に、それは最も簡單なるものなるべし』と。

見方に依つては、一九二七年の行刑法案は平常時における行刑法規として立案されたものといひ得よう。これに對して一九三三年の新法律は、ナチスドイツにおける現下の非常時に處するの法規だとして考へられ得よう。兎にかく、ナチスドイツは、この點において、方針を變更したといふことになるのである。

二 理論として考へて、この點に關しては、由來、二つの見解が相争つてゐる。第一は、社會における自由民の間における最貧者を基準とし、受刑者に對しては、それを降るの給養が認められねばならぬといふのである。これに對し、第二は、受刑者を社會の一員として理解し、その正常なる生活において國家が保障せねばならぬものと認めらるべき給養が支給されねばならぬ、といふのである。この立場から見ると、國家は、社會の自由人に對しては、少くともその程度、できるならばそれ以上の生活を擔保するの責に任ぜねばならぬことになるのである。

受刑者と自由人とを同一に處遇せねばならぬとするのでない意味において、兩者は、その出發點をおなじくするのである。しかし、議論の組織が、一方は現實主義である。現在の貧者を基本として考へるからである。これに對し、他方は理想主義である。社會の生活を自由人に對しても、受刑者に對しても、共に現在より高めねばならぬとするものであるからである。

いふまでもなく前者は極めて實際的な議論であり、その實行が容易なのである。刑法學者の一派に、常に『如實』といふことを高調するのがあるが、おそらくは、その主張とこれとが合一して考へられ得るであらう。わたくしは、『如實』といふ語に存する幽玄な色彩を忘れてゐるわけでない。

従つて、その論者たちの主張に對して誤解を免れないであらうかともおもふ。しかし、それ等の人たちが常に教育刑論に對して反對し、刑の本質はどこまでも應報としての害惡でなければならぬとし、人道的教育的なる措置は、ただ附隨的な效果として、でき得るだけの範圍において望ましいものであるに過ぎない、とされるところから見ると、わたくしが右のやうに考へることは、大きなまちがひではないであらう。

後者は、實行の困難な議論であるといはねばならぬ。さうして、一部の學者は、これを直ちに誤解して、監獄をホテルと同視するの主張であるかのやうに誣ひ、その架空性を笑ふことになつてゐる。しかし、行刑の原則上、受刑者もなほ「人」としてこれを處遇せねばならぬ、といふ點を、われわれは考慮するの要がある。受刑者を社會生活における人格として、これに對する信義誠實の原則をもつてせねばならぬといふことがその一つ。さうして、これを更に法律上の人格として信義則に依るその内容を更に法律關係として組織立てねばならぬといふことがその二つ。かやうな二つの要請を現在の行刑に就いて考へ合はせるにおいては、それは、まさに、一の『理念論』である。『如實』に追隨するの主張ではなく、如實を指導することに因つて、國家の行動を一次程の高きに進ましめようとするものである。

國際刑務會議は、その從來の業績において、この理念論を高調しつつあつたのである。さうして、われわれは、そこに、行刑に關する最近の思想が在るものと考へてゐるのである。しかし、最近のナチスドイツは、今、これに反對しようとするのであるらしくも見える。

三　そこで、皮肉にも、今次の國際刑務會議がベルリンで開かれようとするのである。わたくしは、會議の議題がかやうに決定されたことと、ドイツにおける國民革命との關係が、どうあるかの實情を知るところがない。しかし、この問題が、いかに、現下のベルリンにおいて諸國の人人に依りいかに取扱はれるであらうかは、一方において皮肉でもあるし、他方においてわれわれを甚だ好奇的ならしめる。

しかし、わたくしは、かやうな點における國際文化とナチス文化との間に成立すべき皮肉乃至矛盾をながめる前に、ナチス行刑法における一種のものを考へねばならぬ。それは、右の行刑法の次の第十八條が、直ちに『受刑者は健康に保持せらるべし』と規定してゐることである。そこには『勞働能力』のことがもはや表示されてゐない。しかし、健康といふ點は、しかく明かにされてゐるのである。されば、ナチスドイツでは、失業に因り収入の途を失つた同胞については、その健康特にその勞働能力をどう考へてゐることになるのであらうか。

これは、單に、この點だけについて考へらるべき問題でない。ナチス刑法理論の全體に存する一種の皮肉が更に考へられねばならぬのである。抑も、ナチス刑法は主觀主義を徹底せむとしてゐる。従來の刑法をもつて侵害刑法だとしてこれを危険刑法に變更しようとしてゐる。否、更に進んでその危険刑法を意思刑法たらしめねばならぬとさへしてゐる。すなはち、犯罪を目するに、社會に對して一定の侵害を發生せしめた行爲といふ點に核心をおかないで、一定の危険を包藏するそれといふことにしようといふのである。この點において、既遂と未遂との區別を

否定しようといふのがその著しい論結である。さうして、かやうな危険行爲はその發生せしめた現實の危険の故に刑罰の對象となるのでなくして、その行爲に因つて明かにされるに至つた犯罪的意思の故にしかりとするのである。われわれが多年主張し來つた徴表主義は、その徴表主義といふ名稱こそ採用されなければ、その理論の要點は、今、ナチス刑法論に依つて承認されることになつてゐるのである。わたくしは意思刑法といふことと徴表主義といふこととを同義のものとして理解するの外ない。

さて、われわれは、われわれの徴表主義の故をもつて、刑罰も亦受刑者の意思に作用せねばならぬものとするのである。應報刑論者は、受刑者の身體に苦痛を與へることが刑罰の本義だとし、てゐる。これに因つて、犯罪に因る道義上の責任が觀念的に解除されるといふのである。が、しかし、このやうな議論は、暫く別論としよう。ナチス刑法では、身體的な苦痛を科することに因つて、威嚇的に、受刑者の意思に對してはたらきかけようとするのである。ナチスの刑法理論は、觀念的な應報刑論でなくして、功利的な民族防衛論である。それで、威嚇刑に依つて、受刑者の意思を壓抑し、これに因つて刑法の目的を達しようとするのである。それは、やはり目的主義である點において、われわれと歩調をおなじくするものがあるといはねばならぬ。ただ、われわれが社會防衛としてゐるのに代へて、ナチス刑法では、特に民族の保全といふことが高調されてゐるのである。

しかし、われわれは、威嚇に因る壓抑といふことが、經驗上、受刑者の意思に對してはたらきかけ

るのに、必要にして且つ十分なものでないと考へるのである。第一に、それは十分なものでない。われわれは威嚇の外に種種の技術的な方法を用ひ得るのであるし、又これを用ひねばならぬのである。さうして、第二に、場合に依つては、その技術的な方法を有効に作用せしめむがためには、威嚇をもつて必要なものとさへも考へないのである。斯くして、教育刑論が構成されることになつたのである。

わたくしは、教育刑論といふ觀念乃至標語が目的刑論といふ觀念乃至標語の發展乃至醇化として、ドイツの學者に依り案出されたものであることを考へねばならぬ。さうして、その目的刑論といふことが、すでに、ドイツの科學の主唱にかかるところなのである。しかのみならず、行刑改良において、技術的方法がいかに利用せらるべきかを明かにしつつあることについては、ドイツの學者たちの努力が特に大きいことを考へねばならぬ。それにもかかはらず、ナチス刑法理論における刑罰論には、威嚇主義が甚だ鮮やかなことになつてゐる。わたくしは、ここに、ナチスドイツの學界における一種の皮肉を看取せねばならぬのである。

— 1 —

一 ナチスドイツの刑法理論は、自由刑法か權威刑法か、といふことを標語としてゐる。従來刑法は犯罪人のマグナカルタとして知られてゐるが、これは、個人主義的自由主義である。刑法は社會——ナチスドイツの用語に従へば『民族團體』——の方面から考慮されねばならぬといふ

のである。かくして、刑法は犯罪人に對し國家の權威を示すものでなければならぬ、とするのである。

その『權威』といふことが、今、ドイツ公法學においての基本問題である。權威といふ語は、常識的に、少くとも素朴的には、權力と同義に解せられる傾きを持つてゐる。しかし、權力が、權力そのものとして、當然にすなはち絶對的に、自己の價値を主張し得るか、やはり考へなほされねばならぬ。大戰前のドイツはそのマハトドクトリン(權力理論)を展開することに因つて克く國家を経営したといはねばならぬ。しかし、大戰後の文化主義は、今、それを批判しつつあるのである。ただ、文化主義はその常軌を逸することに因つて、往往文弱の弊を暴露せねばならぬ。斯くして、今、國家における權力の文化的機能といふことが重ねて考へなほされねばならぬことになつてゐるのである。殊に、ドイツにおいてそれが切實に感ぜられてゐる。いはゆる社會的民主主義の名に依つて知られた政治は、ドイツ民族をドイツ民族として強く生きしめてゆくゆゑのものでないといふことである。ここに、國家の權威といふことが考へられねばならぬのである。

刑法における從來の罪刑法定主義は、刑法論として、常に、個人を刑法の統制から免れしめむとするに銳意であつたといつてもいい。刑法の各本條は、それぞれその合理的基礎を持つてゐるわけであるにかかはらず、その規定をその合理性に従つて解釋上展開することは許されなかつた。刑法においては類推解釋の許されないといふことがその信條とされた結果は、刑法をただ文理的に取扱ひ、形式的概念的に法律論を行ふことをもつて、法律家の仕事とすることになつた。

國家は自己の制定した法律に依つて常に、自繩自縛の立場に立つことになつてゐるのである。

これは、ひとり刑法に限つたことでない。民法の領域においてもさうであつたし、公法の領域においてもさうであつた。政治の上で立憲主義とされたものがそれであるし、取引の上で經濟人主義とされたものがそれである。法律學全體はいはゆる概念法學として組織立てられたのである。さうして、その極『惡法も亦法なり』とすることが、解釋家の遁辭とされたのである。刑法においては、何事も、罪刑法定主義としてむしろ簡單に片づけられた。

かやうな考へ方が、十九世紀の當初において一種の重要な文化的機能を營んだことは、これを否定すべきでない。しかし、十九世紀後半期から二十世紀へかけてわれわれの社會には深刻な變遷があつた。法律乃至法律思想は、不幸にも、この變遷に應化することをおこたつてゐた。そこに問題が起つた。法律論としては、それが自由法論である。

自由法論は、いはゆる個人主義的自由法論とその範疇を異にするものである。それは、『法律の社會化』といふことを高調する。ドイツは、今、その國民社會主義の表示として『國家の權威』といふことを主張するのである。

二 行刑の範圍において、國家の權威がいかに言ひ表はされてゐるかを考へよう。

一九三三年八月一日の行刑法第六條は、『刑罰執行の目的』を論じて次の如く規定してゐる。その第一項はいふ。刑罰の執行に因つて、受刑者は次のことを嚴肅に意識しつづけるやうに仕向けられねばならぬ。それは、國家の法律秩序に對する彼の非行が害惡として構成される自

山の剝奪に依つて贖罪されねばならぬ、といふことである。それで、その自由の剝奪は、害悪として感ぜられるやうに組織立てられねばならぬのである。再び罪を犯すことは、重ねて刑罰の害悪の下に身を置くことになるのだといふことを知らしめ、それを避けねばならぬと思ひこましましめるやうに、行刑の仕方は、生き生きと仕向けられねばならぬ。それに因つて、内的教育のない犯罪人に對し、新らしく罪を犯さむとするに對しての阻止が設定されることにならねばならぬ。その爲めに、教育と秩序とを保持し、勞働と義務勵行とに馴れしめ、宗教的、倫理的及び精神的な感化を與へることが必要である、と。

第二項はいふ。右の目的は、嚴肅と假借のない正しい強さをもつて遂行されねばならぬ、と。さうして、第三項はいふ。受刑者は、同種の刑罰が科せらるべき限り原則として同様に處遇されねばならぬ。この原則の豫定の下に、受刑者の處遇については、前歴、性格、年齢、性、精神的及び心理的の狀態、體格、犯罪行爲の種類及び輕重、さうして、特に、監獄における行狀が適當に考慮せらるべきである、と。

わたくしは、右の規定を、受刑者處遇規程に比較して見たい。後者の第四條が行刑の目的を規定してゐる。その第一項に曰く「受刑者の處遇は、その主たる目的として、それ等の者を秩序と勞働とに馴れしめ且つ道徳的に強からしめねばならぬ」と。これは、一九二七年のドイツ刑法案から來てゐる。この後者の第六十四條は規定して「自由刑の執行に依りて、受刑者は必要なる限り秩序と勞働とに馴れしめ、且つ累犯に陥らざるやう道徳的に

強からしめらるべし」としてゐる。そこには、共に「害悪」といふことも「贖罪」といふことも、特に擧げてない。さうして、行刑法案の第六十五條第一項には「受刑者は嚴肅に、正しく且人らしく處遇せらるべし。其の名譽心を尊重し且つ涵養すべし」としてある。この「嚴肅」といふ語は、行刑法にも採用され、くり返されてさへゐるのであるが「人らしき處遇」といふ語は、行刑法にはとり除かれた。惟ふに、この最後の用語は、ワイマール憲法第五十一條における「人たるに値ひする生活の保障」といふ規定から來てゐるのであるが、受刑者處遇規程は、特にそれをことわらないのを適當とし、不當な誤解を避けるゆゑのものとしたのであらう。同時に、受刑者處遇規程は「嚴肅」の語をもつて動もすれば規程の趣旨を無用に溷濁せしめるものとして、これを避けることにしたものと解する。

蓋し、刑罰は、その「如實」として、まさしく一種の害悪であり、贖罪の役目を果たすものである。そこで問題は、觀念的な贖罪論を暫く別にして、その如實たる害悪性を規範として保持せねばならぬか、といふ點に在る。わが國における一派の論者が、事實と規範との峻別性を説きつつ、その應報刑論、害悪刑論を説くに方つて、刑罰の如實を見よ、と叫ばれることの論理的過程は、今、ここに、取り立てて考へようとはいはない。ただ、純正に論理的な問題として事を考へれば、刑の害悪性と教育刑とが調和しない場合において、いづれを高次の理念として理解すべきかが明かにされねばならぬのである。われわれは、刑の害悪性が刑における教育的方法として重要視せらるべきことを實證的に知つてゐる。しかし、同時に、又、その害悪性が、時として、刑の教育性に重要な支障

を與へることを承認せねばならぬし、又多くの場合において、刑の害悪性はその教育性を發揮するがためには、他の教育的技術的方法と結合せねばならぬことを看取せねばならぬのである。ただ、この間において、論者たちは、でき得る範囲において人道的な措置を採ることが適當であるとされるだけである。

さうかと思ふと、それ等の論者たちは、われわれに反對して、又教育刑を晒ひ、教育刑必しも教育的でなく、應報刑必しも應報に止まらない、ともされるのである。惟ふに、われわれは、教育刑的改良として施設しつつあることが、不幸にも、適當な効果を擧げ得ないことあるを常に深く反省せねばならぬ。しかし、第一に、それが不幸にも教育的でないことは、教育刑の原理をまで覆へすに足りないばかりでなく、第二に、それがために害悪刑が教育的である、といふことの論據にはならないのである。害悪刑が教育的でないことは、むしろ餘りにも實證されてゐることであるし、さうして、論者が、しかく害悪刑の教育的効果を高調されるのは、原理として、やはり、教育刑を主張することに歸着するのである。

三　そこで、問題は、行刑の内容としての作業に及ばねばならぬことになるのである。一九三三年八月一日の行刑法は、やはり、作業をもつて行刑の中心とするのである。第十六條の第一項に曰く、作業は秩序あり効果ある行刑の基礎を成すものである。法律上定役に服するの義務あるすべての受刑者は、自己の能力と體力とに依つて給付し得べきものを給付すべきである、と。さうして、第二項に曰く、法律上定役に服するの義務なき受刑者も亦作業に参加するや

う仕向けらるべし、と。(刑を害悪とし、その内容を作業とすることに因つて、定役の義務なき者に對し、いかに作業への参加を仕向け得るものであらうか。)

さて、受刑者處遇規程は、簡單にこれを規定してゐる。第九條に曰く、定役に服するの義務ある受刑者は常に作業を供給せらるべし。其の他の受刑者も、自己の要求に因り、作業に従事するの可能を持ち得べし、と。これは、國家が作業を供給するの義務を有するの方面から事を規定してゐるのである。なほ、續いて、第十條に曰く、作業は、でき得るだけ、教育的で、且つ釋放後生計の方法と爲るべき性質のものたるべし。作業を命ずるに方つては、でき得るだけ、身體的及び知能的能力、從前の職業並に受刑者の傾向を參酌すべし、と。(序ながら、この點に對應するプロイセン行刑法第十六條の一節を擧げれば、そこには、作業の選擇は自由なる營業に損害を及ぼさざるやう仕組まるべし、荒蕪地の開拓に對して特に重きを置くべし、としてある。一九二七年の行刑法案には、第七十八條に、各受刑者は繼續して有益に且つ教育的なる作業に従事せしめらるべし、とあり、第八十九條に、受刑者は、能力と體力とに従ひ勤勉なる勞働において給付し得べきものを給付する義務を負ふものとされてゐる。

さて、受刑者のかやうな給付義務は、ワイマール憲法第六十三條に由來するものである。そこには、『總てのドイツ人は、其の精神的及び肉體的の力を公共の福利に適するため、活用すべき道義上の義務を負ふ』とある。さうして、そこには、そのコララーとして、直ちに『總てのドイツ人は、其の經濟的勞働に依り、其の生活資料を求むることを得べき機會を與へらるべし、適當なる勞

働の機会を與へられざる者に對しては必要なる生活費を支給す」としてゐる。これが、いふまでもなく、第五十一條に規定せられる「人たるに値ひする生活の保障」と相照應することになるのである。

かやうな考へ方は、ナチス、すなはち、國民社會主義ドイツ労働黨の綱領にも採り容れられてゐるのである。その第十條に曰く、各ドイツ國民の第一の義務は、精神的に又は肉體的に働くことである。もちろん、そこには更に附加して、各人の行動は、公共の利益に反することなく、共同體の範圍において全體のために爲されることを要する、としてある。(ワイマール憲法は、これをむしろ所有權について規定し、第五十三條は、所有權は義務を伴ふ、所有權の行使は同時に公共の福利の爲めに爲さるることを要す、としてゐるのである。)さうして、別に、第七條に曰く、吾人は、國家が第一にドイツ國民の生業と生活との可能性を保障することを其の任務と爲すべきことを要求する、と。さうして、更に、そこには、ナチスらしく附加して、若しドイツ國民の全部に對してその生存を保障すること能はざる場合には、異民族(非ドイツ國民)はこれを國外に追放すべし、としてゐる。

かやうな精神を行刑法において適用すれば、それは、受刑者も亦人としての作業の能率を擧げるといふことにならねばならぬ。さうして、その能率を擧げるがためには、受刑者の健康が特に考慮されねばならぬ。されば、受刑者處遇規程にも受刑者の食料に關しては、健康の外體力を考慮して上に擧げたやうに特別な規定があるのである。さうして、一九二七年の行刑法案にも、食

料について特に労働能力の保持といふことが明かにされてゐることは、亦上に説いた如くである。一九三三年の行刑法は、この點についての規定において省略が加へられてゐる。しかし、第十八條第一項は、明かに、受刑者は健康に保持せらるべし、と規定してゐるのである。わたくしは行刑法が、一方において受刑者に對し適當な給付を要求してゐる以上、他方においてその健康の保持といふことについては、當然に、労働能力といふことを十分に考慮してゐなければならぬはずだと考へる。それは、單に無病といふ程度の健康であつてはならぬ。進んで適當に労働するの體力及び精神力を持つてゐる健康といふことでなければならぬ。さて、かやうに考へて來ると、刑罰に依つて失業に因る貧窮者以下の生活を受刑者に強制することと、受刑者をして人としての適當な労働上の給付を爲さしめるといふこととは、いかにして調和せしめらるべきであらうか。ここに、プロイセン行刑法における一種の皮肉と矛盾とが存立するわけではあるまいか。

否、ひとりプロイセン行刑法における皮肉及び矛盾とばかりいはない。教育刑を主張しつつあるわれわれの立場において、やはり、この問題の適當なる解決が考へられねばならぬのである。すなはち、問題は次の如し。行刑は、害悪を受刑者に科することに因つて、國家の權威を示すべきであるか。ここに、學者が曾て戒めて、國家は刑を科することに因つて却つて國家の大切な労働力を失ふに至ることなきかを慮らねばならぬ、としたことが、やはり、參酌されねばならぬ。それで、われわれは、國家の權威といふことを別に理解する途を求めねばならぬのである。それは、權

力における權威でなくして、權力に依つて完成せらるべき文化における權威である。

三

一 されば、わたくしは、權力の機能といふことを考へねばならぬ。權力は權力として當然に價值を保有し道義として自己を主張し得るものでない。これは、國家においても亦さうである。國家が權力を具有することに因つて權威を持つのは、その權力に因つてのみ完成せらるべき文化の故をもつてである。文化は權力のみをもつて完成せらるべきものでないが、しかし、文化の完成には、最高の權力を必要とするものがある。國家の手を経ることを必要とするものがある。曾ては、法律文化の極致を表示するのに自由及び平等の語をもつてした時代があつた。それは人権宣言であつた。しかし、今、われわれは、それに代へて『人たるに値ひするの生活』といふ標語を持つことになつた。ナチス勞働黨の用語をもつてすれば『生業と生活との可能性』である。われわれは、この原理をやはり、受刑者に對しても適用すべきではあるまいか。受刑者は受刑者たる前にまづ『人』である、國民である、といふのもよし。受刑者はこれを適當に處遇することに因つて『人』たらしめねばならぬ、國民たらしめねばならぬ、といふもよし。畢竟受刑者を受刑者として始終取扱はむとせず、受刑者の裡に『人』を見、受刑者を『人』に形成せねばならぬことになるのである。若し、この場合において、單なる『人』といふ語が不十分だとされるならば、やはり『國民』といふことにしよう。國家のためにはたらくところの一員たる人である。

自由及び平等の標語の下においては、國家は、罪刑法定主義に依つて制限を受けるべきであつた。國家は主權の主體だとされながら、その權力は法律上制限せらるべきものと理解されたのであつた。若し法律に對して權威を認むべきものとせむか、國家の權力はそれに依つて規制せらるべきものである。若し國家の權力に對して權威を認むべきものとせむか。法律が國家を規制せむとすることには價值が否定されねばならぬのである。そこには、不幸にも、國家と法律との衝突がある。換言すれば國家と個人との争闘がある。これが、十九世紀の法律文化の特色として考へられよう。これは平衡主義である。立憲制度における三權分立の主義の如きも、やはり、この平衡主義に依つて案出されたものである。三權が互に相争ひ相平衡しあふところに政治の妥當なる結論が得られようといふのである。

十九世紀の末期に至つて、平衡主義から協調主義への展開が見えはじめた。それは、いはゆる國家自己制限説である。國家はみづから自己の權力を制限することに因つてその寛容の徳を示し、ここに政治が發展するといふのである。この學説は、これに因つて、國家が絶対の主權を具ししながら法律上一定の制限を受けるといふことの事相を論理的に説明するがために考へ出されたのであつた。しかし、この學説の思想的意義は、國家と個人とを相争ふものから相調和するものまで引き上げた點に在るのである。

しかし、かやうな思想においても、國家は依然として消極的なものたることを免れないのである。國家に對する法律は單に制限的機能を營むに過ぎないものであるからである。そこには

國家の權威が明かにされてゐないのを遺憾とせねばならぬ。

二 自由と平等との原理に依る政治の下において、國家は、畢竟、無力なものとなつた。資本主義的社會における經濟の發展と紛亂とのことは、ここでは論及するの限外に在る。これを刑政の範圍において論ずれば、應報刑主義客觀主義の理論に依つて、或犯人に對しては國家は無用に刑罰を科し、或犯人に對しては不當に短期の自由刑を科し、さうして、その刑の内容は單なる害惡に過ぎないものとされたのであるから、畢竟するところ、國家も、個人も、互に救はれるところのないものになつてしまつたのである。——刑政における國家は、罪刑法定主義に拘束されて、臆病にその刑を行ふといふだけのものになつてしまつたのである。

しかし、若し、個人主義的自由主義における自由平等の原理をもつて、すべての個人にその最大の能率を發揮せしめることを理念とするものとせむか——この期待は、十九世紀の後半期から二十世紀へかけて終に裏切られたのである。——國家も亦個人と共に、その機能において最大の能率を發揮せねばならぬわけである。かくして、國家を積極的に行動せしめるがために社會政策といふことが考へつかれた。社會政策における法律は、國家を制限するものでなくして、これを促進するものである。國家は單に絶大の權力を擁するといふだけでその權力を文化的に行使し得るものでない。されば、この文化的な行使に對する規範が定立されねばならぬ。この規範に從つて動くことに因り、國家の權力が、合理的に、經濟的に、合目的に、道義的に、すなはち文化的にその機能を發揮し得るのである。この意義において、三權は相協調して行動するので、相争

ふことに因つて平衡を保持するといふが如きものであつてはならぬ。

さて、われわれは、かやうな見地から、刑罰も亦社會政策の一面として理解せらるべきものだとするのである。すなはち、刑罰は國家乃至社會のために、效果的に宣告され執行されねばならぬ。そこには、法律に依つて臆病に刑政が運行せらるべきではなく、法律の示す規範に依つて十分能率的にすべてが經營されねばならぬのである。

教育刑の原理がまさにかくの如きの點に在るのである。さうして、犯罪人に對して科せられる刑が、教育として作用するといふことは、刑が國家に依つて經營されることに因つてのみ可能なのである。それは、大きな權力と大きな技術と大きな慈愛とを要するもので、嚴肅と賢明と寛容とを條件として初めて理解され得るものである。われわれは、國家以外の何ものに對してかくの如きを期待し得ることであらうか。國家は、かくの如き期待に應じ得る唯一のものたる點において、實に、その權威を具有するのである。

三 されば、かやうな見地において、生活標準の問題に立ちかへらう。

現在の問題として、われわれは、今、世界を通じて危機に當面してゐるのである。國家は、法律上の概念として無限の權力を行使するものであるけれども、生活上の事實として、受刑者に對してまで十分の保護處分を盡くすことができないことになつてゐる。されば、理論として、われわれは、教育刑主義をいかに理解しようとも、實際において、多數の正直なる貧民より以上に受刑者を處遇することはできないのである。

しかし、かやうな事實は、それだけでその事實を正當化するものではない。何となれば、刑罰に依つて、受刑者を正直なる貧民以下に處遇することは、その受刑者がそれに因つて毫も『人』として向上するゆゑんのものにならないし、従つて、國家がそれに因つて少しも保全されることにならないし、さうして、それがあるが故に、正直なる貧民が決して救はれるといふことにもならないからである。——應報の道義的意義といふが如き純正に觀念的な境地に安住するに非ざる限り、われわれの國家理論は、かくの如きの消極主義に堪へ得るものでない。

國家が、正直なる貧民と受刑者との兩者に對してその一を擇ばねばならぬほどの危機に當面してゐるならば——われわれは、ドイツがかやうな危機を打破せむと努力しつつあることを見受け得るのでなからうか——國家の應急政策として別に考へねばならぬものがあらう。しかし、われわれは、今、さほどの危機に當面してゐるのでない。

われわれの刑事政策は、社會政策の一面として考へられてゐるのであり、従つて、社會政策の他の部門と相並行して事を經營せむとしてゐるのである。——抑も、かの害惡刑論者は、その應報刑論において、刑事政策と社會政策一般とをいかに關係せしめようとしてゐるのであらうか。——社會政策を單なる人道論から離れしめ、これを統制政策として考へるとき、刑事政策の領域においても、國家は消極主義に墮してはならぬはずである。社會政策は積極主義である。

わたくしが、曾て、行刑における、作業の意義を論じ、いはゆる作業三位一體の議論を立てたとき、わが國の學者には、これをもつて單に技術的なものとあざ晒ひ、かくの如きは行刑の目的を達し

得るものでないとして、應報刑主義害惡刑主義を切言されたのであつた。ヒットラー治下のナチスドイツは、その權力主義の下においても、作業の文化的意義はこれを理解してゐるのである。さうして、これを理解するが故に、ここに『生活標準』の問題を提出せねばならぬことになつたのである。わが國のかやうな一種の論者たちは、この問題が、今年、國際刑務會議の手に依り、ベルリンの地において討議せらるべきことになつたことの意義をいかに理解しようとされるのであらうか。

われわれは、現實における危機を知らぬのでない。否、却つて、むしろその故に、理念としての原理を確立せむとしてゐるのである。すなはち、わたくしは、曾て語を作つていつた。社會政策は刑事政策からはじまると。すなはち、國家がその權力を遺憾なく行使し得るものとされてゐる行刑の範圍においてこそ、まづ『庶民に至るまで各其の志を遂げ人心をして倦まざらしめむことを要す』の原理が考へられ得るものといはねばならぬのである。惟ふに、ここにも、亦、一種の皮肉が存立するものといひ得るものであらうか。(昭和十年六月十二日)

明治前期の北海道集治監

細川龜市

一、はしがき

わたくしは、さきに本誌上の餘白を藉りて『明治前期の監獄法』一篇を公けにした（本誌第四十七卷第十二號乃至第四十八卷第三號）が、その際、集治監に就いては何事も論述するところが無かつた。東京、宮城の兩所に明治初年より集治監の設置されてゐたことは固より承知して居り、況んや、それが更に大規模に北海道において擴張されたことに就いては尙更承知して居た。それにも拘らず、北海道の集治監について全く論及しなかつたのは、他日獨立の小篇を編まんがためであつたのである。

かくする内、たまたま司法書記官正木亮氏はわたくしに依頼さるるに、行刑局の所蔵するその貴重なる北海道集治監關係の史料を料理して小稿を草すべきことを以てせられた。わたくしは、ここに好機に遭へるを喜び、且つ正木書記官の好意に對し深厚なる感謝の念を以て先づその老なる史料を筆寫したることであつた。本史料は文字通りの根本史料であつて、一は帝國議

會の説明材料たらしむるを目的とし、本監の創立より明治二十四年末乃至二十五年までに至る諸文書が無數に收められて居り、特に、『樺戸集治監沿革略記』、『北海道集治監要覽』、『空知分監沿革記』、『空知集治監沿革記附録』、『帝國議會説明材料集治監沿革調』等々は、多數の貴重なる公文書を収録してあり、法制史料としての價値はなほ大なるものがある。しかして、これ等の史料を悉く活用するならば少からぬ頁數を要するであらうから、わたくしは取り敢ず明治前期の北海道集治監を概観することを以て本稿の目的となし、餘の問題は他日若し機會あらば論究したいと考へる。なほ上記の如く、本稿を執筆し得るに至つたのは偏へに正木書記官の御厚意に據るものであり、ここに深厚なる謝意を表するものである。

二、創設

後に述べるやうに、北海道集治監は本監と空地、釧路、網走の三分監とより成つてゐるが、その創設は明治十四年である。

これより先、明治十二年九月、内務卿伊藤博文は書を三條太政大臣に致し、流囚、徒囚を發遣すべき地を豫め選定せんことを上申し、増加し行く犯人を收容し警護を嚴にするるとともに、『囚徒ヲ管束シテ工業ヲ授ケ、恩嚴並行ノ關板ヲ以テ能ク懲治遷善ノ効ヲ奏セン』がためにその最適地として北海道を擇ぶべき必要を開陳した。これに對し太政官では翌十三年二月に『伺ノ趣聞届候條、獄舎建築等ノ場所ハ開拓使協議ノ上取極、囚徒發遣其他諸施設ノ方法並ニ經費等可ニ申出ニ事』と指令したので、これに接したる内務卿は直ちに黒田開拓使長官に宛て、獄舎建築の土地を五里四方ばかり要するから適當の地を二三箇所豫め選擇して置いて頂き度く、この豫定地を指示して下されば主任官を派遣して定めたいと依頼してゐる。しかして、同年十一月に至り松方内務卿は北海道監獄建設につき構造場所および建築費等の儀につき再び三條太政大臣に伺書を提出し、監獄建築の豫算は努めて節省を旨とし、最初の構造模様を變更して棟數を減じたるも、總計十萬圓を要する豫定につき、この額を目標として直ちに着手いたし度く、本年度（自明治十三年十一月至十四年六月）は右建築の半ばは落成する見込であるから今回半額の五

萬圓を交付されんことを申請し、これは十四年一月に太政官の承認を得た。

かくして創設されたのは樺戸集治監であつて、明治十四年八月十日の太政官達（第七十號）を以て石狩國樺戸郡に設けられ、同年九月三日に開廳した。

樺戸集治監が確定しその開廳する少し前に北海道集治監を増置すべき議が起り、それが明治十四年四月七日の三條太政大臣に對する松方内務卿の上申となつて現はれた。今この上申書を見るに、曰く、『先般二個ノ集治監ヲ中國及ヒ九州ニ建設セラルヘキ經費トシテ金貳拾萬圓御允可相成シテ、中國集治監ノ敷地ハ兵庫縣下ト假定シ、其建築費金拾萬圓ヲ目的トシ、方法取調及ニ上申候處、過日第十七號ヲ以テ集治監ニ入ルヘキ囚徒ノ制公布有レ之ニ付、豫テ集治監ニ集收スヘシト算シタル囚員大ニ減員候得ハ、現今新ニ集治監ヲ興スヲ要セスト雖トモ、目下ニ在テ終身刑ノ囚徒並ニ刑期五年ヲ越ル國事犯ノ囚徒ヲ合計スレハ尙四千餘人ノ多キニ至ル、之ヲ東京、宮城兩集治監及ヒ北海道監獄ニ於テ管束シ得ヘカラサル狀アリ、何トナレハ東京、宮城兩集治監ハ已ニ囚徒滿テ空監トナルモノナク、又、北海道監獄ハ三千囚ヲ管束ス

ヘキ目的ニテ其建築費金拾七萬六千七百圓餘ヲ請求致候處、拾萬圓御允可相成、已ヲ得ス獄舎ノ棟數ヲ減シタルヲ以テ千七百内外ノ囚徒ヲ管束シ得ヘキノミ、然ルニ終身刑ノ囚徒ハ將來年々増加スヘケレハ、前陳中國、九州兩所ニ建築スヘキ集治監ヲ止メ、其經費ヲ北海道ノ監獄ニ轉用シ、多囚ヲ集收シテ之ヲ役シ、専ラカヲ開拓ニ用ヒ候様致度、本道ニ囚徒ヲ移シ開拓ノ工ニ從事セシメ、國家ノ經倫ニ副ントノ旨趣ハ曾テ陳述ニ及ヒシ次第ニ候條、厚ク御詮議被下度、此儀御允可相成候ハ、方法等更ニ取調可及ニ上申、至急御允可有之度、此段相伺候也、』と。これは當時における集治監増設の事情を説明して最も委曲を盡せるものである。これは同年六月に許可になつたので、爾來、内務卿、開拓使長官および大藏卿との三者間に數回の交渉が重ねられつつ、つひに明治十五年六月十五日に太政官達(第三十六號)を以て石狩國空知郡市來知村へ已決監を設置してこれを空知集治監と名づけ、同年七月五日に開廳し、後ち空知分監と稱せられるに至つた。

その後に至り、明治十八年九月二十一日に太政官達(第

五十二號)を以て釧路國川上郡熊手村に已決監を設けて釧路集治監(後ち釧路分監)と稱し、同年十一月十五日に開廳してゐる。

また、明治二十三年五月三日、釧路集治監網走外役所の新設工事に着手し、爾來、網走囚人宿泊所と唱へて來たが、二十四年六月二十七日、北海道廳令(第二十六號)を以て北見國最寄村に釧路集治監の分監を設置して釧路集治監網走分監と言ひ、間もなく獨立して網走分監と言はれるに至つた。

以上の如き沿革を辿つて四個の集治監が北海道に設置せられて、重罪犯人を拘束することとなつた(註一)。さうして、この内、樺戸を本監と呼び、分監はこの本監に隸屬してゐたのである(註二)。なほ、北海道の集治監は初め内務省の管轄するところであつたが、明治十九年一月に北海道廳を置かれるとともに同廳の所管下に入つた。

北海道には空地が多かつたから獄舎の用地も亦廣大に亘り、明治二十四年の統計によれば(但し、網走分監用地の内五百萬坪は當時測量未済)、

監獄數地	本監	空知分監	釧路分監	網走分監
七四、一五、〇〇〇 ^坪	三六、六九、三三	一七、一〇六、〇〇〇	七、一〇、〇〇〇	七、一〇、〇〇〇
其他	三〇、五七〇、三八八、八七〇	一三、〇三三、〇三五、四七五	一六、九八二、八九四、〇〇〇	五、〇一三、五三三、五〇〇
合計	三〇、八二四、四七七、八七〇	一三、〇六六、七四、六六六	一七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇一四、四三三、五〇〇

に達して居り、また翌二十五年調査の監房の坪數及びこれに拘禁し得る員數は、

監名	實際囚人ヲ入ル、ヲ得ル監房坪數	壹坪ニ三人ヲ入ル、トシテ概算シタル囚人數	廿五年十月末現在囚人數
樺戸本監	三三三 ^坪	九六九 ^人	二、三三三 ^人
空知分監	五四九	一、六四七	二、五五五
釧路分監	四八〇	一、四四〇	一、二九二
網走分監	四八〇	一、四四〇	七七〇
計	一、八三二	五、四九六	六、九五五

と見え、北海道集治監に拘禁さるる囚徒は實に約七千人の多きに達してゐるのである。この點からしても、この集治監は大きな存在を占めてゐたと言はねばならぬ。

(註一) 『北海道集治監要覽』の第二章囚人の條に説くところは有益なるものがある。曰く、『明治十四年三月八日太政官布告第十七號ヲ以テ集法監ニ入ルヘキ囚徒ハ、刑期終身ノ者及ヒ國事犯、刑期五年以上ノ者ヲ以テスル旨ヲ達セラレ、其後同年九月十九日太政官達第八十一號(日ヨリ施行)ヲ以テ監獄則ヲ發布シ、其第一條ニ於テ、北海道ニアル集治監ハ、徒刑、流刑ニ處セラレタルモノヲ集治スヘキヲ定メ、尙ホ其第五十八條、第五十九條ニ於テ徒流刑者アルトキハ其宣告書ノ謄書ヲ具シテ内務卿ニ申報シ(十九年二月二十日内務甲第四號ヲ以テ申報ニ及ハサル旨達アリ)、其指揮ニ從ヒ、警察遞傳ヲ以テ集治監官吏ノ臨時派出セシ地マテ押送スヘク、又、集治監ハ毎年三四次、官吏ヲ派出シテ右押送囚ヲ受取ルヘキ旨ノ手續ヲ定メラレシカ、明治十七年七月七日内務省達ヲ以テ、徒流刑囚ハ一旦之ヲ假留監ニ收監シ、時ヲ定メテ集治監ニ押送スヘキヲ定メラレ、同時ニ其押送順序及聯合地方區域ヲ達セラレタリ、其後明治二十二年七月十二日勅令第九十三號ヲ以テ監獄則ヲ改正セラル、ト雖モ此規定ニ變更ナシ、』

(註二) 本監または諸分監に收容すべき囚徒の區分は、右同

さて、農業は所屬地を開墾耕耘せしめてその食用に供する雜穀、蔬菜を收穫し、工業は獄内の工場に於いて日用の諸器物を製作し、味噌、醬油を醸造する。採炭は炭礦鐵道會社の雇役に應じて幌内炭山に外役し、石炭を採掘するが、これは専ら空知分監の囚人を派遣してゐる。また土木は専ら本道開拓に必要な事業、即ち道路を開墾し、屯田兵屋を建築する。しかして、當時(明治二十四・五年頃)頻繁なのは採炭および土木工事であつたが、採炭事業は日夜暗黒なる坑中に役使し僅に燈火を以てその所在を辨識し得るに過ぎないから十分にこれを戒護することが出來ず、また土木事業は到るところに粗末なる拘置所を造り數百囚を宿泊せしめるために之亦十分に戒護を施すことが出來ずして犯則逃走者の數を増加するのみならず、土木工事は概ね數十里以外の地に外役せしめるために糧米その他の運搬に非常なる手數を勞し、これに要する費用も亦僅少でない。要するに採炭、土木の二業は到底囚人の作業に適當しないものであるといふわけで早晩これを廢止し、その囚人をして悉く農業に従事せしむる計畫であつた。

作業の種類を更に細別するならば、監獄則施行細則に規定せる作業にして本分監において施行せるものは、放

章末尾に『又、北海道廳管内ニ於ケル舊法懲役終身及ヒ徒、流刑ニ處セラレタル囚徒裁判確定セシトキハ、之ヲ管束セシ地方ヨリ左ノ押送區分ニ從ヒ集治監ニ押送スヘキ旨、明治十九年七月三十日北海道廳内第十號ヲ以テ達セラレタリ(この時、網走分監は未設置)、札幌本廳ハ空知集治監、函館支廳ハ樺戸集治監、根室支廳ハ釧路集治監』

三、作 業

受刑者に作業を課する目的については明治十二年九月十七日に三條太政大臣へ提出したる伊藤内務卿の上申書に最も簡明に説かれてゐる。曰く、『然レハ墾地ト工業ノ本源廣且大ナル地ヲト定シ、以テ萬全鞏固ノ獄舎守解ヲ營ムニ非レハ罪質ノ賊盜掘匪ニ出シ、狼子野心ノ囚徒ヲ管束シテ工業ヲ授ケ、恩嚴並行ノ關板ヲ以テ能ク懲治遷善ノ効ヲ奏セント』。すなはち、懲治と遷善の二つが犯人を懲役する重要目的だつたのであつた。しかして、北海道集治監においては農業、工業および工事が甚だ大規模に行はれてゐるが、これを更に小別すれば、農、工、採炭、土木の四種となすことが出来る。

事、掃除、舂米、運搬、建築工、石工、鍛冶屋、木挽工、掛紙工、桶工、藁工、木工、土方、開墾、耕耘および採炭の十六種であり、また特に認可を得て施行せるものは裁縫、洗濯、染工、洋服、綿打、疊工、筑工、理髮夫、看護夫、革工、經師、提灯工、罽紙摺、味噌醬油醸造、麻工、彫刻工および左官の多數に達してゐた(註一)。

(註一) 作業の沿革に關しては『樺戸集治監沿革略記』(明治十八年十月三十日)に詳しく述べられてゐるが、却つて煩雜にして格別の興味をもそり得ないからすべて省略したい。これ等の作業によつて如何なる成果が齎らされたかを見るに、明治十五年より二十四年に至る滿十箇年間の開墾坪數は樺戸本監が百二十四萬三千九百七十五坪の多きに達し、次いで空知分監が七十五萬坪を、釧路分監は二十九萬一千三百六十坪を、合計二百二十八萬五千三百三十五坪を開墾するに至つてゐる(註二)。これが本道の開發上に少からぬ寄與をなしてゐるであらうことは、われわれの信じて疑はないところである。しかして、この開墾地の多くは私人へ拂下げられてゐる。

(註二) 網走分監は創立日なほ淺いために、明治二十四年頃には未だ成墾地として表示し得るものは存在してゐなかつたことを注意して置きたい。

なほ、十四年より二十四年に至る十一箇年間の就役人員延数は本監四百五十萬九千九百九十一人、空知分監五百三十七萬一千六百八十五人、さうして釧路分監は百五十二萬四千二百四十二人であつて、合計すれば一千一百四十萬五千九百十八人に達するのである。

更に道路の開鑿、屯田兵屋の建築等にも大量的に役使せられ、樺戸本監は十九年八月より二十四年九月までの間に道路を四十餘里、二十一年一月より二十四年末までに兵屋を六百五十棟ほど建て、釧路、空知兩分監もそれ

ぞれ十五里乃至三十里の道路と、三十四乃至四百四十棟との兵屋を建築してゐるのである。服役時間については監獄則施行細則に規定を見た(註三)が、本道は他の地方と季節を異にするため特則を設けざるを得なかつた(註四)。

(註三) 改正監獄則における時間表については、拙稿『明治前期の監獄法』(刑政、第四十八卷第一號第三三—三四頁)参照。

(註四) 本道のみに行はれた時間表は次の如し。

月別	時限	起 床	監房掃除 並に喫飯	就 役	午 餐	罷 役	還 房	就 寢	服役 合計
一 月	前六時十分	一時間	前七時十分	十二時ヨリ 廿二分間	後三時	四時廿分迄	後五時卅分	卅七分間	
二 月	五時五十分	一時間	六時五十分	十二時ヨリ 廿二分間	三時十分	四時卅分迄	五時四十分	八時間	
三 月	五時三十分	一時間	六時卅分	十二時ヨリ 卅分間	三時卅分	四時四十分迄	六時卅分	八時卅分	
四 月	五 時	一時間	六 時	十二時ヨリ 卅分間	四 時	五時三十分迄	七 時	九時卅分	
五 月	五 時	一時間	六 時	十二時ヨリ 卅分間	四 時	迄五時三十分	七 時	九時卅分	

六 月	四 時	一時間	五 時	十二時ヨリ 一時間	四時卅分	六時迄	八 時	十時卅分
七 月	四 時	一時間	五 時	十二時ヨリ 一時間	四時卅分	六時迄	八 時	十時卅分
八 月	四時卅分	一時間	五時卅分	十二時ヨリ 一時間	四 時	五時卅分迄	七 時	九時卅分
九 月	五 時	一時間	六 時	十二時ヨリ 三十分間	三時卅分	五時迄	六時卅分	九時間
十 月	五時卅分	一時間	六時卅分	十二時ヨリ 二十分間	三時廿分	迄四時四十分	六 時	八時三十分
十一 月	五時五十分	一時間	六時五十分	十二時ヨリ 二十分間	三時十分	四時卅分迄	五時四十分	八時間
十二 月	六時四十分	一時間	七時四十分	十二時ヨリ 廿分間	三 時	四時十分迄	五時廿分	七時間

なほ、休養を如何にして與へたるかは明かでない。

四、賞罰および教誨

賞罰は監獄則に従つて行はれたことは言ふまでもないが、明治十四年九月三日より十八年十月三十日までに行状端正にして平素よく獄則を遵守するにより賞表を與へたるもの四百六十三人、一事件の賞すべきものあるに由

り賞錢を與へたるもの一百四十七人、單に賞詞をなしたるもの四人であつた。これに反し獄則に處せられたるもの合計五百七十一人、その獄則を犯したるに由り賞表を褫奪せられたるもの十七人であつた。これは樺戸本監に關する統計であらうと推測せられるが、滿四箇年二箇月間にこれだけの賞罰が行はれたのである。

教誨の重要であることは當時すでに着眼せられてゐた

ものの如く、『帝國議會説明材料集治監沿革調』（明治二十四年）教誨の條にも『教誨ノ治獄上ニ於ケル極メテ重要ノ關係ヲ有スルモノ』なることが冒記されてゐる。事を樺戸本監について見るに、明治十四年は本監設置の際であつて百事草創に屬し、教誨師も未だ存在しなかつたが、翌十五年十二月に至り曹洞派本山に照會して同宗僧侶鴻春倪を雇聘してその職に當らしめ、ここに教誨が初めてその緒に就いたけれども、多數無頼の『惡漢囚』をして悔悟感化せしむるのは容易なことではなかつた。その後、明治二十一年十一月に春倪が辭職するに及び一時は人なきに至つたが、二十二年三月に同宗僧侶大泉祥麟、眞宗僧侶中島圓諦の二人が篤志を以て教誨の局に當り、その後も篤志者が陸續と輩出したので別に教誨師なるものを置かなかつた。しかして、その教誨の法は概ね春倪の方法を襲ひ、別に大いに異なるものは無かつたが、教誨所において爲す以外、時々監房に行つてこれを行ふのみならず、二人教誨師が交代でこれに當つた。

その後、明治二十四年十月二十七日に至り従來の篤志者の教誨は一切これを謝絶し、新たに京都同志社神學部の卒業生にして修身學を修めたる阿部政恒を招聘して教誨師となし、一定の方針を確立して着々これを實行し

た。今その方針なるものを約言すれば、そもそも教誨の本旨は囚人をして改過遷善の道に就かしむる點にあるのであつて布教傳道はその目的とするところではない。故に神たるを佛たると儒たると將また西教たるとを問はず、一切宗派的教誨を用ひてはならぬ。ただ、しかし、信教の自由は飽くまでも確認することを要するから、囚人の希望によつては如何なる宗派たるとを問はずも禁止してはならぬ。以上の如き根本方針に基いて教誨を二つに分ち、一般教誨は獄則規定の日に全囚を教誨所に集めて一齊にこれを行ひ、特別教誨は各監房において囚人中で最も頑強なる者、または憫然なる者を招き個人的にこれを行ふ。さうして、また別に有志教誨なるものを設け、免役日、休暇日または罷役後に普通教誨を終りたる上にて囚人中で志ある者のため特に修身、道德に關する書籍を講話することとした。なほ本監は幾多の出役所を有してゐるから一巡廻教誨なるものを設け、毎月時々出役所を歴巡して教誨を行つてゐる。

以上は樺戸集治監における教誨であるが、空知分監においては留岡幸助氏の活動を見たこと、氏みづから書かれてゐるところに依つて知られる（註）。

（註）留岡翁は『予を語る』において次の如く往時を回顧し

てゐられる。

『斯くして二十四歳にして同志社を卒業し、直に丹波一圓の傳道を擔當して滿三箇年之に従事してゐる内、先輩金森通倫氏から北海道空知集治監の教誨師たるべきことを勧誘されたので、身邊幾多の障害を排して明治二十四年、妻子を伴うて北海道に赴き、空知集治監の教誨師となつて専心其の職に勤めた。是れぞ後年、私が少年感化に従事するに至る遠因となるものであつた。』

空知集治監は重罪犯二千人を收容した監獄であつて、中には終身刑を三つも四つも有つてゐる犯人もあつた。斯る囚徒に對し百方途を講じて改過遷善に努むること三年、其の間、相當の成績を收めることが出來、教誨の傍ら、是等囚徒に就いての過去の調査を進めてみた結果、彼等の犯罪の萌芽は、既に早く幼少のころに發生せるものであることを知るに至つた。斯くて犯罪者の種子は、是等不良少年であるが故に、此時代から之を教化薫育するにあらざれば、以て世の犯罪を減少し犯罪者を救済することは至難であると。一念こゝに至るや、私は不良少年教化の甚だ急務なるを感じ、終に意を決して明治二十七年三月教誨師を辭し、越えて五月、單身米國に渡り斯業の範を採り、（下略）『留岡幸助君古稀記念集』第二頁。空知分監における教誨史の詳細は記録に接してゐないわたくしとしては、留岡翁のこの言は貴重なるものがある。

教誨により如何なる効果を擧げ得たかを創立尙ほ日淺き明治二十年代の本道集治監に問ふは酷であるが、『帝國議會説明材料集治監沿革調』には教誨によつて『囚徒ノ狀況昔日ニ比シテ大ニ豹變シタルヲ見ルモノアリトス、如何トナレハ、前日ニ於テハ作業ノ餘暇ヲ以テ讀書スルモノアレハ他囚之ヲ指笑セシモ、今ヤ監房内讀書ノ風大ニ起リ、前日讀書ヲ嘲笑セシモノハ却テ書ヲ讀マサルヲ以テ指笑セラル、ニ至ルカ如シ、故ニ獄則ノ改正、典獄ノ變迭アリシト雖モ、囚情平靜ニシテ改過遷善ノ途ニ就クモノ多キハ、必竟教誨ノ効力居多ナルモノト信スルナリ、由之觀之、教誨ノ懇到ナルハ頗フル將來ニ望ヲ期スヘキモノアリトス、』と言つてゐる。効果といふ言葉としては誠に心細い次第であるが、ともかく當局者によつて教誨の必要が大いに認められるに至つたことは以上によつて十分に知ることが出来る。

五、司獄官吏の裁判

樺戸集治監は明治十五年三月、空知集治監は同年八月、釧路集治監は十八年十二月に、それぞれ次の如く通達せられるところがあつた。

樺戸（空知、釧路）集治監ノ囚人假出獄免幽閉ノ者トモ、

罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ハ司獄官吏ニ於テ裁判シ治罪ノ手續モ便宜取計フヘシ

但重罪ハ函館重罪裁判所（釧路集治監ハ根室重罪裁判所）ノ管轄ニ屬ス

この布告に基いて司獄官吏は輕罪以下の者に對する裁判權を有してゐたのであつて、行政官が單なる便宜に基いて裁判官の職務をも行使してゐたのである。しかし、この變態は容易に改められるところとならず、明治二十三年三月の裁判所構成法施行條例第十四條においても、以前の布告が依然として効力を有することを規定されてゐる。しかして、その後のことは本稿の範圍外であるから論及しないこととしたい。なほ、司獄官において裁判したる件數は、本監で十五年より二十四年までの十年間に一百五十七件、空知分監にて十六年より二十四年までの九年間に實に三百三十四件、さうして釧路分監では纔に十三件であつた。

六、釋放、逃走および死亡

囚人は特赦、大赦、假出獄、免幽閉、收贖、滿期などに依つて釋放せられたが、明治二十四年における釧路の一千四百五人および空知の二百七十六人が最も多數を占めてゐる。なほ、二十年四月の北海道廳長官の訓令に基き、改悛の情顯著なる者を選び特赦の上請をなしたことも注意して置きたい。

逃走者の數は甚だ多い。それは罪質から考へても首肯されよう。例へば十四年より二十四年に至る本監の逃走者は合計二百三十五名にして、未就縛者四十二名あり、十五年より二十四年に至る空知分監では實に三百五十四名の多きに達し、未就縛者も亦一百十五名に上り、十八年より二十四年に至る七箇年間の釧路分監では合計五十二名、未就縛者一名、さうして網走分監では二十四年に二名（全部就縛）逃走となつてゐる。

それから、虐使と醫療機關の不備とが手傳つたのであらう、囚人の死亡するもの甚だ多く、空知分監の如きは十箇年間に八百九十一名の多きにのぼつてゐる。樺戸本監においても十四年より十一箇年間に五百二十四名、釧路分監は十八年より七箇年間に二百六十九名、また網走分監は二十四年の一箇年のみにても優に一百八十八名の多數に達してゐるのである。われわれは、今これを想起するに慄然たらざるを得ないものがある。

八、むすび

以上を以て、明治十四年より略々二十五年に至る北海道集治監の沿革を大觀し來つた。惟ふに、北海道集治監はわが封建時代における流罪および徒罪の結合したものであつて、それ自體が重罪と見做されてゐた。従つてその取扱の如きも相當に注意深くなされたに相違ないが、近代的行刑思想は未だ必ずしも獄官の頭腦中に十分に攝取されてゐたといふことが出來ず、その犯人の性格と相俟つて夥しい死亡者と逃走者とを生んだことであつた。

せんがためではなかつたであらうか。言ふまでもなく、われわれとしては、これを全的に主張するのではなく、目的の一半としてである。しかして、その目的の如何にかかはらず、彼等による労働が眞に『國富』の増進に資したであらうことはこれを承認せねばならぬ。

しかし、封建時代におけるが如き盲目なる害惡刑、應報刑の思想は次第に根絶せられつつあつたから、受刑者を各種の作業に就かしむることは要するに改過遷善のため外ならぬと考へられてゐたのである。もとより、そのかくの如き意圖を實現するために當時の行刑制度が満足な域にまで達してゐたか否かといふことは大いに問題であるのであつて、われわれをして言はしむれば、當局者のかかる揚言にも拘らず、受刑者をして作業に就かしめるのは、荒野空閑地を開き、道路を通じ、土木事業を興すこと等々に依つて、いはゆる『富國』の一端に資

刑事社會學に於ける問題(三)

小川 太郎

目次

- 一 序——問題の必要(以上四月號)
- 二 業績の若干と問題の若干
 - 二 業績と問題
 - (一) 犯罪の傾向 (a) 全犯罪(以上五月號) (b) 國家に對する犯罪 (c) 人身犯 (d) 財産犯
 - (二) 犯罪の分布 (a) 地域的 (b) 時間的 (c) 人的(以上本號)
 - (三) 社會的制約
- 三 概念、本質、方法
- 四 結 論

犯罪史的研究に於ては、總ての犯罪は、普通、國家・公の秩序に對する犯罪、人身犯、財産犯、そして職業犯罪の四つに分けて説明されてゐる。全犯罪を見ることによつて、われわれは犯罪の發展の上に時代を大きくくぎることができるのであるが、全犯罪をさらに分説するこ

とによつて、其のくぎられた時代のもつてゐる特徴をなほ浮き彫りにすることができる。のみならず、犯罪史的研究に於て、われわれに必要なことは、社會に於て犯罪の總體が占めてゐる地位、社會の動きに對する全體の犯罪の動き、を知る以外に、犯罪の各部分が全犯罪を如何に構成し、社會の動きに如何に反應するかを知ることである。犯罪は全體として社會に襲ひかゝる、が、其の戰術に於て、或るものが後退したときは他のものを以て前進せしめる。犯罪軍と鬭争するためにはその戰術を知らねばなるまい。

いかに犯罪を分説するかは、なほ残された課題である。それは各個の犯罪の研究がなしとげられたあとに改めて見直されねばならぬ問題であらう。しかし、われわれは一應、刑法のとり類型から出發せねばなるまい、たとへそれが犯罪類型の概念を飛び越えて人間の社會生活の類型にまで關係しなければならぬといふことは判然と

見透し得るにしても。

ともあれ、現在のところでは、多くの學者は、ドイツ刑事統計の採るところに従つて、大體被害法益に基いて前の四つに分けてゐる。エックスナーも亦これに従つてゐる。

(b) 國家・公の秩序に對する犯罪 (die Verbrechen gegen den Staat, öffentlichen Ordnung,)

ドイツに於ては、此の種の犯罪は漸次増加の傾向ありとされてゐる。しかし、大戰の前後に於て質的な變化が認められるとされてゐる。即ち大戰以前に於ては、其の増加は主として此の種の犯罪のうちでも輕微なものに認められたのであるが、大戰の後に於ては、殊に「崩壞」後に於ては、反逆罪の如き重大な犯罪が増加したと傳へられてゐる。(1)

わが國については、此の種の犯罪の増加、殊に階級的政治犯人の増加が注目されてゐる。「治安維持法違反に因つて起訴せられた者の數は、昭和三年には五百二十五名、昭和四年には三百三十九名、昭和五年には四百六十一名、昭和六年には三百七名、昭和七年には六百四十四名、即ち合計二千二百七十六名であつて、それに、昭和七年十一月二十日迄の起訴留保者二百八十八名及び起訴

猶豫者千二百八十四名を合算すると三千八百四十八名といふ驚くべき數である」と。(11)

又「治安維持法施行后昭和八年十二月末日迄の總檢舉人員は五萬三千四百七十四名に達し昭和三年以降順次其の數を増加してゐる」と。(12)

不敬罪につつてさへば、明治四十年より大正九年に至る十四年間に大正十年より昭和三年に至る八年間との不敬罪の起訴及び起訴猶豫人員を比較すると、前者は年平均人員僅かに二人強であるに對し、後者に於ては年平均二十二人強であつて、大正十年以降昭和三年までは毎年三割強の率を以て増加してゐると傳へられてゐる。それは「知識的思想犯罪の激増と相表裏したところの感情的思想犯罪の増加である」といはれてゐる。(13)

この種の犯罪の動きを決定するものは主として、政治經濟の動向、思想の傾向、刑事訴追の寛嚴、刑事立法の狀況、憤慨、惡戯心、奇矯心等の感情的事實であるとされてゐる。

- (一) Exner, Kriminalsoziologie, in Handwörterbuch der Kriminologie 9 Hef. S. 17
- (二) 木村龜二氏中央公論所載「犯罪と非常時」五二頁
- (三) 長谷川信氏「我國思想犯人の環境素質等より見たる犯罪原因」(司法研究第十九輯)一頁
- (四) 池田克氏「最近に於ける不敬犯罪の統計的考察」(法

律時報第二卷第四號) 二七頁

(c) 人身犯 (Verbrechen gegen die Person)

既にケトレーにもあらはれてゐる思想であるが、現代の刑事學に於ては、犯罪を主として人身犯と財産犯といふ二つの姿から眺めようとするのが常套の手段となり終つてゐる。問題が定式化するに従つて、われわれのこれに對する態度は往々無批判的になる虞はあるのであるが、尠くともこの兩者の對蹠的な動きといふものはわれわれに疑ひ得ないところであるらしい。たゞ、技術的にいつて、各個の犯罪を如何にこれに當てはめるかといふ點に残された問題があるし、又そこには纏て身體と財産といふ人間生活の類型からみると極めて素朴的な類型から問題を思議することに疑を抱かしむるものがある、しかし此の問題は暫く後章に留保する、

エツクスナーの述ぶるところに従ふと、此の人身犯はドイツにあつては、全體として十九世紀末まで増加の傾向にあり、それより大戰前まで減少の傾向にあつた。そして謀殺 (Mord) と故殺 (Totschlag) とに依つて多少趣を異にする、即ち前者はその一般的傾向に従つて戦前は少數であつたが、後者はその戦前に於ける狀況が不規則であつた。大戰後は兩者ともに一九二一年までは激

増し、それから減少の傾向に向つた。此の種の犯罪のうちで典型的なものは、傷害罪である、それは一九〇一年

までは増加し、それから戦前まで漸減し、戦後は四分の一までに減少したが、それは親告罪となつた結果である。更に近年に於て注意すべきものに過失犯の増加がある、それは一九二四年より一九二九年の間に五〇%増加した、文明の進歩と共に殺人は減少するが過失致死は増加する、其他墮胎等の風俗犯罪が大戰後増加した、とす

(1) 約言すれば、ドイツにあつては此の種の犯罪は内容的には異なるにせよ、世紀の轉換期と大戰后とを頂點として減少傾向を辿り、そして其後「安定」を頂點として再び増加してゐるのである。

わが國についてはドイツのそれに時代的に相應するやうな概括的な記述はないのであるが、しかし、最近に於ける身體的犯罪の増加といふ事實は事毎に採り上げられてゐるところである。高野博士は明治十五年より明治三十五年までの間について、人身犯の總數と人口とを對比して、「其の變動の傾向は明治十六年より常に減退して二十年に至り之より常に増進して二十七年に至り其後は小波動あれども大體に於て減少しつゝありとす」といは

(ii) 又小野博士は大正二年——六年と大正七年——十一年とを比較されて、後者の期間に於て、財産

に對する犯罪が減少し(竊盜は人口十萬に對し三八・七より二四・六に、詐欺及び恐喝は一五・一より九・一に減少してゐる)、傷害罪の如き人身に對する犯罪は却て増加してゐる(九・四より一一・〇に)ことに注目され、戦後の好景氣が財産に對する犯罪を減ずると共に、飲酒の量の増加したことが人身に對する犯罪を増加したのであると述べられてゐる。(iii)

最近までの状態については次の如くいはれてゐる。即ち、殺人罪に於ては明治十五年には二百十七人であつたものが、五十年後の昭和七年には九百三十一人となり、明治十五年を百として指數を見ると昭和七年には四四〇に増加してゐる、又傷害罪に於ては明治二十七年前後に於て最高を示し、三十八年頃減少し、明治四十四年頃に再び増加し、其後は年々減少して來たが、昭和四年より又増加の傾向にある、明治十五年を百として昭和七年の指數を見るに五四である、と。そして明治十五年以來の累年比較を見るに、最近財産的犯罪が減少を示し、凶暴性の身體的犯罪が増加の傾向にある、としてゐる。(iv)

此の種の犯罪の動きを決定するものとして、普通、文明の進歩、景氣、飲酒、住居關係、貧困、等が數へられる。

(1) Exner, a. a. O. S. 17

(ii) 高野博士統計學研究所收「殺價ト犯罪トノ關係」五九〇頁

(iii) 小野博士「犯罪の地理的分布に就て」(法學志林第二十八卷第五號) 六八頁

(iv) 賀川、安藤氏「日本道徳統計要覽」一二頁以下

(d) 財産犯 (Die Vermögensdelikte)

この犯罪の運動は、人身犯のそれと全く反對であるとされる。エツクスナーの記述に従へば、ドイツにあつては二十世紀初めまで多少の曲折はあるが人身犯と反對に減少の傾向を續け、一九一九年に人身犯と交叉して、其後十五年間は減少の傾向にあり、其のうち、大戰直前には人身犯が減少するに反して依然高度を保持し、大戰后は人身犯が未曾有の低度を示すに反して又未曾有の高度を示してゐる。兩者の二つの代表とも目すべき傷害と竊盜とを比較すると、大戰前二十年間は傷害は竊盜より多く重大な犯罪であつたが、大戰後は位置が換つて、犯罪の最も多い年である一九二三年には竊盜は傷害の十倍となつた。かくて、大戰によつて、「この以前に漸次認め

られて来た」ところの兩種の犯罪の正反對な「現象は此處に頂點に達した」のである。しかし、財産犯の内部に於ても、人身犯に於けると同様必ずしも總ての犯罪が同一方面に向つてゐるのではない。原始的なもの(primitive)と進歩せるもの(verfeinert)との間にひらきがある。戦前に於て單純竊盜が減少の傾向あるに對し、詐欺、文書偽造は増加の傾向があり、此の状況は戦後も残存して竊盜は一九二三年のインフレーション時代に頂點に達し其後減少したが、詐欺はインフレーションの克服以來増加してゐると。(一)

わが國にあつては此の種の犯罪について、高野博士は人身犯と同様、本籍人口數と比較して「財産に對する犯罪は明治十八年まで上進し之より二十一年まで減退し更に増進して二十七年に至り二十八年及び二十九年は減少し三十年には再び増加し三十一年以後は絶へず低下しつつありとす」といはれる。同時に其の間に於ける人身犯との反行的な動きについては否定的な意見をもたれるやうである。(二)なほ一説に依れば竊盜に於ては明治廿七年を最高として大體に於て年々減少を示すに至つてゐる、明治十五年を百として昭和七年の指數を見るに五六に減少してゐる、之れを更らに最高であつた明治二十七年を百

として指數を見る時は一九で約五分の一強の減少である、と。そして最近の如き經濟的恐慌時代に於ては今までの定説によれば財産罪が増加すべきであるが、事實は逆であつて、財産的犯罪は實數に於ても減少し逆に身體的無節制的犯罪が増加を示してゐることは、警察の檢舉能率にも關係するにせよ、注目すべき現象でなければならぬ、としてゐる。(三)

此の種の犯罪に於て決定要素と考へられてゐるものは、景氣變動(物價、勞賃に及ぼす其の影響)、生活の窮乏、警察力等である。

(一) Exner, a. a. O. S. 18

(二) 高野博士前掲五八六頁、五九五頁

(三) 賀川、安藤兩氏前掲「要覽」一二頁以下

國家に對する犯罪、人身犯、及び、財産犯と同位に述べ得る意義を有するかについては疑をもつが、エツクスナーに從つて、職務犯罪(Amtsdelikte)について附言する。此の犯罪は、ドイツに於て大戦前は減少の傾向にあつたが、大戦後は著しく増加して、收賄は戦前の約十倍に、職業上の横領は約四倍に、増加したといはれてゐる。(四)

(四) Exner, a. a. O. S. 18

かくてわれわれは犯罪を其の緯の姿に於て見て来たのであるが、この緯の姿に於て見る——即ち動態に於て見るといふことは、犯罪を何等の抽象を加へずあるがままに眺めることであつて、後述するところの靜態的觀察が何等かの抽象の上に成立するのとは趣きを異にするものである。勿論、兩者ともに何等かの法則、常例を發見しようといふ意圖の下に爲されるのではあるが、この動態的觀察の主な目的は、犯罪が世の動きと如何に關係するか、世の動きに對して犯罪の各部分が如何に反應するか、といふ點を見ることにあるのであつて、いはば、まの世の中に於けるなまの犯罪の動きを見ることが必要なのである。此の意味から、既にフェリ、エツチンゲン等の氣付ける如く、犯罪の發展を社會の發展と關係付けるべく、われわれは社會の重要な出來事を記述する年表を必要とせしめられる。

この一つとして最近に於ける世界史的出來事に世界大戦がある。どの犯罪の動きを見ても、其處にはどこかに大戦の影が映つてゐるやうである。現代の犯罪の動きはこの大戦に起點をもつてゐるらしいし、大戦前の犯罪は大戦に終點をもつてゐるらしい。此處二十年間の犯罪の發展といふものは、たゞにドイツのみにとゞまらず、又

たゞに大戦の影響であるといふだけでなく、リープマンの所謂「戦争犯罪」(Kriegskriminalität)なのであらう。それは原因とか要素とかいふ存在ではなく、もつとまとまつた犯罪の特性を指し示すものである。

(一) Liepmann, Krieg und Kriminalität, S. 4

(二) 犯罪の分布 (Verteilung der Kriminalität)

犯罪の緯の研究、動態的觀察と併行して、犯罪の經の研究、靜態的觀察が必要とされる。時間的經過の下に起る出來事としての犯罪から時間を取去つて、其他の關聯に於て犯罪を見ようといふのである。抽象の一つの方法である。今迄の刑事學がとつた方法は主に此處にある。

ドイツに於ける一九二九年の有罪者は五十九萬五千六百五十六人であつて、其内八萬一千五百八十人は女、二萬五千六百七十三人は青年である。有責人口十萬人に對する犯罪者の割合は千九十一人であるとされる。其の罪質からみると國家、公の秩序に對する犯罪による者は全體の三十三%、人身犯による者は二十四%、財産犯による者は四十三%であると傳へられる。(五)

わが國の有罪總人員は昭和六年度刑事統計年報に依れば最近五ヶ年平均年百九萬八千二百二十七名であつて人口十萬人に對する比例は千七百二十六人である。人身

犯、財産犯と分けてどの程度にあるかの調査は最近見當らぬが財産犯は古く明治十六年には五〇・九%、明治三十五年には四六・三%で當時大體五割内外であるといはれてゐた。^(三)

犯罪のこの靜態的な觀察は、犯罪の場所について、犯罪の季節、週日について、また犯罪者の性、年齢等について行はれる。

(I) Exner, a. a. O. S. 18

(II) この内には法人の犯罪が七〇〇程度に於て含まれ、尙警察署即決人員、微罪釋放人員が含まれる。第一審有罪總人員のみをとれば年平均男一四三、七七九、女八、五三二、法人七二二である。

(III) 高野博士前掲五八四頁

(a) 地域的分布 (die örtliche Verteilung)
主として犯罪地理 (Kriminalgeographie) の課題である。

エツクスナーはドイツの状態を次の如く約言してゐる。犯罪の最も多いのはバイエルン、ハンブルグであり、オルデンブルグとヘンセンとが最も少い、住居侵入、暴動をも含む暴力犯罪については南ドイツが最も多く、殊にバイエルンは「ライヒ」の平均數の二倍以上の

人情風俗、第二に大都市、商工業、港灣などであるといはれてゐる。^(四)

(I) Exner, a. a. O. S. 19

(II)(III) 小野博士前掲、尙此處に本州が三部に分たれてゐるが、其の南部とは四國、九州、北部とは東北、北陸道、東山道、中部とは關東、東海道、近畿、中國を指稱する。

(b) 時間的分布 (die zeitliche Verteilung)

時間的經過からその歴史性を取去つて限定された時間の下に犯罪の動きをみようといふのである。犯罪と其の時とを靜態に於て觀察するに外ならぬ。歴史性を抽象し得れば得る程本當のものとなるのであつて、其處に發見されるものは「リズム」(Rhythmen)に「搖動」(Schwankungen)である。「リズム」は自然と社會との規則的な交替性から出て來るものであり「搖動」は犯罪の本質的變化から出て來るものとされてゐる。即ち兩者は夾雜物の抽象方法を異にするのであるが結局一時的な出來事の影響を取去つて、眞實の意味に於て制約を受くべきもののみの制約の中に犯罪の動きを認識しようといふのである。

季節的「リズム」の常識となつてゐるものは、暖き季

傷害をもち、謀殺、故殺、器物毀棄に於ても多い、之に對してザクセンは此の種のもの著しく少い、しかし國家權力に對する犯罪は憲兵、警察官の溫和なバイエルンに於て少く、ザクセンに於て多い、侮辱はアンハルト、ザクセン、ウエルテンブルクが多い、財産犯についていへば、其の分布は前者と全く異なる、ハンブルグ、メルケンブルグに於て、竊盜及び贓物故買最も多く、殊にハンブルグは横領も多く詐欺もバイエルンの次に多く犯罪に於ける大都市現象を呈してゐる、となしてゐる。^(一)

わが國については、總刑法犯に於て北海道最も多く、全國平均の二倍となつて居り、沖繩最も少く、全國平均の三分の一乃至二分の一となつてゐる、第二位に多いのは近畿、關東の兩地方であり、例外としての北海道、及び沖繩の兩地方を除けば、人身犯のうち、殺人、傷害は南部に多く、北部に少く、猥褻は中部に多く、北部に少く、財産犯たる強盜、竊盜、詐欺、及恐喝は、中部に多く、北部に少い、とされてゐる。^(二)

犯罪の地域的分布から抽出される「要素」は、土地の氣候、殊に溫度、人種、文化の狀況、人口の密度、産業の地方的特色、住民の經濟的環境、アルコール消費の狀況等であるとされて居り、わが國に於ては第一に、地方の

節に於ては、暴力犯罪、風俗犯罪が多く、寒い季節には、財産犯が多いといふ事實である。レースナーは、犯罪の季節的循環に關する研究は現在のところ充分とは行かぬけれど、其の發動に於ける法則性は顯著に認めるところが出來る程度に進んでゐるとして、ドイツ、フランス、イギリス等について人身犯と財産犯とを分つて表示してゐるのであるが、それに依ると、暴力犯罪、性欲犯罪、アルコール犯罪、其他の人身犯は殆んど同様に四月から激増し始め、七月、八月に於て頂點に達し、それから急落して居り、最高は例外なく夏季である。そして財産犯は人身犯のリズムとは全く反對に夏季に於て低度を示し、冬期に於て再び上騰し始め、十一月、一月に於て極大に達してゐるといふ。^(三)

わが國に於ては、こゝろいふ典型的な結論は得られないが、大體に於て冬季に於て多數にのぼるものは竊盜、詐欺、恐喝、強盜、賭博等の財産犯であり、夏季に於て多いのは強姦、傷害、殺人、等の人身犯である。詳細な研究は小野博士に依つて與へられてゐる。^(四)

次に週日の「リズム」がある。これに付てはオット・ランクの「傷害の土・日・月の曲線」(Samstag-Sonntag-Montag-Kurve der Körperverletzungen) 4542

がある。又レースナーは戦前に付ては、給料支拂日である土曜日、社會的摩擦面が大きくなつた日曜日、前二日に影響されて仕事を休むものの多い月曜日に暴力犯罪が多い、そして戦後に於ては、給料支拂日が普通金曜日となつた結果、アルコール的犯罪は土曜日が最も多くなつてあり、金曜日も亦多くなつてゐるといつてゐる。(iii) 要するに、週日のうちにも犯罪のリズムの動向があつてそれは大體祭日、日曜日、土曜日、月曜日に傷害等の犯罪が多いとされてゐるのである。

かくて、犯罪のリズムの考察に於て、從來の刑事學者がそれを決定するところの要素として見出してゐるものは、概ね、氣候、溫度及び其他の氣象學上の現象、(氣壓、濕氣等の如き)、氣象に基く人間の生理的・心理的變化(性慾、激情、短慮、等) 外部的な誘因(うす着、開放) 生活の窮乏、氣候に基く生活様式(蟄居、外出、火氣の使用) 收穫、政治季節、決濟季節、晝夜の長さ、勞働季節、アルコールの消費、國民的慣習などの中のいづれかである。

- (I) Roesner, der Einfluss von, Wirtschaftslage, Alkohol und Jahreszeit auf die Kriminalität, S. 73
- (II) 小野博士「季節による犯罪の増減について」(法學協會雜誌第四十三卷第三號)

(iii) Roesner, a. a. O. S. 82ff

(c) 人的分布 (die persönliche Verteilung)
犯人の個人に屬するところのもの、即ち年齢、性、職業、宗旨、社會階級、人種、前科等に於ける犯罪の分布を見ようとするのである。此のうち、年齢と性についてはエックスナーはこれを主に個人心理學的な課題であるとして刑事社會學から除いてゐる。しかし、少年犯罪、婦人犯罪の成年、男性犯罪に對する動向といふものは此處に當然に顧みられねばなるまい。

ドイツに於ける少年犯人は前述の通り、一九二九年に於て有罪者總數五十九萬五千六百五十六人に於て二萬五千六百七十三人を占めてゐるのであるが、レースナーに従へば、大戰當時に於ては全犯罪者の三分の一を占め、戦前に二倍してゐたのであつて、戦争の終末と共に減退し初め、戦前程度に乃至は其以下に減少したのであると云ふ。

わが國については、第一審刑法犯有罪被告人中十四歳以上十八歳未満の者の數は大正十二年八二八名から昭和三年七三三名に漸減してゐるが、少年の起訴猶豫、及び微罪釋放者の數は大正十三年の一、一四二名から、昭和五年には一三、四八七名に増加してゐる、又少年審判所受理件數は大正十二年から昭和五年に至る間漸増し、

保護處分件數も激増してゐる、といはれてゐる。(ii)

婦人犯罪についても、ドイツに於ては一九二九年には八萬一千五百八十人を數へて、特に多數を占めてゐるわけではないが、しかし、一九一八年に於ては十二萬七千九百人であつて、戦前は全犯罪者に對する婦人の割合二五%であるに對し、當時四〇%を占めてゐたのである、それが戦後減少して戦前の程度に至つたのであると云ふ。(iii) わが國の婦人犯罪は大體男子の犯罪の十分の一の割合となつて居り、最近に於ける其の増減は不定であるといはれてゐる。(iv)

其他、職業については後述社會的制約の項に譲ることとし、宗旨について約言すれば、宗旨については新教徒よりも舊教徒に於て犯罪多しとする。次に社會階級に關していへば、犯罪は無資産者に多く分布されてゐるといはれてゐるのであるが、ドイツに於ては大戰後は中産階級者にも亦多くなつて、「市民階級の無産化が犯罪の市民化を齎らした」といはれる。(v) 次にわが國の累初の状態は、大正六年——十年當時から再び増加する傾向に向ひ、最近五ヶ年平均は第一審有罪被告人總數に對し三二・三%であるといふ。(vi)

犯罪の人的分布を決定するところの要素は年齢、性に

つては、主として家庭關係、職業關係、心理的、生理的事實であり、宗旨については、其の宗教的雰圍氣と經濟狀態とであり、人種については、其の人種の有する風俗習慣か乃至は職業其他生活の状態であるとされてゐる。

- (I) Roesner, a. a. O. S. 49
- (II) 木村龜二氏「少年犯罪の特質、原因及び對策」(法律時報第六卷第二號)一四頁
- (III) Roesner, a. a. O. S. 48
- (IV) 木村氏「女子犯罪現象の特質、原因及び對策」(刑政第四十六卷第五號)七頁、同第六號六頁
- (V) Exner, a. a. O. S. 20
- (VI) 賀川、安藤氏「要覽」七頁

わたくしは今迄、特別に私見を加へることなしに、ただ從來の犯罪動態、靜態の研究の傾向がどの方向に向けられて來たかを見て來た。即ち、それらの研究は決して犯罪の正確な記述を直接に目的とはしないで、寧ろ端的には犯罪の「原因」を發見しようといふ處に其の目的をもつてゐたらしいのである。一聯の數字の動きがあれは、その動きを作る原因を直に發見しようといふとめたらしいのである。これは本當のやり方であらうか。勿論われわれは其の研究の成果によつて犯罪の大體の方向とそれを決定する概ねの要素とを知り得たのではあるが、正確な意味に於ては其の方向と雖も未だしい數々のもの

をもつのであるし、其の示してゐる原因とか要素とかは矛盾し相対するものをもつてゐるのである。こういう状態に止る限り、われわれは「犯罪の生起に及ぼす社会的影響は個別的に相當に多數であり多様である」といふ嗟嘆を何時までも捨て得ないであらう。この場合に於て、われわれの本當に爲すべきことは、端的に「原因」を知らうとする目的を抛棄し、正確に犯罪を記述する——具體の犯罪或は抽象の犯罪を描くといふところにあるのではなからうか。エツクスナーの採る方法は稍これに近いものをもつてゐる。彼の意圖するところは「犯罪の傾向」並に「犯罪の分布」といふ動態的、靜態的觀察に於て犯罪の動きを正確に記述し「社會的制約」の題下に「記述された現象を其の社會的制約の下に明白ならしむ」といふ點にある。

從來の研究を犯罪の記述といふ點からみて、それが與へた犯罪の動きに關する常例、傾向を要約すればそれは主に左の諸點である。

- (イ) 特定社會に於ける犯罪者數の最低、最高の限度が略々一定すること、(ケ)トレイの絞首臺豫算のテーゼ、フェリーの犯罪飽和の法則など)
- (ロ) 財産犯と人身犯とは其の動きに於て正反對なこと

- (ハ) 財産犯は冬季に於て人身犯は夏季に於て多きを占むること、
- (ニ) 財産犯は北部に多く、人身犯は南部に多きこと、大都市犯罪の現象
- (ホ) 「戦争犯罪」の現象(婦人犯罪、少年犯罪、人身犯と財産犯等につき)
- (ヘ) 日曜日を中心とする犯罪の増減
- (ト) 犯罪者數に無資産者の多きを占むること、
- (チ) 世紀の轉換期及び最近に於ける犯罪の動き、殊に國家に對する犯罪、人身犯、累犯の増加、
- (リ) など。これらを社會的制約の下に如何に説明するかが次の課題である。

- 同時に、この経緯の研究を通じて、今後に於て問題たるべきものは次の諸點であらう。
- (イ) 人身犯と財産犯との概念の再吟味、
- (ロ) 従て、犯罪を分類する根本的立場は何か、
- (ハ) 犯罪を社會から採り上げる方法如何即ち法律の犯罪とするもののみを採り上げるかそれとも……、
- (ニ) わが國に於ける犯罪の正確な記述の必要、

Preliminary to the Psychotherapy of Crimimals
 ~~~~~  
 Ben Karpman, M.D.

### 受刑者矯正への序説

醫學博士 ベン・カープマン

筆者は、米國ワシントン府聖エリザベス慈惠院(最近創設された精神病犯人收容所) (St. Elizabeth's Hospital, Washington, D.C.) のサイキエトリスト(精神病醫)で、この一篇は、近く出づべき氏の著書「個體としての犯人」(「The Individual Criminal」)中の一章である。

たしかゲーテだつたと思ふが、「時宜を失はずに古い諺をくり返すのは最初にそれを言つたのと等し」といふことがあつたが、若し、この語が誤りでなかつたならば、今茲に試みんとする説明も恐らくむだではあるまい

と思ふ。自分の茲に論ぜんとする所は、常に受刑者を取扱つてゐる人々には極めて平凡になつてしまつてゐる事柄であるが、たゞその平凡であるがための故に、却て今迄等閑に付せられてゐたものであつた。今、この平凡な誰れも知つてゐる事柄に特に深い意義を與へて新たに甦らせようとする自分の企圖が、若し、表題に掲げた問題に對する新しい態度を養はしめる助けともなれば、それで立派に存在の理由が立つと思ふのである。

成程、犯罪のプログラムを總括的に理解せんとする試

みは、今迄、問題の解決に大して寄與する所もなかつたのである。處が、總括的でなく、箇別的に精神發達學 (psychogenetics) による試みはどうかといふのに、これは極めて有望なるもの、如く見えるのである。しかしながら、犯罪のサイコゼネティクス、即ち、犯罪の發生原因の攻究は、此文の表題に掲げた犯人のサイコセラピー (psychotherapy) (精神治療) の問題即ち犯人の矯正處遇の問題と極めて密切に結びついてゐて、有望なサイコセラピーなくしては有効な攻究は殆んど不可能といつても可い位なのである。元來、犯人なるものを理解し、幾分でも犯罪問題を解決する助けにしようとするには、先づ、我々が犯人を理解し且つ——更らに言ひ添へなければならぬが——犯人を助力しようといふ意志がなければならぬのであつて、只だこの意志の程度だけに、犯人の理解ができ、問題解決の手助けともなれるのである。しかも、何人も、特別の一身上の理由のない限り、或る一つの目的を有ち、希望を與へられ、即ち、自分の退治したいと思つてゐる苦しい症状から救はれると保證されるといふことのない限り、自分の個性の心理的解剖を受けるのを好まないのは、普通である。犯人は猶更好まないのである。で、先づ第一に、本人の側に自分

には病む所があるといふ會得があり、次には、喜んでリトリメント (治療) を受けるといふ意向があり、而して更らに、其のトリトリメントをして價値あらしむるだけの條件が具はつてゐなければならぬ。

犯罪に關しては、此等の必要條件は猶未だ明かに認識されてゐないのである。犯人の住むでゐる社會も、犯人其人も、彼の一種の病人であることを猶未だ認めてゐないのである。犯人は自分が病を有つてゐることを認めないために、治療を受ける理由を發見せず、また、彼が治療を受ける心組であるとしても、彼の生活してゐる環境は、十分な療法の行はれることを、妨ぐるのである。で、サイキエトリスト (精神病醫) が矯正上の療法を施さうとして受刑者に近づかうとすれば、いつもきまつて、むき出しにせよ又は假託にせよ、反抗の堅固な壁にぶつかるのであつて、醫師に力を戮せることを拒むか、拒まないにしても、そんな風で得られた材料は何の價値もないのである。この反抗は、一部は、其人間の性格の本源から出てくるもので、我々が一般の神経病患者の間に見出すものと異ならないのである。しかし、他の一部は、全く外部的のもので、内部からの反抗と加はつて、心理的の攻究を全く事實上不可能にしてしまふのであ

る。で、茲で、言ひたいのは、此等の外部の障壁の存する限り、受刑者の精神治療即ち矯正といふことはあり得ないもので、受刑者の性格の心髓に到達せんと欲する前に、先づ、この障壁が除かれなければならない、といふことである。正當な精神療法上の攻究を妨ぐる障壁となる受刑者の頑強な心的状態を解剖し、初頭よりこの現在の状態に達する發達の跡を尋ねるのが、この小さな論文の目的なのである。

論述の目的上、自分は、茲處で、受刑者を大掴みに精神的 (neurotic) のものと及び精神病的 (psychopathic) のものとの二つのグループに分つて、差し當り先づ、大きな社會的な問題としての常習の強窃盜犯人を包含してゐる後者のグループのみについて論述の筆を限りたいと思ふ。

(一) **ブレ・プリズン (拘禁前)**

先づ、ファースト・ターマー (first turner——初刑者) から始める。初刑者といつても、未だ嘗て拘禁されたことがないといふのではないので、固より場合によつては、この若者が、已にリホーム・メトリからインダストリアル・スクール (職業訓練所) と次ぎ／＼に感化矯

正の處遇の段階を経て來たもので、決して犯罪の世界での新參者ではないのだが、只だ、他の行刑施設へ入るには齡を取りすぎてゐるので、初めてプリズンへ入つて來たといふまでなのである。

この犯人が、犯罪を行つた際に、行つた所爲について或る程度の後悔を経験するといふことはあり得ることである。かういふ社會的に有益な現實の情緒を強めることを謀る手段が講ぜられて然るべきで、また、そうできるのだ、しかし、我々の爲す所は全く之に反してゐるのである。

逮捕された場合に起るこれと異つた他の情緒は、個人的にも亦た社會的にも、行爲の結果に對する恐怖である。逮捕の際、及び未決拘留に處せられてゐる間も、往々にして、或は常にといつた方がいゝかもしれないが、身體上並びに精神上多くの侮辱的な待遇を受けることを免かれない。かゝる侮辱の直接の結果は、本人をして自分の犯かした罪を贖はしめられてゐるのだと感ぜしめることで、これで、當時懐いてゐたかもしれない悪かつたといふ感じを全く中和してしまふのである。それ處か、逮捕せられたことを口惜しがると同時に、すぐと、今度

やる時にはもつと慎重に計畫してやつてみせるといふ考へを起させるのである。其處で次の犯罪となるのである。

いよく裁判所に於ける公判 (trial) となると、これが、被告に好感を起させるようにできてゐないのである。一般に認知せられてゐる訴訟法上の原則の存するにも拘らず、法律上並びに社會的のあらゆる機構は彼にとつて不利なのである。成績上の記録を欲しがつて、徒らに憎悪の念をかもすに過ぎない亂暴な方法で自白を得ようとする警察官吏から、自分を犯罪の犠牲となつたものと同一視し、自衛と報復の精神で、とかく嚴刑を科したがる陪審官、さては、犯罪についての先入主となつた觀念の已に硬化して、無罪の證據立てられない限り、心理上被告を罪人と思ひ込んでゐる裁判長に到るまで、悉く彼の味方ではないのである。さて、刑の量定だが、これは、被告本人の眼から看れば固より、他から見てさへ時として、行はれた犯罪と周圍の事情の正當なりとするよりも重いものであるから、刑の言渡に對する反應は憎悪のそれで、刑が重ければ重いほど、憎悪は大きくなるわけだ。これで、始めにはあつたかもしれない悪い事をしたといふセンスは全く相殺されてしまうのである。

る。かゝる情況の下に在つては、後悔だの悔悟だのといふものは思ひもよらないのである。

### (二) イン・プリズン (拘禁中)

さて、一旦、プリズンの中へ入つて見ると、この新入りの受刑者は、自分が改心しようとしまいと誰れ一人として心にかけてくれるものゝないのに氣がつくのである。前を見ても、後を見ても、自分の周圍には、只だ一つの目的が存するのを見るのである。それは、自分をパニッシュするといふことである。現在執行されてゐる拘禁には色々な特色があるが、一つとして矯正改善の本來の目的を充たすものとはないのであつて、反對に、一つ一つ悉く、犯行を繼續させるようにと精一杯力を入れてゐるように見えるのである。拘禁が單に監禁であつて、一切の其人の個性の發露を塞ぎ且つ社會との接觸を絶つといふだけで、別に懲罰を加へられることがなくとも、それ丈でも結構いやなものである。好いプリズンといふものはないのである。どんな贅澤な場所に拘禁されるのでも、その苦痛は最悪のヂェール (地方の小刑務所) に於けると全く等しく切なるものがあるのである。如何なる贅澤も富貴も貴重な人間の自由には易へられないか

らである。

しかし、拘禁には、單純な自由の剝奪より以上のものがあるのである。で、今、拘禁の及ぼす影響の心理的の方面を次の二つの題目の下に論究してみたいと思ふのである。

#### (A) 行刑處遇に於ける拘禁の一般影響

#### (B) 受刑者に及ぼす拘禁の特殊影響

(A) 行刑處遇の一つのメソッド (方法) としての拘禁の目的は三つある。即ち、

- (一) 處 罰 (punitive)
- (二) 悔 悛 (penitential)
- (三) 防 衛 (protective)

是れである。

(一) 本來、拘禁の本質的な目的は罰し (punish) して正す (correct) に在るが、この罰して正す (punitive-corrective) といふ見解は、次のような論理を假定して

ゐるのである。或る規律違反——即ち犯罪——に對して苦痛を蒙らすことは將來の再犯を防止する所以である、何となれば、苦痛を避けて快感を求むるのは人情の常で

あるから、故に、罰するといふのは恐怖を注ぎこむためであり、恐怖を注ぎこむのは犯罪を防止するためである、といふ論理に基いてゐるのである。しかし、この前提は、苦痛の賦課に伴ふ或る種の結果を考慮に入れることを忘れてゐるのである。恐怖が犯罪の刑罰としての苦痛の賦課に伴ふ唯一の結果であつたならば、果して然らば、犯罪のプロブレムといふものはとうの昔に解決されてしまつた筈である。何となれば、犯人のために他にどんな事をしてやつたにせよ、また、してやらなかつたにせよ、それはそれとして、苦痛を加へるといふことでは、我々はたしかに各ではなかつたのだから (愛とか、深切とか、思ひやりとかいふようなもつと積極的な情緒に對するよりも、人間といふものは苦痛に對して非常に感じ易いものだ)。しかしながら、苦痛を加へた後で、之に伴ふ結果には、恐怖とは異つた心理的のものがあるのである。憎悪の如き反感の生長は其最も著しいものである。自分の研究に徴すると、この憎悪の反應作用は、破壊的な影響の強いもので、どんな刑罰にも必ず伴はないことではないのであつて、反社會的な行動の或る形で斷えず、解放の機會を求めてゐるのである。この憎悪の感情は極めて熾烈なものがあつて、幾度か加へられた懲罰

の記憶をも顧みず、往々にして、一切他を思ふの違なく、ひたすらに此一念に身も心も焼き盡くされることがあるのである。一たび憎悪の念を懐くと、長い年月の間其人の心に憑きまどつてゐて、終には強い反抗心となつて現はれることは珍らしくないのである。

若し、果して、多くの反社会的な行動が（よし普通の意味で犯罪とまではならないでも）、機会さへあれば衝動的に禁止行為となつて現はれる條件附憎悪を代表してゐるものとすれば、この形勢を矯め直さうとするためには、論理上明かに反抗的感情を中和するに努めて、其の再發を阻止しなければならぬのである。然るに、之に反して、我々は其者をパニッシュして、憎悪に重ぬるに憎悪を以てするのである。刑罰は等差級数的に科せられるのであるが、憎悪は等比級数的に増大していくのである。この際立つた實例としては、屢々受刑者の間に見られる報復の計畫に現はれるのである。なほプリズンに在る間でも、彼等は已に將來の犯罪を計畫してゐるのである。鞭が何かしらないが、體軀に受けた傷痕はまだ生々してゐても、傷害の苦痛は忘れてしまつて、快心の報復を夢みて、受刑者の心は躍るのである。故に、刑罰は犯罪防止の具とはならないのであつて、それ處か、却て、

將來の犯罪に對する最も強勢な刺激となるのである。

(二) 次に考慮すべき點は、矯正防止の手段としての拘禁の受刑者の悔悛に及ぼす影響の方面についてである。プリズンのことを又た別にペニテンシアリー (penitentiary) と云ふが、このペニテンシアリーと云ふ語には、それがペニテンス (penitence) 即ち悔悛の機會を與へる場所だといふ假定が伴つてゐるのである。逮捕されれば、犯人は後悔するだらう、後悔すれば、悔い改めるだらう、そして悔い改めたら、犯罪生活から轉向するだらう、と信ぜられてゐるのである。が、しかし、よしたとへあつたにしても、かゝる悔悛の態度は例外であつて、拘禁生活を圍繞する凡てのコンデイションはむしろそれに反對に働いてゐる、と自分は信じてゐるのである。已に犯罪其者が、憎悪の動機から行はれることが多いのであるから、本人は悔い改めるといふような心理状態にはないのである。そこへもつてきて、其上に、拘禁を科して、一切の生活の價値を奪つてしまふのであるから、更らに一層の憎悪を増すに等しいのである。これは只だ本當の拘禁だけについていふことで、一般に拘禁に伴ふ懲罰のことは措いて問はないのだ。拘禁の結果は、憎悪と報復の感情で、何等悔悛の如きものは起りそうに

もないのである。

(三) 拘禁の第三の方面は、防衛といふことである。犯人を隔離すれば、少くも一時は、犯罪活動から社會を防衛することになる、と一般に信ぜられてゐるのである。成程、機械的に考へれば、そうに違ひないが、しかし、刑罰は時間的に制限されてゐるのであるから、釋放されるれば、いくらでも犯罪を行ふ機會はあるのである。而して、大部分のものは憎悪と報復の感情を抱き、これから先きの犯罪のプランをちやんと用意してプリズンを出るのであるから、彼等は實際犯罪を行ふのである。犯罪の歴史といふものは事實上累犯の歴史と等しいのである。

更らにまた、拘禁によつて犯人が直接に犯罪活動にたづさはることを防止せらるゝのは事實であるが、しかし、間接に、在監中に一緒になつた他のクリミナルの手を通して社會に掠奪を逞ふすることは何でもないのである。古參のクリミナルの若い犯人の上に及ぼす影響は大したもので、且つ及ぶ所深いのである。而して、此等の若い、が、しかし呑み込みの早い生徒によつて行はるゝ犯罪は、其數に於て、年長の前科者が自由の身であつて行ふ犯罪よりも恐らく多いことと思はれる。これからと

いふ新進のクリミナルの指導役となり仕込み手となるに

も、この前科のあるしたゝか者は全く憎悪と報復との念から動かされてゐるのであつて、弟子が成功して一人前になれば、たとへ一時でも、自分の懐いてゐる反抗の感情が幾分か慰めらるゝことになり、且つ同時に、自分が一とかどの人物にでもなつたように思へるのである。一人の人間が憎悪と反抗の念を助長せしむるどんな物にでも容易に感受するようになるのは、其人がこの二つの感情で包まれた環境の中に投げ込まれたからである。若い連中は常習犯や前科者の人物に對してかういふ刺激を感ずるのである。我々の青年犯人は少年の時分には恐らく夢想家であり、其空想は十錢小説のヒーローの崇拜で養はれ、最初の犯罪はこの空想を實現せんとする小供らしい冒険に過ぎなかつたのであらう。で、プリズンへ入る時には、已に情緒的に札つきの前科者を崇拜する準備ができてをり、少からざる魅惑を感ずるのである。彼はかういふ男を一個のヒーローとして重んじて、深く其思想に化せられ、前科者の口から出る憎悪の言葉に共鳴するのである。かうなれば、元來、彼等の間には精神的に共通するものが多いのだから、偶然の知り合ひが親しい友交關係に移つて行くのに手間ひまはかゝらないので

ある。興味の共通は憎悪の言葉を取り交はすに始まるのであるが、先づ刑務官吏に對する憎悪から始まつて、次いで、あらゆる権力といふ権力に向けられ、更らに、社會全體に浴びせかけられるのである。長期刑者と短期刑者の交友關係は憎悪で養はれ、この憎悪をまぎらす方便として悪事の口の研究となるのである。

かういふ次第で、若い犯人より呑み込みの早い生徒はなく、プリズンよりも能率の高い學校はないのである。それといふのも、與へられた環境に在つては、教師も生徒も、教しへるにも教しへを受けるにも、極めて感受の容易な心理状態に在るからである。この環境に於ては、一切の事情が若い受刑者を硬化せしむるに傾いてゐる上に、前科のある年長の受刑者にとつては、自分が悪事の傳授するのに理想的な道具立が與へられてゐるのである。受刑者の忍ばなければならぬ色々な精神的の侮辱の重さなる結果の何たるかを解すれば、この事は察するに難くないのである。

- (B) 受刑者に及ぼす拘禁の特殊影響。  
 受刑者に及ぼす拘禁の影響は、大體、(一) 肉體的、(二) 精神的、(三) 社會的、(四) 性慾的の四方面に分つことができる。

んなに公平であつたにしても、社會の落伍者だ、といふ混み入つた感情を経験するのである。同じ人間仲間の同等のメムバーではないといふ感じが切で、其後になつて犯罪生活に入つて行くのも、全く、もはや社會の一員としては容れられないといふ自覺が爲せる業なので、自分には已に烙印を押された身だから更生の努力などは無益だ、と自分で勝手に理窟をつけた結果なのである。

さて、拘禁生活に入つてからは、更らに他の幾多の精神的の影響を受けるのである。拘禁生活は當然規律生活であるが、斷えず規律攻めにすると自然反抗の空氣をかもし出すものである。規律は受刑者の肉に入り骨を抉ぐる。ちよつとでも違犯すれば、きびしい懲罰を受けなければならぬ。それは、人間に忍べる限りの堪忍をさせ、温順なものを野獸のように行動させるのである。拘禁生活を通して、一瞬間たりとも、受刑者は自分が逐はれし人々で、罰せられなければならないものであるといふことを忘るゝことを許されないのである。かゝる事情の下にかもされる情緒を言ひ表はすのに「ヘートレッド(憎悪)なる語は、柔かすぎない語である。かうなれば、人間の感情は鬱積するばかりで、終には、この鬱積した感情に吐け口を與ふるといふより外に何等の理由なくして單

(一) 肉體的の影響とは、食物、作業、運動競技其他一般身體の状態に關するものである。プリズンの糧食は、質からいつても量からいつても、極めて不十分なものである。始め上級官憲からプリズンへ配給さるゝ時には十分であつたとしても、それが消費者たる受刑者に渡る時には、全く不十分なものになつてしまつて只だ僅かに生命を支へ、賦課された作業を行ふに十分な體力を維持するに足るだけのものである。それに、日々の單調極る食事は飢を凌ぐに足るだけで、食慾を満足せしむるものではない。これがために屢々受刑者は代謝作用の障害に苦しむのである。また、別に刺激もない作業は、活潑な身體の運動を促す性質のものではない。是に於てか、受刑者の大部分は、常習犯人に型のように存在するとせられてゐる慢性の衰弱症に罹るのである。ロンプロゾーなどの云ふ犯人型の相貌といふのも決して生來のものではなく、拘禁生活に特有なものなのである。

(二) 次に、精神的影響だが、今迄餘り大して注意を拂はれてゐなかつたが、しかし、極めて深いものがあるのである。先づ、有罪の判決から始めると、有罪の判決で、被告は、いま／＼しい、不公平だ(刑の宣告がたとへど

に規律を犯かして以て快とするに至ることが屢々あるのである。

懲罰の方法の受刑者に及ぼす影響は、頗る深いものがあつて、終には、復活更生を不可能ならしむるものである。ストリート・ゲヤケット(窄衣)とか、「ホール」(Hole)——穴)及び「クリップ」(「crib」——牛舎)と呼ばれる屏禁室や、其他之に類似した懲罰装置に堪へることが果してどんなものであるかは、親しく自ら經驗し、でなくとも、少くとも、受刑者と情緒上一體となることのできるものでなければ、如實にこれを叙述する言語を見出すことはむづかしからうと思ふのである。

元來、憎悪なる感情は、防禦の反作用で、自分の體軀と精神とを破壊から救はうがための受刑者の防衛技巧である。その受胎作用は感化院に於ける最初の初期の經驗に遡つて尋ねられるのである。其から後になつて、自分自身凡ての經驗を閱みしてから、警察やプリズンに於ける野蠻な處遇を、自分で受けまいまでも、少くも見たり聞いたりのものである。彼は、何の判然たる理由もないのに、受刑者のたゞかれるのを見た。彼は、自分の履歴を肥らせるために告訴状を「フレイム・アップ」(でつち上げる)する警察官吏のあるを知つたのである。かくして、彼は法律秩序の機構と結びついてゐる一切のもの

を憎むようになる。報復の一念が彼の存在の動機となつて、プリズンに於ける退屈な時間は、釋放を待つて直ちに取りかゝらうとする犯罪の計畫に費さるゝようになるのである。

他の影響は、責任の觀念がなくなることである。受刑者の智能のレベルが、どうであらうと、よし智力のあるものにして、プリズンでは、受刑者が自分の獨立の創意を用ひることのできる作業も役務も與へられないのである。一切が彼のために案出せられ、按排せられ、設計されてゐるのである。彼はロボットである。感覺や情緒を有つてゐるものとは思はれてゐないのである。少しでも受刑者の方で自分の個性を主張しようと試みれば、直ぐと阻止され、其上に懲罰を受けなければならぬのである。凡てがかういふやり方であるから、情緒上からも智能上からも、矯正改善の効果は低下せざるを得ないのである。

受刑者に賦課される作業は彼等の精神生活に重大な影響をもつものである。第一、受刑者の作業は、仕遂げてみようと思ふ好ましい任務としてではなく、刑罰として受取られるのであつて、刑罰が及ぼす通りの凡ての精神的影響をやはり有つてゐるのである。更らに、かゝる作業には生産上の成績を擧げようといふ精神的刺激が欠ける。益々深く惡の道へまはつて行くのである。

(四) 受刑者の性生活は、極めて重要事で、彼の精神生活の上に深い影響を有つものである。性慾を満足せしむる順當な方法を奪はれてゐるので、生物に具つた生物學上の所謂アダブテーション(順應)の原則に従つて、或るものは苦痛から免れる手段として手淫(單獨、相互、競争)を擇み、多くは同性交合 (homosexuality) を擇むのである。このホモセキユチュアリティは、多くの場合、それは餘りに多いのであるが、固定した習慣となつてしまつて、情緒を荒廢せしむること夥しいのである。また、多くの受刑者は、この境遇の苦痛を緩和するため、プリズンに在る間に、色々なドラッグ(麻醉劑)の服用を學ぶものがある。これは、プリズンに入る前からドラッグを常用してゐたものとは全然別である。

かくして、拘禁生活といふものは、周圍の人々との十分な調和を妨げる。興味のない作業、適當な運動娛樂のないこと、日々の生活に何の目的もないこと、情緒の吐け口の何處にも見出せないこと、等々。普通に謂ふ所の生活の好い處をすつかり奪はれたかういふ生活は、人間

てゐるのである。總て人間の事業には、爲さるべき仕事とそれから獲らるべき結果即ち報酬との間に常に何等かの關係が存してゐるものである。報酬が大きければ大きいほど、働かうといふ刺激が大きく、従つて生産能率も大きくなる筈である。之に反して、仕事の結果が仕事をするものゝ利益となるのでなければ、仕事に對する刺激は少なくなるわけである。受刑者が働かせられるのは、常にかういふ情況の下にあるのであつて、かゝる種類の作業は、むしろ却て受刑者の精神を腐らせる効果を有つものである。

運動競技は、あつたとしても言ふに足らぬものである。プリズンに此等のものを缺如することは、受刑者の元氣を衰へしむる所以である。

(三) 第三には、社會的影響であるが、一旦有罪の判決を受けてプリズンへ入ると、汚辱がついてまわつて、一生涯消えないのである。社會の一員たる資格と名譽とを失墜して除け者となつてしまつたといふ自覺は、極めて痛烈なもので、往々にして是がためにプリズン病ともいふべき一種の精神病を促進するのである。釋放されるれば、また、「ヂェール・バード」(前科者)として見下されるので、身を處するに極めて困難で、爲めに、自分を迎へてくれる唯一の社會的方便としてギャングに身を投

の性情を變質退化せしめ、陽氣な外發性は失はれて、異常な自屈的内省に陥らしむるのである。現實の生活が辛らければ、その代りに空想が盛んになるのが、人之性の常で、現實が酸苦なものであればあるほど、空想はいよいよ華やかなものになるのである。彼等が現實を逃がれる唯一の避難場として空想にひたるのは自然の勢で、かくして空想にのみあこがれてゐるようになれば、それは、たしかに益々精神病に近づいてゐる證據で、受刑者が動もすれば「プリズン病」(prison psychosis) とは一種の精神病に罹り易いのは、この理由に外ならないのである。

(三) デイスチャージ (釋放)

かくして、刑期を終へて、いよいよ釋放となると、さて、受刑者は、これから人生の嚴たる現實にぶつからうとするには、自分が全く不適當なコンディションに立つてゐるのを見出すのである。金はなし、友はなし、何處に救ひの手の見出さるゝでもない。彼は有り餘つた豊かなこの世界に孤りさびしく立つのである。彼は、聖書の譬話にあるような、自分のために肥えた犢の待つてゐてくれる家に歸つて行ける放蕩息子ではない。家族は彼の

前科のレコードで汚辱を蒙つたと感じて、忌んで彼に遠ざかるし、彼も自然に家族に遠ざかることとなる。理由の何たるを問はず、一と度拘禁されたもの、負ふ重い汚れは、たとへ不可能でないまでも、本當の社會的關係の再建を極めて困難にするのである。煎り豆に花が咲くことがあつても、釋放者には断じて仕事はない。前科のあるものは誰しも備ひたがらないから、復職も極めて困難である。彼は穢多かかつたい病のように怖れられるのである。已にプリズンで養はれた深い憎悪と忿恨とに加へて。釋放となつてからは、社會的追放の深い屈辱を受けなければならぬのである。社會に背を向けて反對の方向に進むより外に逃げ口はないのである。この時手をひらげて好く來たとばかり迎へてくれるのは、ギヤングばかりである。茲處では、プリズン・レコードは邪魔にならないばかりか、却て立派な入場券として役立つのである。かくして、建設的な好い感化から押しつけられ、だん／＼悪い方へ引きづられていつて、彼は遂に事實上犯罪の生活に押し戻されるのである。治療回復の如き固より思ひもよらないのである。

(四) 結

之を要するに、受刑者の治療即ち矯正の道を講ずるに

當つて、吾人の遭遇する困難は固より多大なものであるが、此等の困難は、彼等の置かれる誤つた環境によつて更らに強めらるゝのである。即ち、プリズンに於けるあの澤山な懲罰や矯正の手段がいけないのである。それは、行刑當局では受刑者の改善處遇の一方法として科するのであるが、實際は、却て権力と關聯した一切のものに對する極めて強い反感を生ぜしめ、事實上精神治療上の攻究を妨ぐることに甚しいのである。

で、若し、精神治療上の攻究を可能ならしめんがためには、懲罰並びに矯正の手段は最少限度まで減じてしまつて、而して社會的更生が實際可能なものにならなければならぬ。この二事にして行はれずんば、一切の處遇方法は悉く姑息で根本的價値の少ないものである。反感といふ外側の壁が破壊された時、初めて、受刑者の性格の源泉を汲み出すことができるのである。而して後、わずかにクリミナリテイ(犯罪性)の解剖による科學的方式に近いものが得られるのであつて、この方式が立つて、初めて、受刑者の眞個の精神治療即ち矯正手段が可能を有するのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, March-April, 1935.

海外時報

行刑施設に於ける教育

— ニュウヨーク州改革案

去年ニュウヨーク州知事レーマン氏によつて任命された少年行刑施設に於ける教育問題調査委員 (Governor's Commission for the Study of Educational Problems of Penal Institution for Youth) の第一報告書は委員長たるコラムビア大學師範部教授エン・エル・エンゲルハルト氏によりて最近ガヴァナー(知事)の手元まで提出された。

今茲に報告書中に提案せられてゐる教育改革に關する改正法律案のみを抄録して参考に供へる。

(I) 矯正法 (Correction Law) 第二章の修正——教育部に關する新しき一條 (15-a) を設けること。即ち、第二章第十五條 a (Section 15-a, Article II)——教育部。

矯正省 (Department of Correction) に教育部 (Di-

vision of Education) を置く。この部の長は現在の職業教育課長 (Director, Bureau of Vocational Education) を以て之に充て、以後將來の任命は矯正長官 (Commissioner of Correction) によつて行はるゝものとす。この部の長たるものは、ビーノロデー並びに専門教育學の兩科を修め、併せて訓練経験を具へたるものならざるべからず。教育資格は教育學行刑學並びに關係諸科學に於ける三ヶ年のグラデュエート・ワーク(大學卒業後の研究)を充分に完了することを要す。教育部の長は矯正省に於ける一切の教育を監督し、且つ、矯正省の一般教育方針に従ひ、省の施設に於ける教育事業を調査研究し、組織開發の道を講ずるため、凡ての施設を巡閱するの權能を有するものとす。部長は矯正省の長官並びに次官に對して責任を負ふ。

(II) 矯正法第四章第三百三十六條「受刑者の教習」(Prison Education) と改め、次の如く修正すべきである。第三百三十六條——最も廣き意味に於ける受刑者の教育の目的は、個々の受刑者の必要を考慮し、感化並びに啓發の種々の手段による社會化精神の養成に存すべきものとす。是れ實に受刑者をして生活に對して一層健

全なる態度を持せしめ、良市民として行動するの願望を懐かしめ、正業によつて自己並びに家族の生計を支持するの機会を捉ふるに足る技能と智識とを修得せしめて、社會に復歸するを得せしめんとするに在り。この目的のために、利用し得らるる材料を基礎として、社會化精神の養成並びに回復更生の過程を促進するに足る教育のプログラムを受刑者に授くべきものとす。かかる教育に費さるべき日々の時間は上記の目的に副はんがために要せらるるだけのものたらざるべからず。教育部長は、州政府の教育長官 (Commissioner of Education) (文部大臣) 及び矯正長官と協力して、州に於ける各施設の特殊の事情必要に應ずるに足る日課及び其他の教育科目を定むるものとす。州の教育長官は、矯正長官並びに教育部長と協力して、州の凡てのプリズン及びリホーム・メトリに於ける教師の檢定に對する教育上の資格を定むべし。かかる教育上の資格は十分廣汎に亘るものたるべく、行刑學、社會學、心理學、哲學に於ける修練は勿論、教授せらるべき特別科目及び其他責任ある職員によりて必要なりと認められたる専門學科に於ける修練をも包含するものとす。州立施設に於ける教師の檢定書は、少くも四ヶ年間高

等學校以上の程度の教育を修得したるもの又は之と同等と認められたる教育を修得したるものにあらざれば之を交附せざるものとす。」

Journal of Criminal Law and Criminology,  
January-February, 1935.



### 典獄補會同記事

司法省最初の試みたる典獄補會同は五月三十、三十一日の兩日に互り、本省會議室に於て開催され、市谷刑務所森口典獄補ほか八刑務所の典獄補、浦和支所長仁科典獄補ほか十三支所の支所長たる典獄補、合計三十三名の典獄補參集、第一日たる五月三十日は午前十時開會、先づ長島司法次官の注意、岩松行刑局長の指示あり、引續き行刑局長面會を以て日程を終り午後五時三十分より司法大臣官舎に於て司法次官の招待宴あり、第二日たる三十一日は午前九時開會、諮問事項の討議に入り、午後互つて協議事項の討議、答申案件成の爲の委員會等あり午後五時三十分よりは綠風莊に於ける刑務協會の招待宴に臨み、款を盡して閉會となつた。因みに右會同に於ける司法次官の注意、行刑局長指示、並に諮問事項、協議事項及び之に對する答申書左の如し。

#### 長島司法次官注意事項

一 刑務所の收容者は昨年の恩赦減刑により一時的には減少しましたが今日に於ては殆ど舊に復し此の勢を以てすれば再び舍房の不足を來し看守の配置に困難を感じるに至ることが必

定であると考へるのであります殊に他面に於ては作業擴張の結果その經營が極めて複雑多岐に互りまして今にして十分なる研究を遂げ統制よろしきを得るに非ざれば悔を將來に残す處れがあるのであります從て各位の如く行刑事務の中樞に當らるる人々は此の際特に研究討議を講ぜらるる必要があると信じますので折角此の機會に於て日常の御研鑽の結果に付き隔意なき御打合せを願ひ度いのであります

一 未決勾留者は罪の有無未だ確定せざるものでありますから未決勾留の執行に付ては彼等の身體名譽を保全することに十分の注意を拂ふの要あるは言を俟たざる所であります近時動もすれば未決勾留の執行に付て兎角の批評を耳にするのでありまして其の批評の多くは事實を誤つて居るのであります未決勾留の執行が其の當を得るや否やは司法部の威信に關する所重大でありますから此の點に付ては特に御留意を乞はんとするのであります

一 最近刑務所の事故が漸く多きを加へ殊に此等の事故が動もすれば支所に於て益々多きを加ふる傾向があるのであります之は本所と支所との連絡が不十分であつて本所が支所を監督すること薄きが爲ではないかと存する次第であります故に今後各位は特に本支所間の連絡に留意せられ或は看守の定員配置或は修繕費其の他の配給等に付ても十分なる研究を遂げられ斯様な事故の發生を繰返さないやう萬全の注意を拂はれ度

いのであります

一、次に作業経営に付きましては従来經常部支辨の就業費が寡少でありました關係上兎角支所に於ける作業は之を閉却され勝ちであつたのであります然し幸にして本年度よりは從來の豫備金支出の就業費が全部經常費に編入せられましたので支所に於ける就業費も充實することとなりましたから支所長各位の作業活動を御願ひ致し度いのであります殊に元本所であつた支所は其の地理的關係から申しまして企業的關係から申しまして十分なる發展を期待することが出来ると思ひますから此の際特に従前に倍する作業の擴張をなさるゝ必要があると思はれます

一、支所に於ける假釋放は今日のところ本所を經由して之が許可の上申を爲すことになつて居りますが支所より本所を經由する間に相當長い日數を要しまする爲に受刑者に不利益を與ふることになりまますから將來は支所より直接上申することが出来る様に改め度いと考へて居ります各位は其の事を念頭に置かれて之が改正せらるゝ迄此の手續を爲すに當り支所長としては豫め本所經由の爲に要する日數を考慮に入れて準備を進め又本所勤務者としては出来る丈迅速に上申の手續をとることゝし受刑者に及ぼす不利益を緩和する様努められ度いのであります

行刑局長指示

一、此度典獄補ノ會同ヲ催サレルコトニナリマシタガ之ハ始メテノ試ミデアリマス 御承知ノ如ク各位ハ直接間接ニ所長ヲ補佐シ常ニ第一線ニ立ツテ行刑事務ノ全般ニ互リ指揮監督ヲシテ居ラル、關係上何時モ留守居役ヲ務メテ居ラレタノデアリマス 只今次官ヨリ御話ノアリマシタ如ク今日ノ行刑ガ従前ノソレト全ク異リ色々ナ意味テ複雑化シタ關係上各位ヲ會同シテ事務的討議研究ヲ願フコトガ極メテ緊急ノコト、ナリマシタノデ今回茲ニ各位ノ會同ヲ催サル、コトニナツタノデアリマス 各位モ其ノ趣旨ヲ體シテ十分效果ヲ擧グル様努力サレネバナリマセヌ

二、刑務所殊ニ支所ニ於ケル看守其ノ他ノ職員ノ定員ガ不足ナル爲定員増加ヲ要求サル、向キガ少クナイノデアリマス 誠ニ御尤モナコト、存ジマスガ御承知ノ如ク收容者ノ人員ハ一年ト増加スルニ反シ職員ノ増加ハ極メテ困難ナ有様デアリマス 本年ハ臨時部ニテ約百五十人ノ看守増員ヲ認メラレマシタガ之トテ公平ニ配置スレバ一個所僅ニ三人ニ過ギザル有様デ到底御希望通りニ定員増加ノ要求ニ應ズルコトガ出来ナイノデアリマス 各位ハソノ内情ヲ諒トセラレ果進處遇ノ精神ニ則リ收容者配置ノ研究ヲ遂ゲラレ成ルベク不經濟ナル勤務配置ヲ避クル様ニ努メラル、要アリト考ヘマス

三、各位ハ本所又ハ支所ノ何レニ勤務サル、ヲ問ハズ職員ノ

功績調査書類ノ作成ニ關係シテ居ラレルコト、存ジマスガ最近右書類ガ兎角粗畧ニ流レ又ハ時宜ヲ失シ中ニハ本人ノ個性身上等ヲ知ルニ十分ナラザルモノガアルノミナラズ本支所間ノ連絡十分ナラザルヤノ傾向ガ見受ケラル、ノデアリマス 之ハ收容者ノ指導ニ最モ重大ナル關係ヲ持つ行刑ノ人的關係ヲ粗畧ニスルコトニナリマシテ延テハ行刑ノ結果ニ反影致スコトニナリマスカラ今後十分ナル御注意ヲ御願スル次第デアリマス

四、先程次官ヨリ未決勾留ノ問題ニ付テ御訓示ガアリマシタ 元來未決勾留ニ付テハ證據湮滅逃亡等ヲ防止スル使命ヲ其ノ重點トシテ考慮スベキハ勿論デアリマスガ然シ他面行刑ハ集團生活デアリ且人ノ心身ニ最モ影響ノアル拘禁生活デアリマスル關係上紀律ノ維持人命ノ保護トイフコトモ相當考慮ヲ拂フベキ事項デアアルノデアリマス 從ツテ時ニ紀律維持ノ爲ニ斷乎タル處分ヲ爲サネバナラヌコトガ起リマスシ又人命保護ノ關係上革手錠其ノ他ノ戒具ヲ使用セネバナラヌコトガ生ズルノデアリマスガ斯様ノ場合ニハ申ス迄モナキコト乍ラ嚴ニ法規ノ命ズルコトニ從ヒテ處置シ世ノ批難ヲ恐レ又ハ不當ノ勢威ニ依リ法規ヲ逸脱スルガ如キ行爲ニ出デ、ハナリマセヌ 各位ハ平素此ノ點ニ留意シ未決勾留者ニ對シテハ其ノ處遇ノ上ニ於テ戒ムベキハ十分ニ之ヲ戒メ法規ニ從順ナル者ハ

アクマデモ親切丁寧ニ取扱ヒ寬嚴宜シキヲ得ル様ニシナケル

バナリマセヌ 未決勾留ニ關シマシテハ其ノ他ニ今回刑事訴訟法第百十三條ガ改正サレ更新期間ハ一月ニ短縮サレマシタ爲ニ更新ガ繁頻トナリ自然之ニ關スル手續モ倍加シタノデアリマス然シ之ガ爲ニ手違ヲ生ズルガ如キコトガアツテハ一大事デアリマスカラ此ノ際特ニ御注意ヲ願ヒマス

五、昨年來一、三ノ支所ニ於テ極メテ重大ナル刑務事故ガ出来マシタ 即チ宇和島支所ニ於ケル受刑者ノ毆殺事件、小樽支所ニ於ケル計劃逃走ノ事件等ガソレデ全ク行刑上ノ一大恥辱デアリマス 之ハ結局支所ガ僻遠ノ地ニ在リ所長ノ監督ガ行キ届カナイノミナラズ支所長モ亦ソノ職ニ十分ナル注意ヲ拂ハナイ爲デハナイカト存ズルノデアリマス 御承知ノ如ク近時世人ハ行刑ニ非常ニ關心ヲ持つ様ニナリマシタノデ此ノ際斯様ナ重大事故ヲ續發セシメルコトハ行刑ノ威信ヲ失墜スルハ勿論世人折角ノ信頼ト理解トヲ裏切ルコトニナリマスカラ各位ハ向後一層部下職員一同ヲ督勵セラレテ事故ヲ未發ニ防止シ一度事故ガ發生致シマシタナラバ支所ハ本所ヘ本所ハ本省ヘ急電ヲ派セラレ事件ノ擴大ヲ防ギ處理ノ萬全ヲ期セラル、必要ガアルノデアリマス

六、最近果進處遇ノ適用上最上級者ノ郊外散步等ニ關シテ殊更ニ新聞記事ニハレガマシク掲載サレタノヲ見タコトガアリマス 果進處遇令ノ上級者處遇ガ半自由的デアリマスコトハ決シテ行刑宣傳ノ爲デハナイノデアリマシテ寧ロ社會復歸ノ一

ステツブニ過ギナイノデアリマス。ソレヲ宣傳シタ爲却テ世人ノ反感ト誤解トヲ招キ其ノ結果行刑ノ目的達成ノ爲新ニ設ケラレタル折角ノ諸施設ガ遂行困難トナル様ナ事態ヲ惹起シマシタナラバ誠ニ遺憾千萬ノコト、存ジマスカラ各位ハ今後濫ニ行刑處遇ノ内容ヲ公ニシ世ノ好奇心ヲソ、ルガ如キコトナキヤウ注意シナケレバナリマセヌ

七、次ニ經理關係ニ付テ一言申シ上げマス

此度本省ニ於テハ從來ノ方針ヲ一部改正致シマシテ元本所タリシ支所ニ對シ支出科目ヲ限定シ豫算ノ定額ヲ配賦スルコトニ致シマシタ。之ハ要スルニ調度營繕等ノ現狀ニ鑑ミ支所長ヲシテ適切ナル運用ヲ爲サシメ様トスル考ヘカラデアリマス。此等ノ點ニ付テ本所長ノ指導監督宜シキヲ得ナケレバナラヌコトハ素ヨリ申スマデモナイコトデアリマスカラ支所長各位ハ恰モソノ支所ガ獨立シタルガ如キ感ヲ抱キ萬事獨斷專行シテ本所トノ感情ヲ疎隔スルガ如キコトノナイ様ニ努メラレ度イノデアリマス。殊ニ豫算ノ定額ニ不足ヲ來シタ場合本所豫算ノ融通ヲ受ケルコトハ何等差支ガナイノデアリマスカラ旁々本所トノ連絡ヲ緊密ニシテ置カル、必要ガアルノデアリマ

ス。八、次ニ各位モ既ニ御承知ノ如ク今年度ヨリ就業費豫算額ハ經常費トシテ四百五十萬餘圓ヲ計上サル、コトニナツタノデアリマス。此ノ國事多難ノ際ニ大藏省ガ如斯莫大ナル經常費ヲ

是認致シマシタコトハ結局我ガ刑務作業ニ信頼サレタ結果ト存ジマスノデ此ノ點ハ各位ノ多年ニ互ル御努力ヲ多トセネバナラヌノデアリマス。然シ反面ソレニ對シテ本年ヨリハ回收率十六割七分トイフ非常ニ重イ負擔ノ下ニ相當苦シイ經營ヲ爲サネバナラヌコトニナツタノデアリマス。唯各位御承知ノ如ク如斯多額ノ經常費ハ其ノ運用宜シキヲ得ルニ於テハ材料ノ購入注文ノ引受統制ノ合理化等ニ多大ノ便益ヲ與フルモノデアリマスカラ是等ノ點ニ注意ヲ拂ヒ努力シマシタナラバ從來ヨリモ少クトモ一割以上ノ自然回收ヲ期待スルコトガ出來ルト信ジマス。依テ我々ハ努力一番此ノ期待ヲ實現セシメ國家ガ我ガ刑務作業ニカケタ信頼ニ報ユルトコロガナケレバナラスト思フノデアリマス

九、就キマシテハ只今次官ノ御訓示ニアリマシタ如ク元本所デアツタ支所ノ如キハ此ノ際一層奮勵努力シテ作業收入ノ増加ヲ圖ラレネバナラヌト存ジマス。世上動モスレバ刑務作業ノ民業壓迫ヲ非難スルモノガアリマスガ之ハ司法大臣ガ議會テ御答辯ニナリマシタ様ニ教化ノ反射作用デアリマシテ眞ニ已ムヲ得ナイコトデ收容者ヲシテ多ク働ク様ニスルコトガ即チ彼等ノ善導トモナリ國家ノ利益トモナルノデアリマスカラ各位ハ此等ノ點ニ留意シテ十分ナル活動ヲ爲サレンコトヲ切望シテ已マナイノデアリマス

下、作業ノ擴張發展ニ伴ツテ運搬器具機械類ノ設備ヲ要求サル

、コトハ勿論已ムヲ得ナイコトデアリマスガシカシ此等固定資本ハ回收率算定ノ場合常ニ加算セラルベキモノデアリマス

カラ各位ハ作業ノ計畫ヲ立テ施設ヲ爲ス場合ニハ此ノ事ヲ念頭ニ置イテ忘レナイ様ニシナケレバナリマセヌ。然ルニ往々或ハ作業收入年額二、三萬圓程度ノモノニ自動車購入ヲ申出デタリ或ハ回收率十二、三割ノモノニ莫大ナル印刷器購入ヲ申出デラル、向キガアルノデアリマス。之レハ眞ニ遺憾ニ存ジマスカラ各位ガ是等ノ要求ヲナサル、場合ニハ以上ノ諸點ニ思フ致サレ常ニ國家的見地經濟上ノ立場ヨリ篤ト御考慮ニナツテ然ル後其ノ要否ヲ判斷サル、様ニ致シ度イト存ジマス。兎ニ角今後ノ作業ハ各所トモ力ノ統制ニ關スル根本ノ思想ニ則リ互ニ相扶ケ協力一致シテ成績向上ニ努力セラレンコトヲ切望シマス

十二、此度ノ會同ハ極メテ短時日ノコトデアリマシテ各位ニ於カレテモ御意見ナリ御希望ナリガ御有リニナルデアラウト存ジマスノデ本日ノ午後ハ各位ノ爲時間ヲ割イテアリマスカラソノ際忌憚ナク申出デラレ度イト存ジマス

諮問事項

一、大刑務所ニ於ケル典獄補ヲ戒護主任又ハ作業主任ニ兼任セシムルコトノ可否

決議

原則トシテハ之ヲ否トス

但シ特殊ノ事情アル刑務所ニ於テハ典獄補ヲシテ戒護主任又ハ作業主任ニ兼任セシムルモ妨ケナシ

理由

大刑務所ニ典獄補ヲ配置シタルハ典獄補ヲシテ刑務一般ノ監督ニ當ラシメ監督ノ周到ヲ期スルト共ニ夫レニ依リテ所長ノ負擔ヲ輕減シ所長ヲシテ刑務ノ大綱ニ當ラシムルニ在リ若シ典獄補ヲシテ作業或ハ戒護ノ主任者ヲ兼務セシムルトキハ一般局部ニ偏スルコト、ナリ叙上ノ趣旨ニ反スルノミナラズ一般監督及主任者トシテノ兩面ニ徹底シ得サル結果ヲ招來ス但シ刑務所ノ特殊ノ事情又ハ典獄補ノ經歷等ニ照シ必要適當ト認ムル場合ハ此ノ限リニ在ラサルモノトス

二、元本所タリシ刑務支所ノ作業經營ハ之ヲ本所ヨリ獨立セシムルヲ可トスルヤ若シ獨立セシムルヲ可トスレバ現在ノ組織ヲ如何ニ改良スル必要アリヤ

決議

獨立ヲ可トス

理由

イ、歳入歳出豫算ヲ年度ノ頭初ニ於テ確立シ得ルコト  
ロ、作業經營ニ於テ敏速ニ執行シ得ルコト  
ハ、獨立ノ立場トナルヲ以テ一層職員ガ發奮努力スルコトトナル

組織ノ改良

イ、分任支出官ヲ設置スルコト

ロ、専任作業主任ヲ置クコト

ハ、技術員ヲ増置スルコト

ニ、拘禁區分ヲ緩和スルコト

ホ、控訴院管内ノ技能受刑者ノ移送ニ付テハ直接交渉シ得ルコト

ヘ、作業ノ新設改廢ハ支所長ニ於テ取扱ヒ得ルコト

ト、作業用務ニ付テハ部下職員ニ出張ヲ命ジ得ルコト

協議事項

一、團體ヲ單位トシ作業成績優良者ヲ全體トシテ優遇スルコトノ可否如何

決議

可トス

理由

イ、本案ハ受刑者ノ共同責任觀念及團體訓練上裨益スルトコト

ロ、行刑累進處遇令ニヨル階級的處遇ニ對シテ矛盾スルモノ

ニ非ザルモノト思料ス行刑累進處遇令ニ於テモ受刑者ノ共同責任觀念育成ノ趣旨ハ例ヘバ第三十八條ノ第一級者共同責任ノ規定ニ徴スルコトヲ得ルモノト思料セラル

方法

イ、優遇ノ内容ハ精神的ナルヲ可トス

ロ、作業成績ノ測定ハ其ノ出來高ニノミヨラス其ノ毎月ノ増減率ニヨリ又ハ一般的ナル行刑成績(例ヘバ毎月ノ行刑成績得點)ニヨルヲ可トス

ハ、團體ノ單位ハ工場別又ハ業種別トス

ニ、未決拘禁者ニハ腕時計又ハ懐中時計ヲ許可スルコトノ可否

決議

否トス

理由

提案ノ趣旨ハ不可ナラザルモ實際問題トシテハ種々ノ弊害ヲ伴フヲ以テ時機尙早ナリ

府中刑務所新築落成式

大正十三年より足掛け十二ケ年の歳月を費し、歴史的

に由緒深き國分寺の南、府中町の北、廣袤八萬五千數百

坪に餘る廣大なる地域を擁し、受刑者の理想的道場とし

て、わが國の行刑施設に一新紀元を劃すべき府中刑務所

は、この程一切の工事を竣成したので、六月一日午前十

時から同所教誨堂に於て盛大なる新築落成式を舉行し

た。この日幸ひにも近頃でない好天氣、西方遙かにくつ

きりとそのうつくしい姿を空高く見せた富士山も、特に

この日を祝福するものゝ如く、府中、國分寺の兩驛から

自動車を驅つて參集する來賓の數は引きもきらず、閑寂

な武藏原頭も、時ならぬ賑ひを見せた。定刻前、小原司

法大臣、林大審院長、光行檢事總長等も來臨せられ、そ

の光景は一々活動寫眞におさめられた。來賓一同少憩の

後、午前十時三十分、いよいよ左の順序により擧式、先

づ原看守長の開會の辭に次ぎ、岡部府中刑務所長は左の式辭を述べた。

式辭

府中刑務所工成り司法大臣閣下ヲ初メ多數貴賓諸賢ノ御貴臨ヲ辱ウシ本日其ノ落成ノ式典ヲ擧クルヲ得タルハ當刑務所關係職員ノ深ク光榮トスル所ナリ

抑モ當刑務所建築ノ起工セラレシハ大正十三年九月ニシテ自來年ヲ閱スルコト十年餘資ヲ投ズルコト二百八十萬餘人變リ時移

ル中ニ當局ノ熱誠ナル御指導ト關係職員並ニ受刑者ノ絶大ナル努力トニ依リ廣漠寂寥ノ原野ハ化シテ文化ノ殿堂ト成リ遂ニ爰

ニ完成ノ喜ヲ迎フルニ至レリ此ノ間幾多血ト涙ノ想出無キニアラズ今日落成ノ式典ヲ擧グルニ方ツテ十年ノ過去ヲ回想シ轉々

無量ノ感慨ヲ覺ユルト共ニ關係諸先輩ノ努力ニ對シ滿腔ノ謝意ト敬意トヲ捧ゲザルヲ得ザルモノナリ

當所ノ歴史ヲ探ヌルニ其ノ淵源ハ遠ク徳川幕府時代ノ石川島人足寄場ニ遡ルコトヲ得ベシ蓋シ人足寄場ハ白河樂翁公ノ事蹟ト

シテ其ノ刑事政策的着想ガ世界ニ於テ光輝アル地位ヲ占ムルコトハ史家ノ夙ニ認ムル所ニシテ吾固有文化ノ誇ノ一ツト爲スニ

足ルベシ當所ガ百四十年後ノ今日更ニ其ノ理想ト設備トヲ一新シテ刑事政策中ノ最大難問タル累犯者ノ改善ヲ其ノ使命トスル

ニ至レルハ石川島精神ヲ包ムニ二十世紀ノ衣ヲ以テスルモノト  
解スルコトヲ得ベク刑政史上極メテ意義深キコト、思料スルモ  
ノナリ

惟フニ現在當所ノ特色トシテ擧グベキモノ四アリ刑事被告人ヲ  
收容セザルコトハ其ノ一ナリ累犯者ノミヲ收容スルコト其ノ二  
ナリ收容數ノ大ナルハ其ノ三作業經營ノ大規模ナルコト其ノ  
四トナス故ニ先ツ當所ニ於テハ未決拘禁所トシテノ設備ニ行刑  
ノ一元性ヲ攪亂セラル、コト無キヲ以テ居房ノ配置累進處遇ノ  
施行ニ付キ比較的合理的ナルヲ得タリ

次ニ累犯刑務所タル點ニ於テ其ノ性質上一層教化的條件ヲ強化  
充實スルノ必要アルヲ以テ種々考慮スル所アリシガ就中教誨堂  
ヲ莊嚴シ宗教的雰囲気ヲ作り名作「將軍ノ孫」ノ彫刻ヲ其ノ中  
庭ニ得テ教誨堂出入毎ニ其ノ無邪氣ナル風丰ニ接シ童心ノ喚起  
ニ努メタリ一面受刑者教化ノ責ニ任ズル職員ノ修養ヲ顧慮シ講  
堂ヲ設ケ武道道場ノ設備ヲ完成シテ樹徳殿ト命名シ心身修養ノ  
場所タラシメムコトヲ期セリ

收容力ノ大ナルコトト作業經營ノ膨大ナルコトハ之ニ附隨シテ  
舍房數ノ潤澤工場設備ノ充實衛生施設ノ完備ヲ要シ此ノ點ニ就  
テモ細心妥當ナル注意ヲ拂ヒ以テ今日見ルガ如ク巷間所謂刑務  
所ヲシカラザル刑務所建築ヲ完成スルヲ得タリ  
如斯設備ノ完整ニ加ヘ當所ノ環境亦之ニ叶フモノアリ前二千八  
百年ノ由緒アル官幣社大國魂神社鎮座シ後ニハ同ジク千二百年

ノ信仰ヲ秘ムル國分寺在リ右ニ遙カニ富士ノ秀峰ヲ望ム將ニ教  
化ノ理想境ト稱スルモ敢テ過言ニアラザルベシ予ハ此ノ機會ニ  
於テ如斯近代刑務所ノ建築ガ徒ラニ華ヲ競フノミニシテ寧ロ犯  
罪者ニ媚ヲ賣リ無用ノ失費ヲ重ヌルモノトナス一部ノ非難ヲ想  
起スルモノナリ實際言フガ如ク華ヲ競ヒツ、アリヤ否ヤハ事實  
問題トシテ解決容易ナルコトナルモ今日ノ行刑費用ガ果シテ濫  
費ノ程度ニ在リヤ否ヤハ理論上一應檢討ヲ要スルモノアルベク  
予ハ此ノ非難ヲ不可解トスルモノニシテ刑務所ガ今日ノ如キ設  
備ヲ要スル所以ノモノハ蓋シ人道ノ上並社會上ノ兩方面ヨリ之ヲ  
肯定シ得ベキモノト信ズルモノナリ

犯罪人ト雖モ之ヲ人トシテ處遇シ社會有用ノ材トシテ社會ニ還  
サムトスル人道的的使命ハ前者ニ屬シ刑務所ガ文化ノ衣裳文化ノ  
尺度トセラル、理由ノ一ナリ刑務所ニ於テ速ニ改善ノ目的ヲ達  
シ以テ其ノ後ニ於ケル數百倍ノ精神的物質的犠牲ヨリ社會  
ヲ救ハントスル事ハ後者ニ屬シ刑務所ハ犯罪ニ對スル最小限度  
ノ犠牲ナリトナス見解ヲ生ズル所以ナリトス然リ而シテ予ハ當  
所ノ如斯設備ガ吾等刑務官ノ理想タル「入レル監獄」ヨリ「出  
ス刑務所」ヘノ完成ヲ妨害スルモノニ非ラズシテ寧ロ如斯明朗  
ナル設備ニ於テコソ始メテ受刑者ハ速カニ自ラ覺醒シ反省悔悟  
シ而シテ明朗ク正シキ人ニ還ル希望ト努力トヲ與ヘラレ行刑ノ  
職ニ當ル者ハ一層人道ノ使徒トシテノ矜持ヲ保有シ得ベキモノ  
ナルコトヲ信ズルモノナリ

遣ヒ改築ノ已ムナキニ立至リタル爲當局ハ直チニ之カ再建ノ計  
劃ヲ立テ先ヅ其ノ候補地ヲ物色シテ府中町ノ郊外八萬五千餘坪  
ノ地ヲ得大正十三年之ガ工ヲ起シ爾來滿十年ノ歲月ト二百四十  
六萬圓ノ巨費トヲ投ジテ今日茲ニ此ノ大建築ノ完成ヲ見ルニ至  
レリ之偏ニ工事監督ノ任ニ膺レル諸子不斷ノ努力ト地方有志ノ  
熱誠ナル援助トニ依ルモノトシテ其ノ勤勞洵ニ多トスベシ  
惟フニ刑務所ノ建築タル堅牢ヲ旨トシ華ヲ避ケ質ヲ採リ行刑ノ  
本旨ニ副フベキモノナラザルベカラズ本所ノ建築亦之ニ適ヒ且  
輓近ノ進歩セル一般建築學ノ要求スルコトコトニ照ラスモ氣積採  
光換氣等ニ於テ遜色ナシ之レ要スルニ行刑施設ヲ完備スルコト  
ニヨリ一面ニ於テハ收容者ノ健全ナル心身ヲ養ヒ他面明朗ナル  
心氣ノ下ニ熱心ナル勞作ニ從事セシメ以テ犯罪性ノ撲滅ヲ期セ  
ントスルニアリ故ニ職員各位ハ常ニ思フ茲ニ致シ徒ニ外形ニ囚  
ハルコトナク此ノ施設完備セル道場ニ於テ公正ニシテ溫威兼  
ネ備ハル指導者トシテ専ラ收容者ノ教化ニ努力セラレシコトヲ  
切望シテ止マズ聊カ蕪言ヲ述ベテ祝辭ト爲ス

今ヤ此ノ設備完シサレド本來教化ノ事ヲ遂行スルモノハ人ニシ  
テ物ニ非ズ予ハ此ノ機會ニ於テ更ニ職員一致協力シテ内ニ實力  
ヲ涵養シテ牢獄乃至ハ監獄氣分ヲ拂拭シ去リ新時代ノ行刑道ニ  
邁進シ此ノ行刑ノ大殿堂ヲ活用シテ當刑務所ノ使命タル累犯  
者ノ教化ニ精進シ「累犯尙ホ救ヒ得ベシ」テフ信念ノ下ニ奉公  
ノ誠ヲ竭シ累犯ヲ漸減セシムルハ勿論懸テハ犯罪軍ノ絶滅ヲ期  
セムトスルト共ニ來賓閣下並諸賢ノ一層ノ御指導ト御援助トヲ  
衷心懇願シテヤマザルモノナリ  
聊カ蕪辭ヲ述ベテ式辭トナス

昭和十年六月一日  
府中刑務所長 正五位 岡 部 常  
勳五等

次で兒玉司法技手の工事報告終るや、小原司法大臣、  
林大審院長、光行檢事總長は相次で左の祝辭を述べられ  
その光景が一々活動寫眞にうつされる。

祝 辭

巢鴨刑務所ノ移築工事完成シ本日茲ニ府中刑務所トシテ落成ノ  
式典ヲ舉行セラルルニ當リ一言祝意ヲ表スルヲ得ルハ本大臣ノ  
欣幸トスルトコロナリ

本所ノ前身タル巢鴨刑務所ハ明治二十八年十二月ニ成リ當時我  
邦ニ於ケル文化施設ノ一偉觀トシテ爾來累犯者ノ指導誘掖ニ資  
スルコト妙カラザリシモ大正十二年九月一日關東大震災ノ厄ニ

昭和十年六月一日

司法大臣 小 原 直

祝 辭

本日當刑務所ノ落成式ニ參列シ一言祝意ヲ表スルコトヲ得ルハ  
余ノ欣幸トスル所ナリ犯罪ノ防遏ハ刑政ノ眼目ニシテ經濟國民  
ノ要道タリ殊ニ近時ノ如ク世態複雜シ思想混亂スルノ時ニ方リ

テハ犯罪ノ増加ハ自然ノ勢ナルヲ以テ之カ防遏ノ任務ハ一層ノ重要性ヲ加フルト共ニ又一層困難ノ度ヲ加フ國家カ刑政ヲ重シ立法ニ檢察ニ裁判ニ將又行刑ニ銳意施設スル所アルハ固ヨリ其ノ所ナリ而シテ此等國權ノ作用ハ孰レモ皆此ノ目的達成ニ歸向スルモノニシテ必スシモ其ノ輕重アルベキニ非スト雖モ行刑ニシテ若シ其ノ當ヲ得スハ立法檢察裁判等ノ效果ハ殆ント水泡ニ歸スベク隨ツテ刑政ノ其ノ果ヲ奏スルト否トハ結局行刑ノ當否ニ繫ルト謂フモ過言ニ非ス故ニ力ヲ行刑ノコトニ用ヒ其ノ實績ヲ擧クルハ洵ニ目今ノ急務ナリト謂フベシ抑々行刑ノコトタル物的設備ト人的努力トニ待ツ今ヤ本刑務所新築ノ功ヲ竣フ就テ之ヲ見ルニ外形内容共ニ略々理想ニ近ク物的設備ニ至リテハ遺憾トスル所尠シト謂フベク行刑ノ功ヲ收ムルニ於テ利便トスル所多大ノモノアルヲ疑ハス然レトモ自由刑ノ本旨トスル所ハ其ノ執行ニ因リテ一面因果ノ理法ヲ體驗會得セシメ一面教化善導ニ因リテ本然ノ良質ニ蘇ラシメントスルニ在ルヲ以テ其ノ成績ヲ擧クルト否トハ人的努力ニ待ツ所最モ多シ刑務官ノ職責ノ重大ナル所以ナリ冀クハ職員諸子建築新ニ成レル此ノ機會ニ於テ更ニ其ノ職責ノ重大ナルヲ再思シ心ヲ新ニシテ人格ノ向上ト徳性ノ涵養トニ眼メ以テ範ヲ諸業ニ示シ各々其ノ任務ニ精進シ以テ國家刑政ニ貢獻セラレンコトヲ聊カ蕪辭ヲ陳ベテ祝詞トス

昭和十年六月一日

大審院長 林 頼三郎

佐藤奈良地方裁判所長（前巢鴨刑務所長）は左の祝辭を述べられた。

本日は府中刑務所の落成式といふことで、不肖私も御招きに預りました次第ですが、かつて大正十三年からかけて滿八ヶ年間、この建築に對して僅かばかりの御奉公をさせていたゞきました私としては、わが國の行刑史上に特筆さるべきこの府中刑務所の誕生を迎へ、その喜びに與らせていたゞきますことは、誠に格段の歡喜と光榮とを覺える次第であります。私の在任八ヶ年間、八ヶ年間と申せば随分長い期間のやうでもありませんが、私としましては、その間、駑鈍に鞭ちながら殆んどこの建築のことに没頭してまゐりましたので、恰も一瞬間の如くにして過してまゐつたのであります。しかも私のいたらないがために、工事方面に於ても遅々たるものがあつたのであります。その點、今日でも誠に相すまぬ儀と心得てゐますが、しかし幸にして司法當局の不斷の御激勵と御援助の下に、專へに職員各位並に收容者各位の、多年に亙る誠に涙くまじき御努力と、且つは地元府中町々長を始めとして同地多數の方々の方ならぬ御力添へとをいたゞきまして、とにもかくにも、大過なく大體の工事をすませることを得ましたのは、私のこの上なき幸福であつたといふことを深く心に刻みながら、この際、それ等の方々に對して厚く感謝の意を表する次第であります。私の轉任後は、幸にも現岡部所長が御來任になられ、誠に遺

祝辭

府中刑務所工ヲ竣へ本日ヲ以テ落成ノ式典ヲ擧クルハ慶祝ニ堪へサル所ナリ其ノ外容ヲ見ルニ克ク東西ノ粹ヲ採リ規模廣大ニシテ施設悉ク完備シ洵ニ時勢ノ進運ニ適應スルモノ多ク我國刑務所中一頭地ヲ拔クノ觀アルノミナラス嶄新ヲ誇ル歐米ノ夫レニ比スルモ彼ニ一籌ヲ輸セシムルモノアリ工事董督ノ任ニ膺レル關係當員ノ努力ニ對シ深甚ナル敬意ヲ表ス  
惟フニ行刑ノ本義ハ受刑者ヲ教化シテ之ヲ反省改悟セシメ醇良有爲ノ民トシテ其ノ所ヲ得セシメ延イテ累犯ヲ防遏シ國家社會ノ安寧ヲ保持スルニ在リ事固ヨリ容易ニ非スト雖モ刑務職員ニシテ内能ク人格陶冶ニ努メ外亦溫威宜シキヲ制スレハ之カ貫徹必スシモ至難ニ非サルナリ廳舎ノ堅牢施設ノ整齊ハ職員ノ執務ニ利便ヲ與へ事務ノ刷新ニ裨益スルトコロ頗ル多キモノアリ進んで受刑者ノ教化選善ニ多大ノ効果ヲ齎スベシト雖モ職員ニシテ行刑ノ本義ニ悖リ其ノ精神ヲ没却スルニ於テハ中外ニ誇ル建築モ遂ニ其ノ價值ノ大半ヲ失フニ至ラム冀クハ當所職員諸氏此ノ機會ニ於テ心氣ヲ一新シ夙夜負荷ノ輕カラサルヲ念ヒ勉勉匪躬修養是レ努メ一般刑務職員ニ範タルノ覺悟ヲ持シ以テ行刑ノ本義ノ發揮ニ努力セラレンコトヲ聊蕪辭ヲ述ベテ祝辭トス

昭和十年六月一日

檢事總長 光 行 次 郎

更に小栗警視總監、横山東京府知事の祝辭代讀に次で

りつばなし、喰ひちらかしの跡を快く御引受け下さいまして、最後の完成のために絶大なる御力を御捧げになり、その結果、今日のこの喜びに遣はせていたゞくことになりましたのは、私としては心中恐縮ながらも、無限の満足を感じずにはゐられないのであります。想ふに創業の仕事よりも、一番大切なことは仕上げる仕事であります。行刑そのものが元來仕上げる仕事であるとも考へられますがその行刑の道場であるこの府中刑務所の建築がその仕上げの仕事に於ていみじくもその人を得て、今日の成功を持ち來られましたことは、非常に意義の深いことこのやうに考へられるのであります。それを思ふとき、私は岡部所長並に職員各位乃至收容者各位の御努力に對し、どう御禮を申し上げてよいか、殆んどその言葉を見出しかねるのであります。若しこの刑務所の設備その他の點に於て多少共思はしくない點や、又障りになるやうな點がありましたならば、それは皆御膳立をし、基礎を作つたこの私の責任でありまして、私としても幾重にも御詫びを申し上げねばなりませんし、みな様もどうぞその御心持を以てこの私を御咎め願ひたいと存じます。  
過去を振りかへつて見ますに、みな様も御承知の如く、この府中刑務所は遠く徳川時代の石川島人足寄場にその起源を發してゐるのであります。石川島人足寄場が石川島徒場となり更に石川島監獄となりましたが、明治二十八年に巢鴨へ移轉して巢鴨監獄と呼ばれることになつたのであります。當時巢鴨監獄

の建築の宏壯華麗なことは正に一世を驚倒したものでありまして、時の清浦警保局長はその落成式に臨まれて、「かやうな宏壯華麗な殿堂が監獄として設置されたことは、果して國家のために喜ぶべきであるか、將た悲しむべきであるか」といつた、祝辭のやうな祝辭でないやうな一場の挨拶を述べられたといふことを聞いてみますが、當時行刑思潮の至つて幼稚なりしが上に、一般的文化設備も未だ完きをでない時代に於きましては、他との釣合ひといふ點からいつて、左様に驚嘆されたのも、或は然るべきことと察せらるゝのであります。世人も亦これを「巢鴨の阿呆宮」と呼んで驚異の眼を睜つてゐたといふ事實等を考へ合せますれば、その點深く肯けることと存じます。しかし唯徒に宏壯華麗な監獄を作り上げて世人を驚かしたといふだけならば格別の意味はないのであります。さうした意味に於ては、行刑も亦時代々々の文化の變遷發達に伴ふて、内容的にも外觀的にもその面目を一新して行くべきものであるといふ意味に於て、當時に於ける巢鴨監獄の出現は、慥かにわが國の行刑史上に全面的な轉換期を劃するものであつたことは疑を容れぬところであらうと存じます。かくして三十年の後の今日に至りまして、當時宏壯華麗なりし巢鴨監獄は、更に一層宏壯華麗なる府中刑務所としてこゝに移轉してまゐつたのであります。それはいかにも變り榮えのする、有意義なこととて、かつて石川島から巢鴨へ移轉して、行刑史上に一新紀元を劃した

當時に比し、國民の一般的文化の進歩向上乃至一般的社會情勢の推移に伴ふて刑務所の面目を一新するといふ意味に於て、一層徹底的に、全面的な轉換期を劃したるものと考へらるゝのであります。換言すればこの府中刑務所の建設は、わが國の行刑に於て、眞に洋々たる前途を展望し得る一段階を築き上げたものに外ならぬのであります。従つてわが國の行刑は將來に於て、この段階から形實相伴ふ立派な成績を期待し得ることを確く信じて、私はその點、府中刑務所のため、わが國の行刑のため、否わが國家のためにまことに有り難いことであると深くも感謝しつつ、心からなる喜びと希望とを捧げて、こゝに一言挨拶さしていただいた次第であります。

次で、東京第一辯護士會々長、第二東京辯護士會々長、東京辯護士會々長、鈴木輔成會々長の祝辭代讀があつて、岩松刑務協會々長は左の祝辭を述べられた。

祝 辭

府中刑務所ノ新築工事完成シ本日之カ落成ノ式典ヲ擧ケラル、ニ當リ一言祝意ヲ表スルノ機會ヲ得マシタコトハ眞ニ光榮ニ存スルトコロテアリマス  
府中刑務所ハモト西巢鴨ニ在リテ巢鴨刑務所ト稱シテ居タノテアリマス巢鴨刑務所ハ明治二十八年ノ落成ニ係リ當時恰モ國ヲ擧ケテ治外法權撤廢ノ大業達成ニ邁進シテ居リマシタ關係上莫

大ナル國帑ヲ割キ世界ニ於ケル監獄建築術ノ粹ヲ蒐メテ建築セラレマシタ爲其ノ外觀ノ偉容ト内部ノ設備トハ近代監獄ノ典型ト申シテ過言テナイ程整備シ其ノ後明治大正ノ時代ヲ通シテ我國ニ於ケル模範監獄トシ行刑界ニ多大ノ貢獻ヲ致シテ居タノテアリマスソレカ一朝彼ノ關東大震災ノ厄ニ遭フヤ甚シク大破シテ改善ヲ必要トスル様ニナリマシタコトコロ歳月ノ推移時代ノ變遷ハ刑務所ノ周圍ノ狀況ニモ多大ノ變化ヲ齎シマシテ曾テ人煙稀ナリシ處ニ人家櫛比シ閑寂ノ境ハ熱鬧ノ街ニ變シ風聲鳥語ハ人間苦闘ノ叫ト化シ環況全ク刑務所ヲ置クニ適シナイ様ニ變ツテ居リマシタ爲改築ヲ機會ニ他ニ適當ナル地ヲ物色シテ移轉スルコト、ナリソノ際選マレマシタノカ今回府中刑務所ノ建築セラレタ此ノ數地テアツタノテアリマス元來此邊一帶ハ往古武藏國ノ政治ノ中心地タリシ由緒アル土地テアリマシテ南ハ近ク多摩川ノ清流ニ臨ミ西ハ遙ニ秩父連山ヲ望ミ北ト東トハ所謂武藏野ノ平野ニ連リ其ノ風光極メテ明媚且ツ土地高燥空氣清澄ニシテ此ノ上モナキ健康地タルノミナラス徳川時代以降ノ江戸東京ノ繁榮ハ附近農村ノ人ト富トヲ吸收シ盡シマシタノテ比較的大都市ニ近接シナカラ自然ノ風物ニモ住民ノ人情氣質ニモ昔時ノ面影ヲ其ノ儘承ケ傳ヘテ居ルトコロカアリマシテ四圍ノ環境カ人間修養ノ道場ヲ建設スル場所トシテ極メテ適當ト考ヘラル、ノテアリマス當局カ巢鴨刑務所ノ移轉地トシテ此處ヲ選定サレマシタコトハ誠ニ當ヲ得タモノト存スル次第テアリマス輒近人

魯進ミ犯罪ノ態様複雑多岐トナリ之カ爲ニ社會民人ノ蒙ル損害亦漸ク多キヲ加ヘテ參リマシタノテ犯罪ヲ鎮壓防止スル對策ヲ講スル必要ニ迫ラレ自然行刑ニ關スル研究熾烈トナリマシタ結果刑務所ノ施設構造等ノ改善進歩著シク日進月歩ノ觀ヲ呈シテ居ルノテアリマス此ノ府中刑務所ノ建築ニ當リテハ當局ニ於テ是等研究ノ結果ヲ檢討シ歐米監獄建築術ノ粹ヲ採リ之ニ我國獨特ノ考案ヲ加味シ設計按排サレマシタ結果本日其ノ出來榮ヲ拜見致シマシタトコロテハ極テ堅牢ニシテ且ツ刑務所トシテノ威嚴ト機能トヲ損ハナイ程度ニ於テ快適明朗ノ氣分ヲ出シテアツテ事務室竝ニ舍房ノ構造配置所員ノ執務教養ニ關スル設備其ノ他採光通風等ニ至ル迄總テノ點ニ於テ獨特ノ新味ヲ見セ眞ニ世界ニ誇ルヘキモノカ出來上ツタノテアリマス將來我國行刑界ニ於テ戒護衛生教化作業等各方面ニ關スル新施設ノ實驗場トシテ多大ノ貢獻ヲ爲スコトハ期シテ待ツヘク怖ラク彼ノ巢鴨刑務所カ明治大正ノ時代ヲ通シテ模範監獄トシテ監獄界ノ明星テアリマシタヤウニ此ノ府中刑務所亦昭和ノ時代ニ於テ最新式ノ監獄トシテ其ノ王座ヲ占メ範ヲ一般ニ垂ル、コト、信スルノテアリマス  
然シナカラ元來諸般ノ制度施設ハ如何ナルモノテモ運用其ノ宜シキヲ得ルニアラサレハ之カ機能ヲ十分ニ發揮スルコトガ出來ナイモノテアリマシテ行刑ノコト亦然リテアリマス刑務所モ建

ノ當ヲ得ナケレハ折角ノ設備モ畫餅ニ歸スルモノテアリマスカラ希クハ所長始メ職員一同深ク思フ茲ニ致シ此ノ世界ニ誇ルヘキ人間修養ノ大道場ノ完成ヲ機トシ今後益奮勵精進シテ各其ノ職司ニ盡瘁シ其ノ使命ヲ全フセラレ内容ニ於テモ世界ニ誇ルヘキモノニ仕上ケラレンコトヲ望ム次第テアリマス  
終ニ臨ミ重ネテ本日ノ式典ヲ慶賀シ本所前途ノ多幸ヲ祝福致シマス

昭和十年六月一日

刑務協會會長 岩 松 玄 十

更に八並衆議院議員の祝辭代讀があつて、吉田豊多摩刑務所長は、刑務所長を代表して左の祝辭を述べられた。

祝 辭

府中刑務所移築工事竣成ヲ告ケ本日茲ニ落成ノ式典ヲ舉行セラ  
ル洵ニ慶賀ニ堪ヘス  
惟フニ行刑ノ最上目的ハ收容者ノ徳性ヲ涵養シ職業ヲ訓練シ健康ヲ保全シ以テ釋放後ニ於テ國民的義務ヲ盡シ得ル素地ヲ養成スルニ在リ而シテ其ノ成果ヲ收メシハ刑務官ノ人格的感化ニ俟ツ可キモノ妙ラスト雖モ一面又之ニ對應スヘキ施設アルヲ要ス  
今本所ヲ觀ルニ規模極メテ宏大而カモ殿米最新ノ様式ト我國ニ

がら、更に刑務所製作品陳列場を參觀、やがて隨意散會したが、一部の人は、二時半より開催された別項全國刑務所製作品々評會に臨席した。當日の主なる來賓は左の通りである。

- 小原司法大臣、林大審院長、光行檢事總長、皆川控訴院長、牧野判事、池田大審院部長、泉二大審院刑事部長、清水大審院刑事部長、金山檢事長、原司法政務次官、長島司法次官、子爵舟橋參與官、岩村刑事局長、岩松行刑局長、木村大審院檢事、鬼頭東京地方裁判所長、猪俣檢事正、松井檢事正、佐藤奈良地方裁判所長、山田海軍法務局長、大山陸軍法務局長井上會計檢査院部長、市川會計檢査院檢査官、杉村宮内省主馬頭、城戸宮内省車馬監、武宮林野局監理課長、伊藤陸軍少將、天部被服本廠長、麻生高等農林學校長、増永朝鮮總督府法務局長、山岡貴族院議員、子爵西大路貴族院議員、八並衆議院議員、鈴木東京少年審所長、小野多摩少年院長、内野内務省防疫課長、中西法曹會理事、三宅松澤病院長、佐伯榮養研究所長、沼波政憲、後藤環爾、辻大阪刑務所長、東京辯護士會長、東京第一辯護士會長、東京第二辯護士會副會長、並ニ本省高等官、其他朝野ノ名士出席總人員四百四十名

尙ほ、當日の盛況は、特に活動寫眞に撮影されたので近く平居映寫係りの手により全國刑務所に持ち廻られ、

於ケル特異的建築法ニ則リ事務所舍房工場等ノ配置連絡其ノ所ヲ得通風採光共ニ間然スル所ナク諸般ノ設備悉ク近代の行刑思潮ニ順應シ内容外觀兼ネ備リ刑務所建築界ニ於ケル一大異彩タル可ク行刑ノ運用上効果ヲ齎スコト蓋シ甚大ナルモノアルヲ信ス然レトモ行刑ノ成果ハ實ニ設備ノ完璧ノミヲ以テ發揚シ得可キモノニ非ス殊ニ本所ハ教化上最モ至難トセラシ、累犯者ヲ收容スヘキ本邦唯一ノ特設刑務所ニ屬シ其ノ衛生ニ當ル者ノ困苦辛勞察スルニ餘リアリ冀クハ職員各位今ヤ廳舎ノ面目一新ト同時ニ潑瀾タル意氣ト熾烈ナル熱意トヲ以テ協力一致收容者ノ指導訓育ニ任シ事務ノ刷新向上ヲ圖リ依テ行刑ノ使命達成ニ精進セラレンコトヲ聊カ蕪言ヲ述ヘテ祝詞トス

昭和十年六月一日

豊多摩刑務所長 吉 田 律

その他府中町長の祝辭及び坂本衆議員、府中郵便局並に各地刑務所よりの祝電朗讀があつて、正午十二時閉式した。閉式後直に三階講堂に於て午餐會を開き、岡部所長の挨拶に次ぎ、小原司法大臣は起つて來賓を代表して一場の謝辭を述べられ、一同祝盃を舉げた。更に少憩の後、小原司法大臣以下來賓一同、岡部所長の案内にて各舍房及び所内主要の建物並に施設等を參觀、何れも明朗な感じのする近代の行刑設備に驚嘆の色をうかべな

職員並に收容者の眼前にその光景を再現せしむる筈になつてゐる。

(八十七頁より)

劍道は一等高知、二等松江、三等徳島、同三時二十五分柔道は一等岡山、二等高松、三等高知の各戦績を遺して對抗戦を終了す。前二回劍柔道共に連續優勝せる高松刑務所は常勝の覇業遂に成らず、僅々の差異を以て萬斛の恨を呑む。それより個人試合に移り、劍道一等高松の上岡三段、二等松山の山中三段、三等高知の中山二段、柔劍一等高松の國方三段、二等大阪の三好三段、三等廣島の中元二段夫々入賞して午後四時五十分試合を終了す。さきに高松刑務所は對抗試合に於て遺恨長蛇を逸したるも個人試合に於ては柔劍道共に第一等の榮冠を獲得したるは其の意氣壯とするに足るべし。終つて直に優勝旗の授與式に移り拍手喝采裡に關川支部長より優勝旗賞狀並に賞品の授與式を行ひ、閉會の辭ありて一同神前に向つて敬禮を爲し、かくて意義深き武道大會は盛會且つ嚴肅裡に午後五時閉會せり。

### 第六回全國刑務所製作品々評會 並即賣會

刑務協會の主催に係る第六回全國刑務所製作品々評會並即賣會は、六月一日より三日間、府中刑務所及び同所西巢鴨事務所の兩會場に於て開催、一日は招待日として午後一時より開場したが、恰も同刑務所落成式當日のこゝとて、軍部及び官公衛、在京及び地方刑務所並に學校その他關係者方面の來賓約三千人許り來會、頗る盛況を呈した。當日は會場入口受付に於て來賓諸氏に對し一々出品目録、落成記念繪葉書及び「刑務作業について」と題する小冊子を配布し、岡部所長自ら會場を案内して、刑務作業に關し一々説明するところあつたが、その光景は、落成式の光景と共に活動寫眞におさめられ、追つて全國刑務所に於て映寫されることになつてゐる。今回の品評會は、準備期間の短かゝつたため、點數は前回に比し稍々少きも、比較的優秀な製品が多く集り、従つて入賞率も、從來より高率であつたことは、審査員各位の講評に見ても明かなことで、刑務作業のためまことに喜ばしき現象である。又今回の品評會につき特に附記しておか

なければならぬことは、陸軍被服本廠の贊助の下に、軍需縫製品を着用せる模型人形を借用し、參考品としてこれを會場に陳列し得たことで、これは二三の優良なる軍需製品と共に刑務作業に對する軍部の信頼の度を物語るものとして、頗る意義深いものがあつた。尙二日三日は會場を一般に公開したが、折柄初夏の快晴に恵まれて、附近の市民並に近郷近在から來集するもの朝來引きもきらず、品評會だけでも二日には約一萬人、三日には約七千人、三日間を通算すれば約二萬人の入場者があり、即賣會入場者をも合算すれば、無量四萬人の多きに及び、即賣會の賣上高も總計一萬二千餘圓に達するといふ状態で、會期を通じて頗る股賑を極めたが、三日大盛況裡に無事終了した。尙今回の品評會及即賣會開催については、豫め民間中小商工業者に對する影響をも考慮し、特に宣傳廣告等を避け、僅かに一二ヶ所に、會場を標示する程度の立看板を掲げたるに止め、又製品の賣價は一般市價を斟酌して均衡妥當を期し、同時に會場の設備等にも成るべく經費の節約を圖り、テント、椅子その他は他より借用し、諸事極めて質實簡素を旨としたる關係上、民業厭迫等、何等批難の聲を聞かなかつたことは誠に幸

ひであつた。

更に一日來賓の會場一巡後、品評會審査表彰式が、午後二時から同刑務所教誨堂に於て舉行された。多數來賓並に作業職員その他各關係者列席の上、先づ岩松刑務協會々長より左の挨拶があり、

今回第六回全國刑務所製作品評會を刑務協會の主催で開催いたすこととなり、全國の刑務所は勿論、朝鮮、臺灣等の刑務所の御賛同を得て、多數製作品の御送附にあづかり、一方審査員の御方々にも御多忙中特に御手敷を煩はして審査をしていただき、今日この品評會を開催することを得ましたについては、先づ全國並に各植民地刑務所の職員各位に對し厚く御禮申し上げると共に、審査員各位の御勞苦に對し深く感謝の意を申述ぶる次第であります。

今回はこの催しを計畫して夫々通知を發送してから、製作品を集めるまでの期間が非常に短かつたがために、點數に於てはあまり多くを期待することが出来ず、内地の刑務所からは三百六十七點、朝鮮及び臺灣の刑務所からは六十二點といふ程度にすぎないのであります。この中、審査員の方に御願ひして審査の結果選に入りましたのは、内地の製作品で八十五點、植民地の製作品で八點といふことになつてゐます。その外、職員各位の製作品に係るものが五十三點程ありまして、中入選が八點あります。

只今申すやうに、今回の催しは頗る短期日間での製作でありますから、點數に於てこそ前回に比し聊か遜色があります

も、その出來榮えは割合によく、優良の入賞率も前回に比しむしろ高率を示してゐるのであります。この事實は、刑務所の製作品が、その技術に於て年々進歩向上の道程を辿りつゝあることの何よりの證左であると考へられまして、その點、御同慶に堪えぬ次第であります。殊に軍需品の製作に至りましては、從來に比し入賞率が大に高いのでありまして、これは、輒近刑務所の作業が、特に軍需品の製作に重きを置くことになりましたと同時に、受刑者の方に於ても、軍需品の製作に對し、尠からぬ責任感と興味とを有するに至りました結果、技術が日に進んで、かくも好成績を持ち來したるものと見て差支ないと思ひます。この點から見れば、軍需品の製作といふことは、ひとり刑務作業として重要な役割を働いてゐるばかりでなく、受刑者の教化といふ點から申しても非常に大きな意味を有つてゐるといふことが明かであらうと思ひます。これは將來刑務作業の向ふべき方針に對して或暗示を與ふるものでありまして、この品評會の開催から得たる一つの收穫とも見ることが出来るかと考へてゐます。全國並に植民地各刑務所の御賛同を得て、この品評會に於てかくの如き好成績を收め得たることはまことに慶賀に堪えぬところでありまして、將來は今回にもまして更に一層の苦心と努力とを傾けて、益々技術上の練磨を積み、以て刑務作





班、第二班と戦ひ進むに従ひ彌が上にも場内の雰囲気は武道化された。而して柔道第一回戦終了、剣道第二班大將の仕合を残り正午大太鼓の合圖に依り休憩を宣し(晝食)、午後一時より引續き試合を開始し決勝戦に入るや選士應援を初め場内白熱し來り全く息詰るが如き接戦の後、遂に柔道は府中、剣道横濱の優勝する所となつた。かくて末光前橋支部長より優勝旗賞状賞品の授與、及閉會の辭あり、午後五時を以てさしもの大仕合も全く幕を閉づ。戦績左の如し。

柔道の部

一、各支部優勝仕合 一、高點仕合

- 1 府中 1 柴崎(豊多摩)
- 2 小菅 2 尾内(府中)
- 3 豊多摩 3 岩崎(小菅)

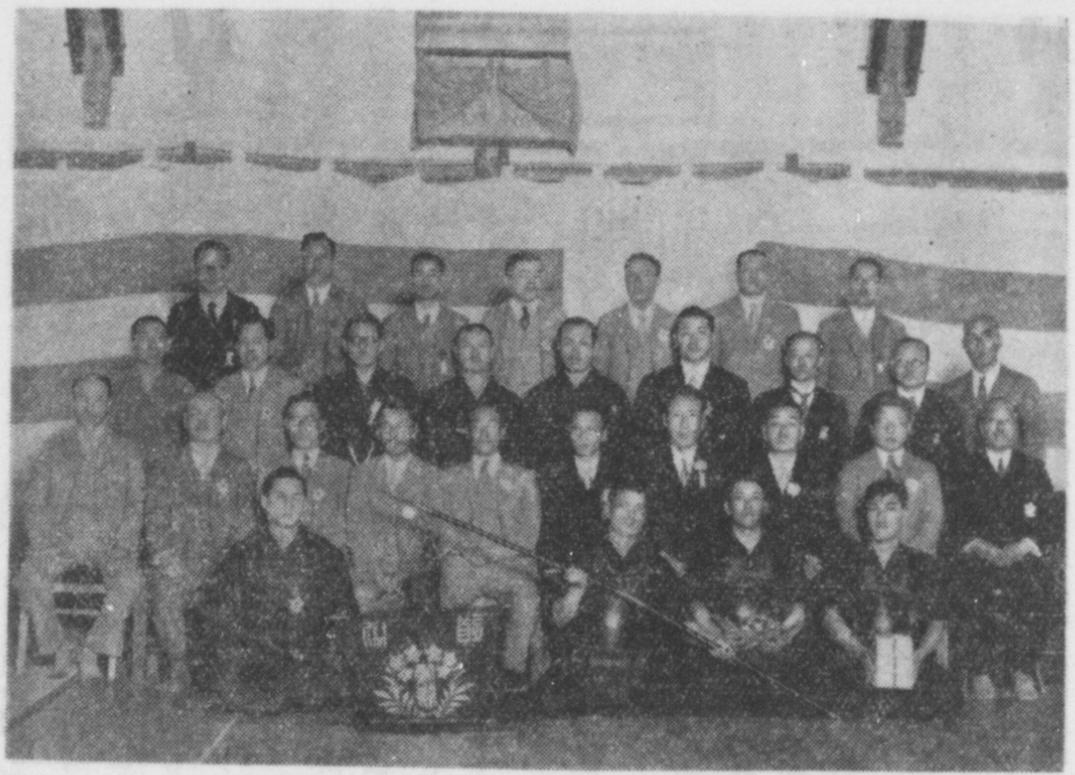
剣道の部

一、各支部優勝仕合 一、高點仕合

- 1 横濱 1 小宅(府中)
- 2 小菅 2 中村(小菅)
- 3 府中 3 仲丸(横濱)

第三區聯合刑務所第九回武道會

第三區聯合刑務所第九回武道會は五月十九日、愛知縣立岡崎中學校演武場に於て大原會長代理、河邊、赤城、里、中尾各支部長、小瀧市長、各支部員其他各方面の來賓多數參列の下に開催された。會場右側面には岩松會長の筆に成る「技入神一」の額が掲げられ、一般觀覽者は中等學生、青年團員、訓練所生徒その他老若席を埋む。午前八時一同神前に於て恭しく參拜を遂げ、佐藤主催地支部長の開會の挨拶あり、次いで滋賀(剣道)、金澤(柔道)兩支部より優勝旗の返還、審判員の注意、柔剣道の型あり、愈ゝリーグ戰の火蓋は切られた。選士は各々秘策を盡し、金澤、新潟等は柔剣道共に着々得點を擧げ、岐阜、名古屋は剣道に、静岡、滋賀は柔道に、各々優勢なる地位を占む。午前十一時四十分剣道は先鋒、中堅組の試合を終り、柔道は稍々遅れ零時三十分一先づ晝食を宣す。午後一時半再開、英氣を増したる各選士は衝天の勢にて物凄いはかりの奮戦ぶり。かくて剣道は三時四十分大將組の決戦を終了し、下記の如く名古屋は終始一貫の善戦によつて本日の覇者となる。岐阜、金澤同格のため大將同志の決戦を行ひ、結局第二位は岐阜の獲得する



處となる。柔道は三時五十五分試合を終り金澤は再び王座を占めた。滋賀、静岡同點のためこゝでも大將同志の決戦となり、静岡遂に第二位を占む。尙個人優勝は剣道長野二段(金澤)、柔道双佐三段(金澤)の譽れとなり、四時二十分優勝旗、表彰狀、賞品並に岡崎市長杯を授與し、最後に支部長より閉會の辭を述べ、四時十分絶讃裡に幕を閉ぢた。

剣道部成績表

| 刑務所 | 組合 | 先鋒 | 中堅 | 大將 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|----|
| 名古屋 | 六  | 六  | 四  | 一六 |    |
| 岐阜  | 七  | 二  | 六  | 一五 |    |
| 金澤  | 五  | 三  | 七  | 一五 |    |
| 岡崎  | 四  | 六  | 四  | 一四 |    |
| 滋賀  | 一  | 五  | 六  | 一二 |    |
| 三重  | 四  | 四  | 二  | 一二 |    |
| 長野  | 三  | 五  | 二  | 一〇 |    |
| 静岡  | 二  | 五  | 〇  | 七  |    |
| 新潟  | 四  | 〇  | 三  | 七  |    |



第四區聯合刑務所第九回武道會は高知支部主催の下に五月十九日、青葉薫る高知公園内武徳會高知支部武徳殿に於て開催せらる。この日南國の空カラリと晴れて前日の豪雨に洗はれたる新緑愈々濃く、定刻午前八時ともな

### 第四區聯合刑務所第九回武道會

| 刑務所組合 | 柔道成績表 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
|-------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
|       | 先鋒    | 中堅 | 大將 | 合計 | 金澤 | 滋賀 | 静岡 | 新潟 | 岡崎 | 三重 | 岐阜 | 長野 | 名古屋 |
| 先鋒    | 六     | 五  | 六  | 六  | 六  | 六  | 六  | 六  | 六  | 三  | 二  | 二  | 一   |
| 中堅    | 六     | 七  | 五  | 五  | 五  | 五  | 五  | 五  | 五  | 二  | 二  | 二  | 一   |
| 大將    | 八     | 六  | 六  | 七  | 六  | 六  | 七  | 二  | 二  | 三  | 三  | 四  | 〇   |
| 合計    | 二〇    | 一八 | 一八 | 一三 | 一三 | 一三 | 一三 | 一三 | 一三 | 八  | 八  | 八  | 二   |

れば來賓として伊江奈良、江村徳島兩支部長、前高松刑務所長渡邊播太郎氏を初め泊高知縣知事、各部長、高知地方裁判所並に區裁判所の判檢事、高知高等學校長、各中等學校長、縣會議長其他各官公衙の長官、辯護士、新聞記者等百餘名着席、續いて選士一同入場、關川高知支部長より開會の挨拶あり、先づ優勝旗返還式を行ひ前回優勝の高松刑務所選士より劍道並に柔道の優勝旗を返還せらる。次で審判長より審判及び試合上に關する注意あり、柔劍道の型を終つて劍道柔道共に試合を開始す。百戰練磨の古豪必勝の意氣に燃えて勇奮すれば、青春血氣の若武者自所の名譽を双肩に荷ひて死闘す。龍虎互に日頃の練磨をこの一戦に賭けて豫選を争へば觀衆覺えず固唾を呑んで手に汗を握る。斯くして午前十一時五十分劍道は徳島、廣島、松江、松山、高知の五刑務所、柔道は神戸、高松、廣島、岡山、高知の五刑務所夫々優勝戦に入る資格を獲得して一先づ休憩となり、晝食後午後一時再開の振鈴と共に愈々争覇の熱戦は展開せらる。斯くて豫選に勝残りたる強豪何れも必勝の決意を眉宇に漲らし互に鎬を削り猛烈なる接戦を繰返せば再び觀衆をして思はず手に汗を握り息を吞まします。午後三時十五分に至り

(以下七十七頁へ續く)



### 協 會 記 事

#### ◎某氏寄贈獎學資金給與者決定

去る四月某氏より協會に對し下級刑務官の子弟にして中等學校在學優秀者獎學金として相當金額の寄附があつたので、協會は直ちに全國支部に照會を發し該當者の調査を行つた處、全國より回報に接したる該當者十四名に及んだ。依て協會はそれらの者に付き更に慎重審議を遂げたる上、茲に左記五名を選定し、本年五月分より卒業時迄の獎學金を給與することゝなつた。

- 市谷刑務所雇一乃長男
- 工學院一年成績優等 印 南 健 夫
- 滋賀刑務所小使猪右衛門長男
- 中學四年席次十二番 門 谷 晴 雄
- 金澤刑務所看守部長親愛長男
- 中學一年席次一番 向 田 正 則
- 同 刑務所看守庄太郎長男
- 中學二年席次七番 村 上 國 光
- 下關刑務支所看守部長熊太郎長男
- 中學五年席次一番 吉 田 清

#### ◎刑務作業關係軍部其他招待座談會

協會は第六回全國刑務所製作品々評會の開催を機とし、かねて刑務作業に對し特別の後援を寄せられつゝある軍部並に逓信省その他の關係者と刑務所間の一層の親睦理解を圖らんが爲め、五月二十七日、造兵廠作業課長、兵器本廠員、衛生材料廠員、火工廠作業係其他の廠員、十條兵器製造所員、被服本廠員、逓信省倉庫係長、第二調理課長、物品検査係長、購買係長、簡易保險局購買係長、逓信協會員、東京工藝學校職員、京濱刑務所の所長、作業主任、作業技師等を赤坂山王下幸樂に、更に翌二十八日には造兵廠長官、兵器本廠長、衛生材料廠長、陸軍省經理局長、同衣糧課長、陸軍被服本廠長其他の部長、火工廠長、海軍工廠長、海軍軍需部長、同經理部長、大藏省主計局長、同豫算決算課長、司法次官、京濱各刑務所長等を星ヶ岡茶寮に招いて一夕の座談會を催す處があつた。兩日に於ける會長の挨拶左の如し。

#### 刑務協會々長挨拶

主人側として簡短に御挨拶を申し上げます。今回司法省行刑局に於きましては來る六月一日より向ふ三日間第六回全國刑務所製作品々評會を開催致しまして一面行刑當局が收容者達を如何

に指導し又如何に授職しつゝあるか其の實績を御覽頂くと同時に一面各刑務所の作品を評價し向後一層の題勉努力を拂はしむる刺戟と致し度い考を持ちまして先日來著々準備を整へつゝありましたところ愈準備完了致しまして今日は無事總ての品評審査を終へたところで御座います。豫備審査の結果によりますと作品の成績は幸にも良好であるとのこと御座います。が之偏に平素より特別御後援と御同情を頂いて居ります閣下並に各位の賜であると厚く感謝致す次第であります。

今夕御多用中のところを枉げて御出席願ひましたのは、此の刑務所製作品々評會の審査を機會に日頃の御禮を申し上げ且は今後に於ける一層の御援助を御願致し度いと存じた爲であります。

擬て刑務所作業は近年著しく發展向上致しましたが、之が爲に民間の一部に於ては御承知の如く民業壓迫であるから之を手控へよと叫ばれて居るのであります。民間に於ける此抗議は誠に御尤の事と存じますが、然し之は先達の帝國議會に於て司法大臣が御答辯になりましたやうに刑務教化の反射作用に過ぎないのであります。無爲徒食の徒を勤勉力行の人間に仕立てる爲には之れ丈の作業を營んで彼等の趣味と能率とを上げなければならぬのであります。其の意味に於て民間側に於ても或程度に諒恕せらるべきであると存する次第であります。然しながら行刑當局と致しましては此の民間の要望に答へんが爲に能ふ限り

民間の注文を避けて諸官廳の御援助を仰ぐ方針を樹てましたところ、幸にも殊に陸軍及海軍の御當局に於かれましては彼の日支事變勃發以來特に刑務作業の御利用に深き御理解と御援助を賜りました結果、今日に於きましては恰も我刑務作業は其の直營工場なるかの觀を呈する迄に立至つたのであります。其の反面に於きまして受刑者達は又此の光榮ある軍需工業にたづさはりますることが軍國の一員としての責務を果す一端ともなると考へまして非常なる感激と光榮とに満ちながら働いて居るのであります。彼等に對する教化と云ふ方面より見ましても非常な力を有すると考へますので、私達は日夜軍部御當局の御援助に感謝し、今後とも一層の御助力を仰ぎ希くば我刑務作業が一旦緩急の場合に際し幾分なりとも國軍のことに御手傳出來ますやう今日から御啓發を御願ひ致し度く存する次第で御座います。

次に大藏省御當局の御方々に一言御禮を申し上げます。本夕皆様に御出を願ひましたのは我刑務作業が今日の如く發展し進歩を來しました所以が先程申述べました如く軍部御當局の御援助によりましたと同時に又大藏省御當局の絶大なる御諒解と御啓發によつた賜であると云ふことを深く感謝致し度いが爲であつたので御座います。殊に皆様に於かれましては此の國家財政の急迫せる際に於て我刑務作業の確立と其の經營の圓滑とを期する爲に莫大なる經常費支辨を御承認に相成たるのみならず企業の爲に絶對に必要な職員の配置をも間接に御認め願ひま

したことは今後作業經營上に至大の利便を齎しますもので眞に感謝に堪えないところであります。私達は決して行刑と云ふ一局部の立場より其利害をのみ固執して國家全體の利害を閑却する者ではありません。衷心より邦家の隆盛と國力の發展とを希求して此の目的達成の爲に此の事業にたづさはりつゝあるので御座いますから、軍部の方々に於かれましても大藏省の方々に於かれましても此の微衷を御掬取になり不合理な點や御期待に反する點がありましたならば何卒御叱正を賜りますると同時に今後一層の御援助を賜り度切に御願致す次第であります。

次に審査員の御方々に一言御禮を申し上げます。皆様は御多用中のところを枉げて刑務所製品審査の爲に御盡力下さることに相成り御蔭をもちまして本回の品評會が滞りなく進行致すことと存する次第で御座います。御承知の如く今日の刑務所の作業指導者の中には皆様の教へ子が澤山就職致して居るものであります。まして夫等の人々が如何に受刑者を指導しつゝあるか、其成績が如何であるかと云ふことを是等製作品を通して御覽になることは殊更に御感興深きものがあることと存じます。又夫に基いて御決定下さるべき審査概評が將來の刑務作業の發展に重大なる役割を演ずることも私が更めて申すまでもないことと存じます。折角御招待申上げましたところ御覽の通りの設備で十分なる

御もてなしも致し兼ねるので御座います。殊に御席次等も手落の點があることと存じますが、唯々私達の微意の存するところを御掬取の上ゆる／＼御歡談あらんことを偏に願ひ上げる次第で御座います。

### 電波に映ずる快天丸の初漁

鍵 山、俊 治

若き日の夢をその儘に、冒険小説にでも出て來さうな快天丸——浦賀少年刑務支所の名と共に歴史も古きその快天丸が、寄る年波に朽廢し、茲に新造船「第二快天丸」が横濱淺野ドックに於て進水したのは、四月下旬の事であつた、爾來同船は浦賀に於て農林省水産局の規格に則り無電其他の最新設備を整備中であつたが、各種の準備全く成つたので、五月十二日、すが／＼しい初夏の朝風に意氣揚々、初漁の途に上つたのであつた。本文は小田原少年刑務所長鍵山俊治氏が親しくその模様を書かれたものである。

浦賀少年刑務支所漁撈訓練船快天丸（遠洋漁船型七五噸、ディーゼルエンジン一五〇馬力、速力八、五哩、無線電信、電話機及最新式漁撈器完備）は今春當局

の配慮に依り竣成、「白色ジントクベイン」に塗られし白鳥の新装、快天の異彩を遺憾なく發揮し、萬國信號JVOJの船名符號旗に飾美せられ、夫々出帆準備を整へし訓練夫一同竝に職員異常の緊張裡に愈々五月十二日、錨鎖の音も勇しく引揚げられ、氣笛三聲、浦賀灣頭より船首を南海に向け、白波を蹴つて航走、憧れの第一線へ。三原山の噴煙棚曳く伊豆大島東南東約三〇〇哩、蒼茫無限の洋上に快天の意氣を十二分に訓練、海上刑務所の特種使命に邁進、少年教化の極致を展開せしめ、或は自然に抗し風雨を衝き、怒濤の狂奔月下の舞、青鱗藍身波光に映じ黒潮煙ふる太平洋上、鯉漁獲に壯快なる各地方遠洋漁船と覇を競ひ、作戰漁撈の甲斐ありて、茲に總計二千九百尾（七百七十三圓餘）を漁獲し、乗込員

一同意氣軒昂雀躍凱歌を奏しつゝ二十二日無事歸港したのであつた。

#### 一、漁場に暮進

一路三百哩。漠々たる南海朝霧の波浪を衝いて鯉群探索に赴く、現代科學設備の我が快天丸。房州野島岬を左舷に見れば、大洋の潮は脈々として正氣に満ち、少年收容者をして熱血を湧かす。舷は操舵室羅針儀の指針に委かせ、黙々として漁場に向つて暮進する。見よ、金帆二つ三つ、伊豆七島の島影に隱顯するところ水鳥あり、洋上に大なる圈を畫いて飛ぶ。航走中は收容者に手旗信號、漁具の構成等を教ふる職員あれば、一方には魚群發見時の準備工作に立働く船員あり、何んと和氣霽々たるシーンであらう。折しも晴雨計の降下に無線電信手は、刻々と變る氣象受信に、蒸し暑い狭い室で電波の交換に餘念がない。一小笠原方面に七五八噸の小低氣壓あり東北に進行中との無電に接した。一時過ぐれば暴風の襲來あるものと早くも豫想した。然し心

配することは無からう。浦賀を出るとき風は夙ぎ波は静まり、眞赤な夕陽は油を流した様な紺碧の海上だつたからと思ふも東の間、二日明けての夜半には、無電接受の通り、一團の黒雲去來するかと思ふるまに、満天磨墨を流した如く、雨は斜に疾風を帯び、怒濤を起して襲來して來た。全員緊張し一致團結風を衝いて善處した。この體驗こそは收容者にとつて何と良き修業であり體驗であつたことか。波浪忽ち怒りては船舷を噛み、船は木の葉の如く翻弄され、收容者の大半は船暈に苦しんだ。茲に於て職員のみならず眞情は如實に示された。懇ろにも船暈に苦しむ彼等を手厚く介抱し、何にくれとなく必遺ひをしてゐる裸の行刑。心と心の行刑は展開し、こゝ大洋の眞只中に、荒れ狂ふ風波の裡に、眞に結合せられてゐるこの人間道の極致こそ、涙なくてはまことに見られぬ光景だ。時に風波尙ほ止まず、船内協議一決エンジン休止、

脚躑法を以て暴風を避航することにした。かくして、弦月曇れど風勢次第に衰へ、漸く低氣壓の圏外に逃れることが出來た。

二、魚群探索

昨日までの暴風雨は忘れられた様に静まり、五彩の麗雲油然として起るところ金鳥燦然として黄金の光を射れば、全員は昨夜の暴風に綿の如く疲れた身も打ち忘れ、魚群探索に機關は始動せられ、大洋の海原を東西南北に航走、全員の眼は廣漠たる海上に展開された。プロペラーは何んの遠慮もなく爆音勇ましく廻轉し船を我ものがほに進行させる。されど魚群の姿は遂に探見し得ず、時は既に晝近くなつたので、一同淋しく晝食を探りつつある折から、舷首當直員の一人より魚群發見との大聲！すはとばかり食器をまかなぐり捨て、戦ひの仕度をしたが時既に遅かつた。

三、大魚群に遭遇、初漁の歡喜

五月の雨は細まかに降る。こんな時こそ幾多大漁の實例はあるのだ。機關運轉魚群探索と決し、早くも朝四時に活動を開始した。一時間も航走したと思ふ頃、眼前に鯉の大群は我れ待ち顔に群遊してゐるではないか。今日こそは精根の盡きる迄で釣つて釣つて釣りまくり、必ず無電を通じて吉報せねばならぬ。全員は死物狂ひ、愈々船舷に列んで釣り初める。鮮血を身に浴び、糸を垂るるもどかしく、次から次ぎへと釣り上げる。甲板上は鯉の山となる。少年遠も朗らかに立働く。餌は雨か霰の様子に投げ與へられる。魚群はぐんぐん集つて來る。二百三百五百六百と數は増して行く。晝食も時なれど忘れ、唯だ無我境の活動である。午後五時魚群の一尾だに海中に残さず釣りあげた。全員の誰もが顔と言はず胸と言はず、魚の血潮を浴びて仁王の如くであつた。氷藏に氷藏魚船は次ぎ／＼と滿されて行くのである。戦績を見れば何んと

二千三百尾の大漁である。この時この吉報を知らすべく、無電のキイはけた、ましく活躍した。かくて餌料餘す處も少く最後の奮闘を試みた。小群乍ら二回出會ふ。第一回二百尾、第二回四百尾の漁獲を得て、豫定の餌料鱈は終つた。愈々紺青の大洋を後に、懐しの陸地に向つて航走、船腹を滿した快天丸は乗組員の喜びを乗せて、いつもよりは船脚（速力）が早い様にさへ感じられた。

四、快天の意氣

燦と輝く金色の太陽を背に、日章旗も高く橋上に、快天の意氣高らかに、船は海波を蹴つて愈々歸途につく。船内は和氣相満ち、無言の作業時に較べてこゝかしこに爆笑のあるを耳にする。船首に語り合ふ少年達の中より陸が見えると呼ぶ。振り向けば雲の間より新緑の森が見え始めた。さては當直職員の手によつて大漁旗が掲揚される。快天丸と大書した大旗數旒は南海の潮風に翻翻として糊曳

く。大島乳ヶ崎燈臺を左舷に見て暫し過ぐれば、白秋の歌に名高き城ヶ島が見えて來た。やがて三崎港に投錨、魚獲物を陸揚し浦賀港に廻航すれば、廳舎の武藏艦より双手の迎へを受ける。快天丸よりは答禮の信號旗が掲げられる。錨鎖の音も爽かに新緑の香高き浦賀灣へ。苦闘の跡を白色ペイントに、いつもながらの颯爽なる快天丸となつて、母親の胸に抱かるゝ如く、懐しげに母艦武藏の左舷に繫泊された。

浦賀少年刑務支所の歌

(一) 澎拜寄する海原の

大浪岸を噛むところ  
芙蓉の嶺を望み見る

ここ秀麗の浦賀灣

(二) 浮べる城は大和艦

黒潮むせぶ洋上に

海の富源を拓かんと

雄圖勃々躍るかな

(三) 雄けき鐵腕ふるふとき

ローブにかゝる雪もとけ  
ハンマーの汗虹と燃ゆ  
蚊龍何ぞ恐れんや

(四) されど想へよ快天の

八重の潮路に枕して  
誰か故郷を觀せざる  
今こそ覺むる時なるぞ



### 讀者の頁

#### ○殉職刑務官吏に就て

大分刑務所 江上干城

凡人は何れの職業といへども天賦の職業に携はつてゐる以上之れに懸命の努力を付けてゐるのである。恰も海洋の波浪の寄せては返へすその如く四六時中間断なく一ツの仕事をくりかへされて居るのである。之れ即ち天賦の職業を全ふする所以であらう……

先づ吾人は其の職務の執行に就ては平素から正直、辛抱、勉強、をモットーとして時宜に因つては臨機應變の措置を講ずることを念願して職務を忠實に履行するものである。殊に吾々刑務官吏の如き

は平素筆硯に親しむ職務と異なり其多くは實地勤務即ち戒護勤務である。勤務の全般は主として立番勤務を本旨とするが故に寸時も心に油断あるを許さないのである。

斯くして時としては暴風雨の如き尙又天災地變の時所謂不可抗力の場合の如きも消極的には自己を守り積極的には囚徒の（在監者）の戒護檢束に渾身の努力を拂ひ以て其の職責を全ふせざるべからざる重大なる任務を負ふて立つ上に於て、偶々以上の場合に職務執行上其の重大の任務を死守する爲めには雷雨に見舞はれ落雷に接して感電即死せるもの或は兇惡囚徒の兇刃に倒れ或は火災に遭遇し消防に従事し火傷死に到れるもの或は柔剣道の試合に依つて仆れたるものなど其の職に殉じて倒れたるものは一々枚擧に違なきほど幾多吾人先輩同僚の物故者の多きことぞ、それを憶ひこれを思ふ時轉た感慨無量なるものがある……

噫々殉職天在の諸士長へに眠られよ。

遺憾千萬である……

希くば爾今毎年一回春秋の期を選び殉職刑務官吏の英靈に對して慰靈の行事をなし、後輩諸士をして先輩者の職務盡忠の績を偲ばしめ又同時に職務のためには徹頭徹尾倒れて後已むと云ふ精神を旺盛ならしめる事と思ふのである。又精神修養の上にも神佛崇拜の感念を惹起せしめ我國在來の美風を發揮し延いては遇囚感化の上にも吾人刑務官吏の寸時も忽かせにすることの出来ないのは取りも直さず精神の修養が最も必要であるのである。先づ在監者を處遇する上にも一人を正しうせんと欲すれば先づ己れを正しうせよ」と云ふ諺のその如く、それには率先して宗教感念が必要であることは今更喋々を要せないのであるが、之の殉職刑務官吏先輩の招魂祭の催しは吾人先輩の亡き靈を慰むるのみにとどまらず神佛を禮拜する意が即ち精神作興の淵源ともなり吾人のためには先輩諸士は換言すれば職務上の祖先である、この祖先の英靈を

慰むることは何よりの急務であり我大和民族の美風であると思ふのである。

希くばこの擧の速かならん事を切望して已まないものである。

#### ○日蔭げの菜の花

名古屋 梅村春汀

三間近くもある赤煉瓦の高い塙壁に遮へぎられて十一月の末から三月の始めまでは殆んど陽の射さない構内南隅の耕耘地。其處には秋の末に蒔かれた菜種が乏しい冬の陽射の中にふるへながら少しづつ伸びてゐた。南へ去りきつた太陽が毎日少しづつ北へ戻つて來るのが地上に落ちた塙の陰影でそれと知られる程に、塙際から距つたところの苗はぐんぐ伸びて行つたが、塙に近いところは相變らず日蔭の底にうづくまつてろく／＼發芽もせなければ、たまに芽が萌へても凍土にこびりつくようにちよこまつて少しも伸びてこなかつた。陽あたりのいゝ處のがく

諸士の後を享けて職務の萬全を期して居ると後輩の吾人は衷心から物故英靈に對して感謝せざるを得ないのである。

吾人の職は敍上の如く寸暇寸隙なきとは云へ時として職員家族の慰安會もよし、運動會もよし。吾人は之等の催しを否定するものにはあらず、先づ率先して殉職刑務官吏の招魂祭を行ひ以て亡き英靈を慰め且つ同僚後輩職員先輩者に對する奉公赤誠を追慕せしめ其の職責の重且つ大なるを一層旺盛ならしむる上に於ても至極效果的妥當なることと思ふのである。

顧るに我國獄制の行はれて以來幾星霜その間囚徒の獄死するあり刑務官吏の殉職せるものあり。然るに囚徒の（在監者）如きは身柄引取人なき場合の如きは其の死體を教誨師の手に依つて讀經し刑務所々屬の墓地に埋葬し毎年盆會の際は典獄看守長、教誨師看守囚徒總代など亡靈を慰むる等のが行はれて居るに一方殉職刑務官吏の招魂祭の行はれざるは甚だ

ん／＼伸びて三月末にはもうとうが立つて花蕾を付けたのを見るにつけ、日蔭げのそれが一入みじめに見えた。が彼岸過ぎの陽が北へ廻つて畑の隅々まで陽射が充つるやうになると、今迄いぢけてゐたのが俄かにめざましい生長をみせ、最初は山の頂上と麓程みじめな差のあつた畑面が四月の半頃には殆ど平面になつて、一せいに勢よく花を開いた。すばらしい生長力、あれだけ遅れてゐた發育を俄かに盛り返した力、それはまつたく今までは恵まれなかつた太陽の慈愛と激勵そのものゝやうな熱と光りが暖かく強く彼らの上に投げ與へられたからだ。

太陽の熱と愛、宏く大きな恵みと力、私は何かしら偉大なる啓示を胸に感じた。同じ土に其じ時に同じやうに蒔かれた同じ菜種でありながら、光りを受けるものは伸々と安らかに伸び光りに恵まれぬものはいぢけこじれて伸び得られない。凍土にいぢけて萎つてゐる菜種を見る度に、私は社會の一隅にこれもまた慘

めな存在を續けてゐる受刑の人々の姿がまざまざと瞳に浮んで来て、環境の力境遇の幸不幸、それによつて醸される其の人々の運命と云ふことなどについて強く胸を打たれた。性善説とか性悪説とかの學說上の論争はともかく私達の人間の感情から惟ふとき、われも人も同じく人として生を享けたる限りは其の中の唯の一人もこれを無明の暗路を辿らせることはしのびないことだ。人としての尊い生命を伸ぶるがまゝに伸ばし人としての使命を果さしめるこそ人類共同の憂と責務ではないか。犯罪人の多くは太陽の熱を受け得られない日蔭げの苗だ。これを日向に出して暖かい陽射に當れば萎へたる性も素直に伸びる。そして立派な生長をとりげ満足な實を結ぶに違ひない。だが打ち捨てゝ顧みなかつたならそれは哀れにいちぢけつて花をさへ持ち得ないであらう。保護、同情、社會愛、その暖かさこそ拗ねたる苗を素直に育む太陽の慈光ではないか。行刑は人の更生を目標とする。

る。人の魂は威嚇や懲収のみでは改造されない。愛と同情と理解の大きな人類愛の抱擁がなかつたら、いちぢけた芽をます／＼いちぢけさせるのみでその再生や伸張は望まれ得ない。  
春の太陽の如き広く大きな保護の慈光にしつかりと彼らをつゝんで、人としての使命を果させることこそ教育刑を理念とする文化國行刑の立場であると同時にまた社會自らが自らを護る賢明な手段ではあるまいか。——菜の花咲く耕耘地にて

◎隨想斷片

高知野村 勇

「戦争は人にあり」と日本のアドミラルは叫び行刑は人と人との接觸なりとフライ女史は叫んだ。蓋し戦争は名將強卒を打つて一丸となし、敵に當るにあらざれば如何に新銳の武器不落の要塞と雖頼むに足らず大捷は期すべくもない。行刑又然り、之を行ふ人に其の善きを得るに

あらざれば如何に法律制度が社會情勢の變遷と共に改善が加へられ、從來のそれと比較を超越したものであり高次なる制度であるとしても行刑の効果は望み得ない、然らば如何なる刑務官を必要とするか。

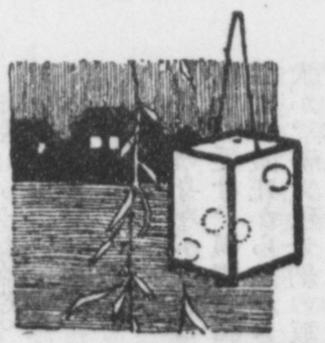
惟ふに刑罰に對する應報思想が各國民の思想に介在して、取締一本槍で押進み其の取扱は極めて慘忍苛酷であつた昔日の行刑ならば兎も角、改善教化指導主義への一大飛躍を見たる今日に於ては、刑務官たる者須く明鏡止水自己を空しくし克く柔にして弱ならず克く強にして剛ならず、苟も刑務官と受刑者とが教育關係の下に人と人との關係に於て對立する以上、教へる者は教へられる者の盡すべき責任と同程度に於て、否それ以上に自己の責任を盡すべき道德上の義務を負擔せねばならぬ事を自覺し會得したる者、換言すれば自己の地位及職責又は價値を意識して思想を創作し、之を現實化するが爲に努力する刑務官なりと確信する。

諷つて我國現下の思潮を一瞥するに、輕佻詭激の風尙熾まず智に進み徳に後れ古來の美風頽れ、動もすれば唯自己あるを知り、國家あるを思はざるの輩漸く多く、其の結果犯罪者の激増止まず眞に寒心に堪へざるものあり。されば國民精神作興は我國現下の急務にして、一つに各人の自覺と努力に俟たざるべからずと雖一度刑辟に觸れたるものをして再び日本國民性に復歸せしむる爲には一つに刑務官の努力篤行に俟たざるべからず。然らば吾等刑務官は如何に善處すべきであるか、嘗てヒットラーの宣言に條約のインプレーションよりも政治指導者の民衆に對する眞面目な平和の宣言の方が戰爭防止に効果があると云つた事を記憶する。行刑又如斯と云へはしないだらうか。即ち制度の改善可なるも寧ろ刑務職員の收容者に對する眞面目なる指導こそ再犯防遏に効果があるであらう。言ふ迄も無く刑務官の言動は直に收容者に反映し教化上著しき影響を及すものなるを以て、若

し刑務職員が監獄法及處遇令を表面的に觀察し、受刑者の生活規範たるの外何物もなしとして、冷靜に本令の全篇を通覽し本質が奈邊にありやを検討する處なく漠然と之に臨まんか、漸く弛緩の狀を呈し情實に囚はれ公私を混同し官紀の振肅を没却して省る處なきに至り、却つて善い者を悪くし悪しき者は之に拍車をかける事になりはしないかと思はれる。されば刑務官は向後一層服務規律を恪守し、身を持つること端正廉潔以て官吏たるの威信を保持し、情實の弊を排し公私の別を明にし嚴正公平の地步に立ちて官務を執掌せざるべからずと信ず。

更に言ふ行刑の事たるや善を以て惡を矯むる業なるを以て、百發百中の一中は千發一中の千發より其の効勝り、粒は小さく萬人には向かずとも數は少くともダイヤはダイヤの光ある理に鑑み、誠實勤勉刻苦精勵眞面目なる刑務官をして行刑諸般に當らしむるならば、行刑は全く人と人との關係に於て對立し、美しき行刑

の姿が見られ且成果が期せられるではあるまいか。是空粗な妄想による自己判斷でなき事と確信し敢て江湖の御叱正を煩し此の筆を擱く。 一〇、六、一一





### 海外異聞録

#### ◇コルシカ島の「俠盜」三年目に斷頭台へ

「ロビンフッド」そのまゝの活躍を演じたコルシカ島俠盜團の最後の一人たるアンドレ・スパークは一九三三年捕縛されて以来、助命運動等で既に三年間も處刑を免れて来たが、遂に大統領の大赦(クレメンシー)が與へられぬ事に決定したので、六月二十一日午前四時十分バスチャヤ刑務所でギロチンを用ひ死刑を執行された。スパークは「俠盜を正しとしないやうな法律の下には警官と戦ふ外なし」といふ建前のもとにサリドルサに本部を設け、富者から奪

つて貧者に傾つ義侠の盗みを始め、一九二二年ある舞踏場で水夫殺しの彼の友人を捕縛に來た憲兵を射殺して以來、友情と義侠の犯罪を十一年間重ねて來たが、當局の調べただけでも七件に亘る強盜殺人事件を犯してゐるので、遂に極刑を宣せられたものである。二十一日はこの傳説的大盜賊の最後を見んとして早朝ながらバスチャヤ刑務所には凄まじい觀衆が詰めかけたこと。

#### ◇法廷珍事

##### 唄つて答へた男

チエコスロヴァキアのブラチスラヴァで或る家の女中から二ポンドの金を盗んだ嫌疑

で捕つた若い男、法廷で裁判官の訊問に對し一句一句歌よみ口調で答へたので、裁判官カンカンに憤つたといふ話がある。その訊問の模様はといふとザツとこんな具合——

裁判官「名前と職業は？」

男「予が名、そはトニー・フリーバー、予は詩人なり」

法廷クス／＼

裁判官強く「唱つちやいかん、まじめに答へよ、お前

がその若い女から金を盗んだのは本當か？」

男「その女、美しからんも年既に姥櫻、かくいふも予は悪意なし」

裁判官ます／＼憤慨「彌次つちやいかん、金を盗んだかといふんだ」

男「誘惑は來りぬ、哀しい哉、予は負けぬ」

裁判官遂に嗚鳴る「眞面目に言へッ」

男「唱はざれば予は默せん詩人なれば予は唱はん、予はつひにその金を予が懐中

に發見しぬ」

裁判官とうとう苦笑して調子を合せて曰く

「それにて充分なり、予は汝に、あはれ三月の懲役を科さん」

法廷こんどは爆笑。

#### ◇天晴れな忠犬

##### ロンドン子皆泣く

畜生の身ながら店の買物一切を引受け、孤獨の病主人を援けて餓死から免れさせた忠犬が、畜税未納の取調べにより偶然に發見され、大いにロンドン子を感動させた。此の犬の飼主アルマ・ハッチンソン嬢はウィリアム街の片ほとりに貧しい孤獨生活を續けてゐたが、永年の患ひで、最近は骸骨そのまゝに瘦せ衰へ、買物の外出等到底出來ない容態となつた。唯頼りとすゝるのは八年來飼つた愛犬のみだが、幸ひ伶俐でしかもハチ公のやうに忠實だつたので、之に一切の生活必需品を買は

せ僅かに露命を繋いで居たのだつた。アルマ嬢が必要の際、品物の名を記した書付と金を入れた袋を犬に渡せば、犬は飛んで賣店へ行き、品物を持歸るのである。處が嬢の定収入は一週僅か十九志六片で、その内から八志六片の間代を拂ふから、高い畜犬税が納められず、今回警官の出張取調べとなり、茲に端なくも忠犬が見出されたのである。警官が出張した際、骸骨さながらの嬢が火もない室で毛布に包まれて、自ら暖をとり、その傍に犬が心配顔に待つて居る様は、如何にも涙を唆られる光景であつたと。此の話が傳はるや各方面に非常な感動を與へ、ロンドン愛犬クラブでは代つて罪金納付を引受け又進んで辯護の勞を取ると申出た人もあつたとの事。

#### ◇自殺未遂百回

##### 死刑にして下さい

若く美しい藝術家マリカ・

ナギといふ婦人は、どういふものかこの世が御嫌ひ、何回となく自殺を計つてゐるが、その都度救はれ氣の毒にもどらうしても初志を貫徹出來ない。最近ダニューブ河に飛び込んだ所を救はれたナギ婦人は、警官に對し次の様な驚くべき告白をした。「私は年頃になつてから浮世に全く厭氣がさし△橋上から飛び込むこと十六回△毒藥を呑むこと十一回△ガス自殺を計ること十七回△轢死を計ること二十三回△餓死を計ること十四回△その他十九回△計百回に及んだのです。未だに死に切れません、一層のこと因果の私を死刑にして下さいませ」と潜然と涙を流したが、今更死刑にも出來ず、放免すれば又自殺を計ることが判り切つてゐるので弱り切つてゐるといふ。

#### ◇振つた離婚裁判

##### 「下等な夫」としての理由

西洋人夫婦の離婚理由には

いろ／＼變つたものがある。たつた一つ殿つただけでも立派に離婚が成立する事などは誰もが知つてゐることだが、これは又變つた離婚理由を示すものとして面白い。昨年ロンドンで競美大會があつた時一等賞を獲得したマーガレット・リーイーは目下ハリウツドで映画女優として鳴らしてゐるが、最近彼女の夫アーネスト・フォークト氏を「下等な夫」なりとてロスアンゼルス裁判所に離婚請求訴訟を提出したが、彼女がフォークト氏を以て「下等な夫」とした理由は次の如くである。

△夫は彼女の來客があつた折、お客さんの好きな料理を出すやと大食されるからお客さんの嫌ひなものをばかり調理せよと彼女に命じた

△夫は聖ヴァレンチン祭に、彼女に與ふべき書物から繪を切り取つた

△夫は彼女が醫師の診察を受けに出かける時、醫師の憐

#### ◇鯨の髻に保護法案

今度、カリフォルニア州の隣りネヴァダ州の議會で珍妙な法案が通過した。それは鯨の髻が口の兩側に各々六本以上生えるまではその捕獲を絶対に禁止するといふ變つたもの。果して如何なる理由に基くや、今の所一切不明である。

選句所感

春汀君の合歡の花の句、繪を見るが如くであつて、しかも繪には描きつくせぬ情景を持つてゐるものである。細い絹糸で拵へた房とも、婦人の眉刷毛の形とも形容出来る合歡のあの淡紅色の花の色は、いかにもやさしいものだ。それが細く繁つた葉の間に見えるところは妖艶でさへある。さればこそ芭蕉も「象瀉や雨に西施や合歡の花」と詠んでゐる。そして此の木は夕べになるとその葉を閉ぢ合つてまるで眠るが如く、又翌朝になると開く、この細かい葉の繁つた間に夢見る如き、その花を慮げるやうに吹いてゐた風が、次第に花にもつれるやうに静かになり、やがては花の間に消え入る風となつてしまつた。そして眞夏に近い晝の日光は強くその上に濃いでゐる。中七の「風ひそまりし」といふ表現は、この繊細な花とその花を愛撫するが如き風との微妙な關係をよく表してゐる、動から静に入り、そこに醸される一種のあはれさが、つまりはこの句の生命であり、また繪にも描けないところである。此のあはれさの感じも、合歡の花といふ前言ふが如き感じの

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意  
用紙官私製葉書

編輯部選

|                 |            |                |                                                                                      |                                 |
|-----------------|------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 天               | 地          | 人              | 秀逸                                                                                   | 佳作                              |
| 合歡の花に風ひそまりし眞晝かな | 萍や雨脚白く暮るる沼 | 四五軒の谷の家暗く梅雨に入る | 撤き水の道に吸はるる暑さかな<br>灯を避けて螢の籠の吊るされし<br>雨雲に月ほのかなり水鶏鳴く<br>さまざまの名を持つ岩や葛の花<br>雷の音遠退いて雲ゆるみけり | 苔の香の巖にこもりし清水かな<br>五月雨に苗を賣り來し女かな |
| 名古屋             | 大曲         | 市谷             | 横濱<br>飯田<br>名古屋<br>京城<br>名古屋                                                         | 大曲<br>大曲                        |
| 春               | 華          | 峨              | 超<br>中<br>一<br>雄<br>双                                                                | 秋刀羅                             |
| 汀               | 白          | 房              | 仙<br>洲<br>心<br>心<br>石                                                                | 郊象                              |

花なので深いわけなのである。

華白君の萍の句も、取材を異にし、時と場所とを異にしてゐるが、その句の持つ感味は相似たものである。萍は池水や沼澤に生じ、葉の大きさは一二分で、その形は圓くして光澤がある。表面は緑色で裏は紫色をしてゐる。そして花は淡緑色である。かうした萍の一面に漂ふ沼は見るからに、古沼といつた物寂びた感じで、見た目にも明るさがなく、何となく暗さを持つてゐる。その沼に今、次第に暮れてゆく雨が降つてゐるのであるが、その雨脚が白く見える、それは沼の面の暗い感じの中に見えるので、他のところと異つて餘計にハッキリとしたものに思はれるのである。そしてそこに繪のやうな印象を與へると共に、やはり繪には出せないところの感味を持つてゐる。萍の沼に雨がふりつゝ暮れて行くといふのは取立て、云ふべき何物もないが、そこを一步深く入つて觀察するとき、其處にかく特種の相を見出すことが出来る。そこまで行かなければ句が生きて來ないのである。新は眞なりで、新しい取材は常に必要だ

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                      |                                                                                                   |                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 春耕や牛啼いてゐる山の裾<br>夕雲に雷起りけり枝蛙<br>散る花の眞下は谿の淀みかな<br>大螢頭上かすめし渡船かな<br>塵燒きのにほひ擴がり五月雨るる<br>青葉風驚いまだ老いやらず<br>雨過ぎし山の新樹やあざやかに<br>早だちの湖畔の宿や閑古鳥<br>病人の枕邊にあり金魚玉<br>巖垂るる小徑や苔の花<br>霽れやらぬ醫王の嶺や梅雨の入り<br>水張りて廣き夕田の蛙かな<br>耳振つて耕馬立ちけり春の雷<br>籐椅子や潮の香高き濱の宿<br>縁先の青葉涼しき籐椅子かな<br>虹立つや雨雲湖を暗うする<br>花の上さまよふ蟻や日照草<br>洞窟や涼しさ過ぎて苔の花<br>アカシヤの花の夜明や閑古鳥<br>櫓の音に合せて唄ふ涼みかな<br>夕月に叩く水鶏や青田中 | 旭川<br>大曲<br>旭川<br>高知<br>水戸<br>小菅<br>盛岡<br>大曲<br>三重<br>小菅<br>金澤<br>青森<br>室蘭<br>福岡<br>福岡<br>福岡<br>小菅<br>大曲<br>横濱<br>大曲 | 船角<br>石<br>圓<br>耕<br>櫻<br>覺<br>吞<br>宗<br>瞳<br>綠<br>紫<br>彩<br>松<br>顧<br>柿<br>榎<br>法<br>庵<br>朴<br>大 | 仙<br>亭<br>月<br>陽<br>子<br>治<br>洋<br>門<br>帆<br>峯<br>淵<br>月<br>南<br>山<br>月<br>城<br>外<br>茶<br>堂<br>鵬 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|

が、これを生命づける観察の鋭敏さがなく  
てはならない。之を逆に言へば観察の鋭敏  
さは常凡なものをも新しきものにするこ  
が出来るといふことになるのである。

峨房君の梅雨入の句は、季題の性質上そ  
の對象によつて句が活殺される。だから對  
象の選擇がむづかしい。天然現象としての  
入梅は一局部にのみ起るものでないだけ  
に、その感じを捕捉するには、どうしても  
對象となるものゝ力を借りなければならぬ  
ことになる。これは作句上の常套手段であ  
るが、止むを得ないことだ。そこでこの句  
の對象として選ばれたのは谷間にひとかた  
まりの四五戸の家である。さうでなくてさ  
へも取り残されてゐるやうな淋しさにみえ  
る家が、空の重い曇りに壓された谷の中に  
暗くわびしく見える。自然と雨期の生活な  
ども思ひやられて、そこに梅雨入りらしさ  
を印象深く感得したのである。この對象の  
捉へ方に無理がなく、また隙がない。

卯の花や暗に踏み込む溜り水  
花明りする川土手や月見草  
夕顔のぼつかり浮きて庭涼し  
朝風に光るポブラの若葉かな  
虹立つや雲のをさまるをちの山  
夕立のたゞきてあがる埃かな  
誘はれて髪もそこく茅の輪かな  
泉水に映れる雨のつゞじかな  
撒水車雑踏の街を走りけり  
夜の海に囀すや夏の船祭  
雲雀鳴く空に薄るゝ夕陽かな  
風寄せし草根の泡や水温む  
呼び合うて集ふ田植の晝前かな  
雨乞の大鼓の音や夜の村  
海よりの風を涼しむ籐椅子かな  
釣舟の歸り仕度や夕の虹  
夕風の冷ゆる谿間や河鹿鳴く  
童去りしあとに走るや水すまし  
打水やあとひとしきり夕半  
柿の花水車の水に溜りけり  
玄關に長梅雨の傘擴げけり

高知 双輪  
福岡 阿喜  
新義州 綠風  
名寄 旭峰  
福岡 守景  
小倉 南庭  
熊本 白山  
熊本 愛山  
新義州 素明  
大分 干城  
市谷 嶺香  
函館 白井  
水戸 麗月  
三重 總來  
三重 紫松  
福岡 琴陽  
大曲 月舟  
高知 素朴  
高古屋 明峯  
三重 素佛  
三重 素茶

叙任及辭令

判事(奈良地方裁判所長)

二 等 所 長 佐藤乙二(市谷)

(五月二十二日)

典 獄(横濱所長)

五 等 司 法 書 記 官 東 邦 彦(行刑局)

市 谷 所 長 典 獄 長 谷内庄太郎(小菅)

小 菅 所 長 同 椎名通藏(廣島)

廣 島 所 長 同 江藤惣六(札幌)

札 幌 所 長 同 坂梨森太郎(宮城)

北 海 所 長 同 小橋川昭慶(横濱)

(五月二十九日)

司 法 書 記 官

七 等 所 長 中尾文策(滋賀)

典 獄(滋賀所長)

七 等 支 所 長 荒卷正修(鳥取支)

典 獄 補(鳥取支所長)

七 等 看 守 長 山中鐵一(高知)

看 守 長(高松)

看 守 今村初次(長崎)

(五月三十一日)

保 健 技 師(市谷)

十 一 級 保 健 技 師 坂本賢三(甲府)

松 山 保 健 技 師 松村 務(宮崎)

宮 崎 同 竹林道生(松江)

松 江 同 涌谷逸太郎(市谷)

(六月一日)

刑務所ニ於ケル醫務衛生ニ關スル事務ヲ

囑託ス 保 健 技 師 柏木直九郎(府中)

同 保 健 技 師 平川浩一(小菅)

同 同 窪田幸記(市谷)

六月十日

司 法 官 試 補 考 試 掛 命 司

書 記 官 岡 五朗(行刑局)

(六月十四日)

願 免

保 健 技 師 東瀬武正(廣島)

保 健 技 師 宇田象三(廣島)

(六月二十日)

勳 五 等

保 健 技 師 林 鴻吉(岐阜)

(六月十一日)

三 等

所 長 關川重雄(高知)

五 等

同 江澤經雅(高知)

六 等

所 長 高橋 健(釧路)

支 所 長 仁科正次(浦和支)

典 獄 補 仁科正次(浦和支)

(六月十五日)

元支部長伊藤、印南兩氏の計  
元支部長伊藤孝之氏は六月十二  
日松江市母衣町の自邸に於て、  
又同じく元支部長印南於菟吉氏  
は廿三日東京市目黒區上目黒六  
丁目一四四一番地の自邸に於て  
逝去せられた。特に印南於菟吉  
氏は近く思想犯轉向者の指導の  
爲めに活動せらるゝ筈であつた  
が、突如この計に接し誠に痛惜  
に堪へない。

行刑統計

昭和十年五月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of May 1935

| 受刑者             | 越員         | 入監       | 出監     | 現員     | 前月末日   |        | 前年同月 |       | 増減   |       |  |
|-----------------|------------|----------|--------|--------|--------|--------|------|-------|------|-------|--|
|                 |            |          |        |        | 現在     | 前月現在   | 現在   | 前月現在  | 前月比較 | 前年比較  |  |
| 49,286          | 5,825      | 1,317    | 5,293  | 49,818 | 49,286 | 46,338 | 532  | 3,480 | △    | 23    |  |
| 刑 疑 者 267       | 1,317      | 3,608    | 1,429  | 155    | 267    | 178    | 112  | △     | △    | 1,316 |  |
| 刑 事 被 告 人 4,871 | 3,608      | 1,194    | 3,688  | 4,791  | 4,871  | 6,107  | 80   | △     | △    | 73    |  |
| 勞 役 場 留 置 者 682 | 682        | 1,058    | 1,058  | 818    | 682    | 745    | 136  | △     | △    | 0     |  |
| 乳 兒 6           | 6          | 2        | 3      | 5      | 6      | 5      | 1    | △     | △    | 2,195 |  |
| 男 54,150        | 11,661     | 11,188   | 11,188 | 54,623 | 54,150 | 52,428 | 472  | 2,195 | △    | 19    |  |
| 女 962           | 285        | 285      | 283    | 964    | 962    | 945    | 2    | 2     | △    | 2,214 |  |
| 總 計 55,112      | 11,946     | 11,471   | 11,471 | 55,587 | 55,112 | 53,373 | 475  | 2,214 | △    | 19    |  |
| 備 考             | 受刑者現員中=朝鮮人 | 男 2,620人 | 女 4人   | ヲ含ム。   |        |        |      |       |      |       |  |

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレバ下ノ如シ

| 國 名     | 受刑者 | 被疑者 | 刑事被告人 | 勞役場留置者 | 計  | 國 名   | 受刑者 | 被疑者 | 刑事被告人 | 勞役場留置者 | 計   |
|---------|-----|-----|-------|--------|----|-------|-----|-----|-------|--------|-----|
| 中華民國    | 89  | 2   | 5     | 1      | 97 | 總 計   | 92  | 2   | 5     | 1      | 100 |
| 露 西 亞 男 | 3   | —   | —     | —      | 3  | 總 計 男 | 92  | 2   | 5     | 1      | 100 |

東京帝國大學 教授法學博士 牧野英一先生著

# 刑法研究

第五卷 菊判總布裝 總頁五三三 定價金四圓

## 第五卷發賣

「刑法研究」は、博士の終始一貫した自由法論の意味と適用とを、刑法について示されたものである。本卷は第一卷乃至第四卷の續卷にして、法律的消極主義——刑事政策に關する若干の問題——刑法における自由法運動の三篇を收めらる。斯法研究者にとつて缺くべからざる参考書として推奨する。

### 内容目次

#### 刑法における自由法運動

- 一 三つの論争と法律及び國家の理念
- 二 純粹法律理論と刑法(一) 三同上(二) 四上刑罰と教育 四下同上 五同上 五中同上 五下同上 六刑法理念と結果的地盤 七文化國理念と刑法
- 刑事政策に關する若干の問題
- 一 リストの刑事政策
- 二 リーブマンの教育刑
- 三 プロイセンの累進行刑令
- 四 教育刑に於ける教育の觀念
- 五 常習犯人
- 六 確信犯人
- 七 社會的司法補助
- 八 國際刑務會議
- 九 フェリの學說及びソウエイト刑法

- 一 自由法運動の意義
- 二 刑法における自由法的精神
- 三 刑法の規範的處置
- 四 概念の規範的構成
- 五 刑法の目的論解釋
- 六 法規と目的との相關々係
- 七 實質的違法性の超法規性
- 八 超法規的緊急状態とわが刑法
- 九 違法性の概念の自由法的意義
- 一〇 規範的責任の理論
- 一一 社會的責任の規範的意義
- 一二 緊急状態における違法性の阻却と責任の阻却

## 刑法研究

- 第一卷 三〇〇
  - 第二卷 四〇〇
  - 第三卷 四〇〇
  - 第四卷 三〇〇
  - 第五卷 四〇〇
- 送料 内地二十二錢 鮮滿六十二錢

〔法律學叢書第三十二編〕

内地二十二錢 臺灣四十七錢 鮮滿六十二錢

東京 神保町 有斐閣 振替 七〇 東京 〇七 振替 三〇 東京 〇七

# 法學協會雜誌

第五十三卷 第七號  
七月一日發行

東京帝大 法學協會發行

## ◎論 說

判例隱居法拾遺……………東京帝國大學教授 穗積重遠  
世界法に於ける進化的意義……………東京帝國大學教授 牧野英一  
英法に於ける善意不實表示……………東京帝國大學助手 内田力藏

## ◎資 料

同姓不婚……………法學士 戴炎輝  
ナチス世襲農場法關係法令……………法學士 西村 剋  
ラウン、デモクラシー(田中耕太郎)、田村豊稿・英國に於ける刑事

## ◎紹 介

法理研究會記事「最近の獨逸」

## ◎判例研究

訴訟に就いて(小野清一郎)、八木清信著・労働契約の研究(川島武宜)  
民法判例研究録(昭和一〇年度・二)……………山中康雄——東季彦——  
有泉亭——戒能通孝——穗積重遠——川島武宜——石井照久——  
菊井維大——鈴木竹雄——齋藤秀夫——末弘嚴太郎——兼子一——  
田中誠二

# 法學論叢

昭和十年七月 第七號  
第三十三卷第一號

發行所 京都帝國大學法學會  
發賣所 東京 有斐閣

## 法の發展過程に關する一公式

—— 例外の原則化 ——

團體概念と法人格(二・完)……………石田文次郎  
—— ゲルマン法を中心として試みたる研究 —— 西 本 穎

追完(Konvaleszenz)に就く……………於保不二雄  
保險契約に於ける雙務性……………大森 忠 夫  
身元保險に關する法的考察(二・完)……………中川 一 郎

批評と紹介

獨逸の新和議法……………小野木 常  
パウエル・ラッツ「新民事訴訟の諸原則」……………中田 淳 一  
判例研究  
民法 品質の錯誤……………田 島 順  
商法 合資會社社員の出資義務……………大橋 光 雄  
民事訴訟法 隱居無效確認の訴と當事者參加……………山田 正 三  
刑事法 錯誤に因る上訴の拋棄……………宮本 英 脩  
行政法 收用土地價格決定の標準……………渡邊 宗 太郎  
雜 報 研究會記事

# 法學新報

第四十五卷 第七號 昭和十年七月

## 中央大學法學部門機關

行政上の損害賠償……………山田準次郎  
英契約法序說……………守屋 善 輝  
日獨伊に於ける現代行刑制度の核心……………正 木 亮  
刑事法雜題……………平井彦三郎  
記錄裁判……………中野 峯 夫

ユスチニアヌス帝學說彙纂第九卷邦譯……………船田 享 二  
刑事判例研究(三九)……………草野約一郎  
連續犯に於ける同一罪名——住居侵入罪と目的の違法  
民事判例研究(六)……………民事判例研究會  
和議債權と相殺(前野順一)——裏書連續の有無疑問の場合  
(升本重夫)——合資會社社員の出資義務(権津盛一)——商法  
第七十八條に所謂知れたる債權者(佐々穆)——手形所持人に  
對する直接對抗事由と善意取得者の介在(岡村玄治)——石油  
試掘獎勵金交付請求權に對する轉付命令(岩田 新)——所謂  
受託金返還の義務(岩田 新)  
外國判例研究(一一)……………岩 田 新  
支那社會の發展と「中華民國憲法草案」……………東井 金 平

# 法曹會雜誌

第十三卷 第七號  
昭和十年七月一日發行  
定價金五十錢

司法省構内 法曹會

○私法に於ける公の秩序の觀念の機能……………

○保安處分論(一)……………

○中世武家法の雜務訴訟法……………

○名判官物語(三)……………

○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 判例要旨 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

日佛會館佛蘭西學長 ジュリオ・オ・ド・ラ・  
巴里法科大學教授 モランヂェール博士  
東京帝國大學法學部 助 教 授 福 井 勇 二 郎 譯

橫濱地方裁判所 佐 潮 昌 三  
判 事 細 川 龜 市  
法政大學講師 小 山 松 吉

振替口座東京一五六七〇番

# 月刊 財政金融雜誌

第一卷 第三號

本誌は本月號より單獨執筆雜誌たることを中止し、普通の財政金融雜誌として實務方面は主として大藏省關係の専門家に依り、財政金融の判例批評並に商法關係法律の研究は主として司法省、裁判所關係の専門家に依り各自執筆を願つて研究、實際の双方を掲載することとなりました。何卒此の際年極め御購讀下さらんことを御願ひ致します。

單獨執筆ならざる財政金融雜誌發刊の辭  
 所長 柴田義彦  
 我が國の財政金融界と民事訴訟  
 司法次官 長島毅

小切手法と支拂保證  
 大審院部長 菰淵清雄  
 五分利公債借換の時機  
 元大藏省主稅局長 青木得三

ポルトガルの財政政策と我が國の貿易  
 ポルトガル特命全權公使 法學博士 笠間泉雄  
 東京市の佛貸公債に關する  
 佛國大審院の判決に就いて  
 大審院判事 梶田年保

手形法の沿革と其の立法精神(一)  
 東京控訴院部長 小堀保年  
 外國爲替管理法に就て  
 大藏省外國爲替管理總務課長 星野喜代治

稅關統計  
 大藏省主稅局關稅課長 谷口恒二  
 酒造組合中央金庫設置論(一)  
 東京稅務監督局鑑定部長 鹿又親

米國の金融統制批判(一)  
 東京市公債課囑託辯護士 橋本渡  
 臨時利得稅法の本質に關する一考察  
 大藏事務官 田中豐

金融体系より觀たる信託制度(一)  
 大藏事務官 濱田徳海  
 現時の外國貿易と關稅政策  
 東京稅關支署長關稅官 藤崎銳樹

歴代藏相の憶ひ出(一)濱口雄幸氏  
 元大藏省主稅局長 青木得三  
 財政金融に關する判例批評(一)  
 擔當者—司法部の専門諸大家  
 大藏省官吏月旦(一)—次官より主任屬に至る自由なる人物批評—覆面子  
 金融閑話(其の三)—現行銀行法の由來—青木得三  
 財政金融に關する最近判例の要旨集(一)  
 財政金融部編  
 財政漫談(其の二)現行地租法の由來  
 青木得三  
 ゼネヴァ俱樂部例會記事・編輯後記  
 東京市麹町區富土見町二丁目一番地  
 東京市麹町區立法研究所  
 發行所 財政金融部  
 電話東京三四八六六番

御註文は直接當研究所財政研究部宛振替貯金を以て一分以上御拂込みを乞ふ  
 定價一冊金五十錢郵稅四錢  
 一年分十二冊金六圓(稅共)  
 半年分以下の御註文は郵稅  
 郵券付を乞ふ

## 編輯餘録

○ 刑務協會の茶話會に於てゼロム・デビス博士がアメリカ行刑の弱點を暴露してむしろ日本行刑を禮讚した。博士はアメリカ行刑が政黨政派に占領されて居ること、それによつて假釋放委員會が動もすれば偏頗に陥ることを痛嘆したが、この痛嘆は必ずしも隣國のこととして馬耳東風であり得ない。

○ 昨年十二月二十日にパリの司法省内に犯罪豫防國際協會が設立されたさうである。フランスの諸名士に加ふにドイツのウエイガント、ベルギーのコルニール、ベルベツクを始めとしてイタリヤ、スウイスから委員が送られ、白・獨・英・埃・瑞スウエーデン及セルビヤ國は之に參加したと報告されて居る。

○ 昔はベルギーのジユクベシオを中心として犯罪は世界共通の鼠賊であり共敵でありとの意味から今日

日の國際刑法並監獄會議の前身をつつたが、今また同じ意味の國際協會がつくられる。外交上極めてデリケートな關係に立つて居る國國のより集り丈けに奥ゆかしい集りではある。

○ アメリカと滿洲とに監獄暴動があつた。殊に滿洲國延吉監獄の暴動に於ては練習所出身の東看守長のいたましき犠牲となつた。監獄暴動はいつも監獄組織不備の表徴である。暴動と東看守長の死は何を物語るか。それは要するに治外法權撤廢をいそぐ滿洲國に對し監獄完備の要望に外ならぬ。滿洲當局東君をして犬死なさせざらんことを。

○ 府中刑務所が立派に出來あがつた。ただ形屋の立派さに止めしめることなかれ。

軍艦大和がいよいよ武藏に代ることが確定した。武神東郷元帥の名を汚すなかれ。

昭和十年六月廿五日夜  
 — あき羅 —

| 定規文注                                                                                   | 料告廣                  | 表價定                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------|
| ●御註文は總て前金のこと<br>●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱に<br>●御注文の際には必ず送附先明記のこと、従つて<br>●轉居の際は新舊住所を御届け下されたし | 一 一頁<br>二 一頁<br>三 一頁 | 一 冊(稅共) 金二十五錢<br>六 冊(稅共) 金一圓五十錢<br>十二冊(稅共) 金三圓 |

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
 昭和十年七月二日印刷納本  
 昭和十年七月六日發行

編輯兼 伊藤忠次郎  
 東京市飾葛區小菅町二八四番地

印刷人 竹田益平  
 東京市葛飾區小菅町二八四番地

印刷所 刑務協會印刷部  
 東京市麹町區西日比谷町一番地

發行所 刑務協會  
 電話銀座 二三四四・三八二五番  
 振替口座 東京 二五〇五九番

48<sup>e</sup> Année N<sup>o</sup> 7

Juillet 1935

# KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

Note éditoriale.

Makiuo, E. — Du problème du "standard of life" du  
prisonnier.

Hosokawa, K. — De la prison dans l'île d'Yéso (Hokkaido)  
au commencement de l'ère Méiji.

Ogawa, T. — Des problèmes de la sociologie criminelle.

Mouvement des idées à l'étranger :

B. Karpman, Preliminary to the psychotherapy of criminals.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice